

令和 5 年第 1 回大多喜町議会定例会

3 月会議会議録

令和 5 年 3 月 2 日 開会

令和 5 年 3 月 15 日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和五年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔三月会議〕

大多喜町議会議録

令和5年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録目次

第 1 号 (3月2日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	10
一般質問	10
山田久子君	11
根本年生君	24
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	70

議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
散会の宣告	80

第 2 号 (3月3日)

出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者	81
本会議に職務のため出席した者の職氏名	81
議事日程	82
開議の宣告	83
議事日程の報告	83
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	83
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第 3 2 号～議案第 3 7 号の一括上程、説明	119
散会の宣告	148

第 3 号 (3月15日)

出席議員	149
欠席議員	149
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者	149
本会議に職務のため出席した者の職氏名	149
議事日程	150
開議の宣告	151

行政報告	151
諸般の報告	152
議事日程の報告	152
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	152
日程の追加	161
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	162
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	164
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	164
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	165
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	166
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	167
発言の訂正	167
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
日程の追加	171
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
休会について	175
散会の宣告	175
署名議員	177

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 1 号)

令和5年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和5年3月2日（木）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	須藤明実君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君
代表監査委員	滝口延康君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 同意第 2 号 副町長の選任について
- 日程第 4 同意第 3 号 大多喜町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 5 同意第 4 号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第 10 号 指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 11 号 指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 12 号 大多喜町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 13 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 14 号 大多喜町保育園の設置、管理及び保育の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 15 号 大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 16 号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 17 号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 18 号 大多喜町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 19 号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 20 号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 21 号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 22 号 辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 19 議案第 23 号 大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） おはようございます。

本日は、令和５年第１回議会定例会を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。また、滝口代表監査委員にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名です。したがって、会議は成立しました。

ただいまから令和５年第１回大多喜町議会定例会を再開します。

これより３月会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

令和５年第１回議会定例会３月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、令和５年第１回議会定例会３月会議を開催させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございます。これによりご了承いただきたいと存じます。また、昨日３月１日から住民票等のコンビニ交付を開始させていただきましたので、併せてご報告をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の出現から３年が経過しようとしておりますが、過日、国において感染症対策におけるマスクの着用の考え方が見直され、県も感染防止対策の一部を変更し、基本的な感染防止対策のうち、マスクの着用については個人の判断に委ねることを基本といたしました。

このような中でございますが、３月は季節性インフルエンザや花粉症の流行シーズンのため、マスクを着用している人としていない人が職員も含め、当面は混在するものと思われます。

役場の窓口業務につきましては、当分の間マスクを着用し、対応をする予定でございます

ので、議員の皆様におかれましても、ご理解を賜りたいと思っております。

また、今までどおり基本的な感染対策は重要でありますので、換気、3つの密の回避、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生等の感染防止対策を引き続きお願いを申し上げたいと思います。

さて、本日から始まる第1回議会定例会3月会議でございますが、令和5年度の各会計の当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて、若干ご説明をさせていただきますと思います。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の終息に向けた兆しが見え始め、社会活動が回復しつつある中、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰への対策が必要となっております。

このような状況の中、国は令和5年度の地方財政対策につきまして、社会保障関係費の増加が見込まれる中、原油価格・物価高騰等の対策や防災・減災対策の推進など、様々な行政課題に対し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう、地方財政対策を講ずることといたしました。

本町の令和5年度一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等に対する国の対策を鑑み、税収や交付金等の歳入を見積み、歳出においては第3次総合計画・後期基本計画及び第2期総合戦略との整合性を図りながら、重点事業の着実な推進を中心に据えた予算編成とさせていただきました。

また、全ての事業について、その必要性、緊急性、費用対効果を十分に検討することを予算編成の基本とさせていただきました。

令和5年度の歳入における自主財源につきましては、町税が0.5パーセント増の11億395万1,000円、そのほか繰入金増額等により、自主財源総額は6.1パーセント増の23億8,885万8,000円となりました。

依存財源につきましては、地方財政計画を基に積算をし、地方交付税は普通交付税の増により10.1パーセント増の18億6,708万6,000円を見込み、県支出金や町債も増額となり、総額は前年度より11.6パーセント増の32億2,314万2,000円となりました。

一方、歳出において、総務費は千葉県150周年、姉妹都市45周年記念事業、千葉県議会議員選挙、多目的庁舎建設事業、消防機械器具整備事業、電子地域通貨事業等を計上させていただきました。

民生費につきましては、高齢者及び障害者福祉事業、少子化対策事業、子ども医療費助成

また児童手当支給、保育園及び児童クラブ運営費、国民健康保険等の特別会計への繰り出し等を加え、特別養護老人ホームの閉鎖に伴う事業費を計上させていただいております。

衛生費は、各種健康診査や健診、産後ケア等子育ての支援事業、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌感染症や乳児、乳幼児等の予防接種事業、合併処理浄化槽設置補助、ごみ収集や処理委託料、上水道高料金対策補助、また、斎場運営事業等に計上させていただいております。

農林水産業は、有害鳥獣の駆除や被害防止対策事業、基幹農道の整備、集落の農地維持活動の支援事業、間伐等森林保全のための森林環境譲与税事業、不耕作農地等の活用事業、災害に強い森づくり事業等を計上させていただきました。

商工費は、商業施設及び観光施設の管理運営、商業振興事業、公衆トイレ等観光施設整備、また、動画コンテストの実施等の観光PRの経費などを計上いたしております。

土木費につきましては、会所弓木線などの道路改良工事、橋梁長寿命化事業、町道維持管理事業、地籍調査事業、町営住宅管理事業等も計上させていただいております。

消防費は、広域常備消防の負担や地域の消防団運営、町の防災対策事業等で、消防車両の更新、千葉県防災行政無線の再整備などの予算を計上しております。

教育費につきましては、学校施設管理、学校給食費補助金、児童生徒の送迎バス運行費、また公民館、海洋センター、図書館の管理運営等と、大多喜小学校の駐車場の整備、西小学校のグラウンドの排水工事、また海洋センター野球場の防球ネット増設工事などを計上させていただいております。

これら一般会計の予算総額は、過去最高の前年度より9.2パーセント増の57億1,200万となりました。特別会計と企業会計は、それぞれの会計の目的に沿った予算編成を実施させていただきました。

このようなことから、令和5年度予算の一般会計と特別会計の合計額は、前年度より4.8パーセント増の84億1,157万4,000円となりました。

以上、令和5年度当初予算編成方針について申し上げさせていただきましたが、円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰など、経済状況も不透明なところがあり、今後の状況により必要な予算を措置するなどの対応をしてまいりたいと存じますので、各議案とも十分なご審議をいただき可決いただきますよう、心からお願い申し上げます。

最後に、今回の定例会の会議事件でございますが、本日は一般質問が行われ、副町長、教育長などの人事案件、指定管理者の指定、また条例の一部改正、辺地に係る総合整備計画の策定及び過疎地域持続的発展計画の変更などが予定され、明日3日は、工事請負契約の変更、

各会計の補正予算、そして令和5年度の予算の提出がされております。

以上、各案件ともよろしくご審議いただきまして可決賜りますよう、心からお願い申し上げます。会議冒頭の挨拶とさせていただきますと思います。

どうぞ本日もよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。令和5年第1回議会定例会2月第2回会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

なお、このうち、2月20日、第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、11番吉野一男君から報告願います。

○11番（吉野一男君） ちょっとマスクを取らせていただきます。

それでは、報告いたします。

令和5年第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が2月20日10時に広域の会議室において招集されました。渡邊泰宣議長、野村賢一議員、私と3人で出席しましたので、ご報告させていただきます。

開会前に報告がありまして、いすみ市議会議員の任期満了による改選が行われ、魚地展弘議員、川嶋英之議員、麻生実議員が組合議員に選出されました。大多喜町議会選出の麻生勇議員の後任として、渡邊泰宣議員が選出されました。副議長の選挙が行われ、麻生実議員が副議長に当選されました。

次に、議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が一部改正され、改正後の法律が直接地方公共団体に適用されることに伴い、同法において条例で定めることとされている事項等を定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

主な内容は、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付等に要する費用を徴収すること、開示決定等の期限を旧条例を踏襲し15日以内とすること及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合情報公開個人情報保護審査会に諮問することができることとする等の規定を定めるもの

であります。

続いて、議案第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合情報公開個人情報保護審査会条例の制定については、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されることに伴い、夷隅郡市広域市町村圏事務組合情報公開個人情報保護審査会の設置等について定めるため、本条例を制定するものであります。内容は、審査会の組織、所掌事項及び調査権限を定めるものであります。

続いて、議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、令和4年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じて所要の改正をするものであります。

主な内容につきましては、第1条は、令和4年12月の勤勉手当の支給割合を一般職0.1月引き上げ1.05月に、また初任期及び若年層に重点を置き、月例給を平均0.3パーセント引き上げる給与表の改正をするものであります。第2条は、令和5年度以降の勤勉手当の支給割合を一般職で6月期及び12月期それぞれ1.00月にするものであります。

続いて、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日から地方公務員の定年年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることに伴い、所要の整備をするものであります。

主な内容につきましては、定年年齢の段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢制限、定年前再任用短時間勤務制度及び情報提供、意思確認制度の導入並びに暫定再任用制度の措置及び60歳以降の職員の給与の取扱い等を規定するもので、8条例を一部改正し、1条例を廃止するものであります。

続いて、議案第5号 令和4年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ744万円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1,114万9,000円にするものであります。

内容であります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、給料及び勤勉手当の改定に必要な額の組替え及び増額を行うほか、自動車燃料費、電気料金の高騰に伴う燃料費等の増額、新型コロナウイルス感染症に対する消防職員の感染予防対策用品の購入及び令和4年第2回定例会において可決された消防緊急デジタル無線装置物品購入契約に係る損害賠償請求事件の調停が成立したことによる国庫支出金の返還並びに関係市町への返還金を計上するものであります。

続いて、議案第 6 号 令和 5 年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計予算については、歳入全体の 90.7 パーセントを各市町の分担金としていることから、予算編成に当たっては、従来の予算内容及び前年度決算を踏まえ、国・県の交付金、補助金等を最大限活用し、歳入予算の確保を図りながら、本組合で担う事務事業の重要性、費用対効果、効率的な運用を考慮し、各種事業費を計上いたしました。

一般会計の予算規模は 20 億 4,143 万 1,000 円で、対前年度 4,001 万 2,600 円、2.0 パーセントの増となりました。

続いて、発議第 1 号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、土井茂夫議員から提出されました全議案及び発議第 1 号とも全員賛成で可決されました。

以上で、令和 5 年第 1 回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、2 月 13 日、第 1 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。この件につきまして、2 番麻生勇君から報告をお願いします。

麻生勇君。

○2 番（麻生 勇君） それでは、令和 5 年第 1 回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

本定例会では、発議が 1 件、副連合長及び監査委員の選任が 2 件、10 件の議案が一括上程され、全て原案どおり、同意、可決されました。

発議案第 1 号は、広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定で、個人情報保護法の施行に伴い、地方公共団体には同法が直接適用されますが、議会については同法の適用除外となることから、今後とも個人情報の適切な取扱いを確保するため、議会における個人情報の保護に関する条例を新たに制定するものです。

議案第 1 号は、任期満了に伴う副広域連合長の選任、同意についての議案で、東庄町長の岩田利雄氏が選任されました。

議案第 2 号は、広域連合監査委員の選任、同意についての議案で、八千代市出身の税理士、木下勉氏が選任されました。

議案第 3 号は、個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するもので、個人情報保護法制の全国一元化に伴い、個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の施行に

関し、必要な事項を定めるものです。

議案第4号は、管理監督職勤務上限年齢等を定める条例を制定するもので、地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制について必要な事項を定めるものです。

議案第5号は、職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給料、期末手当及び勤務手当の改正を行うものです。

議案第6号は、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料の被保険者均等割額の軽減に関する基準を改めるものです。

議案第7号は、個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するもので、個人情報保護法制の全国一元化に伴い、個人情報保護制度と密接な関係を有する情報公開制度との整合性等を図るため、関係条例の整備を行うものです。

議案第8号は、地方公務員法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するもので、地方公務員法の一部改正による管理監督職勤務上限年齢制の導入等に伴い、関係条例の整備を行うものです。

議案第9号は、令和4年度広域連合一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,964万8,000円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ24億2,461万9,000円とするものです。

議案第10号は、令和4年度広域連合特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,122万7,000円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ7,259億7,636万9,000円とするものです。

議案第11号は、令和5年度広域連合一般会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,240万5,000円とするもので、前年度と比較して5億1,856万4,000円の増額となっております。

議案第12号は、令和5年度広域連合特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,446億2,239万9,000円とするものです。前年度と比較して301億2,658万7,000円の増額となっております。

最後に、一般質問が行われ、4名の議員が登壇し、新型コロナウイルス感染症対策として、時間を短縮して実施されました。なお、議案の抜粋をお手元に配付してありますので、詳細な議案をご覧になりたい方は、議会事務局に備え付けてありますので、確認をお願いいたします。

ます。

以上で、簡単でございますが、報告させていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、2月27日に実施しました。例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、本3月会議の審議期間ですが、本日から3月15日までとします。本会議の審議は、本日と明日3日、6日、そして15日とし、この間、8日と9日に総務文教・福祉経済合同の常任委員会協議会を開催する予定です。

8日は総務文教常任委員会所轄事務、9日は福祉経済常任委員会所轄事務について、新年度予算の内容説明を受けることとしています。執行部の皆様には、よろしくお願いいたします。

議員の皆様に申し上げます。

事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑をされるようお願いします。

それでは、お配りしています議事日程に従い、議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊泰宣君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

9番 山 口 定 夫 君

10番 森 久 君

を指名します。

◎一般質問

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、一般質問を行います。

なお、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご了承願います。

報告順に発言を許します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（渡邊泰宜君） 初めに、7番山田久子君の一般質問を行います。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 7番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、大多喜町第3次総合計画・後期基本計画の中の観光振興施策のPR活動の強化と観光案内板の整備、おもてなしの活動に取り組む団体、個人への支援と、福祉施策の高齢者保健福祉施設機能の整備充実、安全・安心な暮らしの確保などの観点から、大綱3点にわたり質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、大綱1、ユニバーサルデザインとユニバーサルツーリズムによる高齢者・障害者に優しいバリアフリーの町づくりについて、福祉的観点から利用者の視点で質問をさせていただきます。

全国的に高齢化が進む中、大多喜町の高齢化率は2020年で43.8パーセントと言われております。2030年には51.3パーセント、2045年には58パーセントと予測をされております。2045年の全国平均の予測が36.8パーセントですので、大多喜町の高齢化率は現状でも高いものにあると言えると思います。

そのような状況の中、年齢を重ねても住み慣れた地域でいつまでも安心・安全に暮らせるには、家庭内だけでなく地域や町の施設のユニバーサルデザインと言われる考え方での、暮らしに関係している施設整備の充実が必要ではないかと考えます。

例えば、医療機関や商店、飲食店などです。トイレの洋式化や手すりの設置、段差の解消、つえの使用や車椅子、シルバーカーで移動する場合のスロープの設置、溝や傾斜の見直しによる利用者さんのつまずきやバランスを崩すことでの転倒の回避です。

飲食店では、車椅子のままでも利用可能なテーブルの設置、施設内トイレの洋式化やオストメイトの設置、宿泊施設や宴会などを行う施設では、浴室やお部屋の改修などもあり得るかもしれません。

高齢者の方々がつえや車椅子が必要になっても、今までのように日常生活を営めることは、通院への安心感、買物や外食の楽しみにもつながると思います。1人で動ける機会や人とのつながり、コミュニケーションを取ることができる期間が長くなることも考えられ、お元気に暮らしていただくための活力の一つになるのではないかと考えます。ご高齢者に優しいま

ちづくりは、障害をお持ちの方にとりまして、優しい町になるのではないのでしょうか。

また、車椅子でも利用できるまちづくりは、ユニバーサルツーリズムと言われる障害の有無や年齢などに関係なく、全ての人が安心して楽しめるような旅行活動のできる町にもつながるものだと思います。本町におけるコロナ後の観光のまちづくりの一つの視点として、高齢者や障害者にも優しいまちづくりに取り組み、観光面にも生かしていくことができればと考えております。

本町は、東京に近い利点があります。これを、利点を生かし、遠くにはなかなか旅行に行けないけれども、つえを使用していても、車椅子でも出かけることのできる町、リフレッシュに訪れていただくことのできる町になればと思います。

それには、おもてなしに取り組む町としての施設整備の充実に取り組んでいくことが大事になると考えます。しかしながら、施設整備にはお金がかかります。そこで、既存の施設をユニバーサルデザイン、ユニバーサルツーリズムの観点で施設整備に取り組んでくださる医療機関、商店、飲食店、宿泊施設等に、補助金総額や補助金交付期間を設けた上で補助金を出し、町民にも、町を訪れた方にも優しいまちづくりの推進を図ってはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宜君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまのご質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

山田議員のご質問にあるように、暮らしに関係する施設整備の充実につきましては、商工観光業の振興につながり、商店、飲食店、宿泊施設などの観光客を含めた、全ての利用者が快適に利用できる環境づくりにつながると考えます。

そして、本町は都心から近い観光地を一つのPRポイントとしております。様々な方を受け入れる優しい町としてPRすることは、都心などに居住する高齢者や障がい者にとって訪れやすい観光地という印象を与え、観光客の増加につながると考えます。

今回、ユニバーサルツーリズム、観光面からの観点でお答えさせていただきます。

現在、町内では、公共施設、道の駅、宿泊施設及び公衆トイレなど、多目的トイレの設置やスロープ、手すり、車椅子の常備など、できる限りの改修を行い、ユニバーサルデザインに基づいた仕様を取り入れ、全ての観光客が利用しやすいように努めています。

しかしながら、商店や飲食店、宿泊施設等の商工観光事業者の設備につきましては把握していないため、また、商工観光事業者の意向を確認することも必要でございます。

今後、調査を実施するとともに、その結果を町の判断材料の一つとして、関係各課を含め考えていかなければならないと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。町が所管しているいろいろな施設におきましては、本当にここ何年か、お手洗いですね。洋式化やいろんな部分で取り組んでいただいていると思っております。

しかし、今課長からご答弁ございましたように、商工観光事業者さんにおきましては、なかなかそこまでいかないと。お店とか、そういう事業所さんがあるのかなというふうに思っております。

それと、医療機関におかれましても、いろいろな段差ですとか、いろんな整備ができているところと、ちょっとまだできていなくて、お年を召す中で通院するのに難しいんですというお声なんかもいただいているところでございます。

先ほど、課長のほうで今後調査をしていくということでお話がありましたけれども、その際に、商工観光事業者様だけでなく、医療機関、その他も含めまして、一緒に調査をしていただければありがたいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 商工観光事業者のほうはもちろんのことなんですけれども、医療関係機関につきましては、関係課もございますので、協議しながらその辺は進めていければと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） よろしく願いいたします。できれば、できるだけ早くに調査をしていただきまして、進めていただけるとありがたいかなと思います。毎日毎日年々年を取ってまいりますので、またコロナ禍以降の観光の政策としても、早めに手を打っていただけると、余計にさせていただくこともできるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ユニバーサルツーリズムの視点での観光案内パンフレットの作成についてお伺いをいたします。

現在、町では観光案内看板の設置やその内容の充実に取り組んでくださっており、工夫が感じられ、目を引く明るいものとなってきております。本当にご尽力をいただきまして、あ

りがとうございます。

その上で、旅行活動で誰が必要になるのがお手洗いです。また、買物や食事場所を選ぶのも一つの楽しみです。

そこで、町で作成している観光案内パンフレットに、それぞれの場所に設置されているお手洗いの状況、洋式トイレの有無やオストメイト設置の有無、車椅子利用の可否など、また、車椅子での買物や飲食、宿泊が可能などの情報が一目で分かるユニバーサルツーリズムの視点からのパンフレットを作成してはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） ただいまの質問につきまして、商工観光課からお答えさせていただきます。

昨年度以降、更新を実施しました観光案内看板等につきましては、ユニバーサルツーリズムに対応したデザイン表記を取り入れていますが、既存の観光パンフレットにつきましては、トイレ等の表記はあるものの、ユニバーサルデザインを十分に取り入れた表記とは言えない状況でございます。

現在、パンフレットが約5,000部ございますけれども、約半年ほどで在庫がなくなる見込みでございますので、更新の際に全ての情報の表記は難しいと考えますけれども、トイレを中心にユニバーサルデザインとの関係が深い、世界標準化のされたピクトグラムなどをどんな人でも分かりやすく、一目で理解してご案内ができるような表記に考慮しました観光案内パンフレットの作成に努めていければと考えております。

また、インターネットをご覧になり来町される方も多いと思われますので、このような内容を考慮して町のホームページなどにも掲載していければと考えます。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。課長のほうから本当に前向きな今、ご答弁をいただきました。ピクトグラムということで、私なんかですとオリンピックが非常に分かりやすいなというふうな感じを持ったんですけれども、やはりそういう表示というのは、分かりやすい、読むのが大変目がよくなったりとかしましても、表示というのは分かりやすいなというところで、本当に工夫を凝らしていただけるものが出来上がってくるのかなと、そのように感じさせていただきました。

今先ほども申し上げましたけれども、看板においても本当に担当課さんで考えてくださっ

ているなというものが見受けられるような、本当にそんな看板になってきているように感じております。前は何かちょっと本当にご案内だけの看板だったんですけれども、本当に町が観光に取り組んできているなというのが分かるような、そういったところもございますので、こちらのパンフレットにおいても期待をさせていただきながら、つくっていただければありがたいなと思っております。

それと同時に、私はこのパンフレットは身近なリフレッシュの場を知っていただくというところで、町民の方々にもご利用いただけることができるというなと思っております。

日頃の介護ですとか、日頃のやはりなかなか外へ出られないところで、観光客の方はもちろんなんですが、地元の方がちょっとどこかに行くというものに使わせていただくような、そんな案内的なものになってもらえるというなという思いも持っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大綱2、旅先納税、ふるさと納税の新規導入について質問をさせていただきます。

本町では、ふるさと納税、企業版ふるさと納税と取り組んでいただいておりますが、最近、ふるさと納税の新しい形として旅先納税が注目され、テレビでも紹介がされていたようです。

これは、旅行や出張で訪れた旅先の自治体に、スマートフォンから簡単に手続きができるふるさと納税とのことです。寄附した返礼品として、その地域内で利用可能な電子券を受け取り、地域内の宿泊施設や飲食店、お土産店などの加盟店ですぐに利用でき、旅先で寄附をしたその3割が電子ギフトで戻ってくる仕組みで、自己負担の2,000円分を除いた金額が翌年の住民税などから差し引かれるのは、ふるさと納税と同じだそうです。

従来のふるさと納税の返礼品は、特産物や農産物を取り扱う事業者が多かったのですが、大多喜町ではいろいろと工夫をしていただいて、ゴルフ場利用券ですとか、宿泊券とかやっていたところがございますけれども、観光業や飲食店など、幅広い事業者に経済効果が普及されることが期待される方法とのことです。

本町では、既に返礼品として取り組んでいただいているところもございますが、実際にその地域を訪れて楽しみながら、町を知っていただきながら、旅先のその場で納税をしていただき、その場で電子券を使っただけというところが良いのではないかと思います。今まで以上に町内のお店等で使用していただき、地域振興につながることをできないかと思えます。

そこで、新しい税收財源の一つとして、また、地域活性化策として、旅先納税制度を導入してはどうかと思えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） ただいまの山田議員の質問に財政課からお答えをさせていただきます。

ふるさと納税の新しい形として、旅先納税を導入したらどうかということですが、大多喜町に訪れた方がその場でふるさと納税ができる仕組みは、ふるさと納税を増やす有効な方法の一つだと考えております。

旅先納税は、ふるさと納税のサポート事業者が電子クーポン券などを返礼品とした仕組みの一つで、同様の仕組みについて複数の事業者が提供しており、そのうちの一つを大多喜町では電子感謝券、名称としては大多喜町チョイス P a y と言いますが、こちらを令和3年度から返礼品に加えているところでございます。

これはスマートフォンのアプリを利用して、時と場所を選ばず、ふるさと納税をした際に、返礼品として電子ポイントを即座に受け取ることができるもので、仕組みとしては、大多喜町の電子地域通貨と同じように使用できるように、加盟店で新たな操作の習得や特別の機会も必要ないものとなっております。

今回、ご質問にあったことにも限らず、こちらの電子感謝券について、利用できる場所でのPRなども含めて、返礼品の拡充はもちろんですが、寄附しやすい環境や仕組みづくりの導入を考えて、より多くの人にふるさと納税をしていただけるように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 今のご答弁いただきまして、今私がお話したようなものは既に町が実施をしているということでございましたけれども、それでは、その町の電子通貨を使用しましたふるさと納税、こちらは現在どのようなお店というか、店舗で何件くらいの登録があり、ご利用していただけるのか、お伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） この電子感謝券の使用できる場所ですが、宿泊施設で3か所、飲食店、食事ができるところで3か所、また、体験できる場所としてゴルフ場などを含めて3か所の合計9か所で利用できるようになっており、こちらは町のホームページでも見ることができます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） 今、9 か所ということでお話がありました。そういう意味では、もっとこれを皆さんに知っていただく、この制度がある、仕組みがあるということを旅行に来ていただいた方、大多喜町に訪れていただいた方に知っていただくということが、ふるさと納税としての拡充になっていくのではないかなと考えるところでございます。

実は私もちょっとこれ、探したんですね。チョイス P a y というんですかね。私はこれがあるということを知らなかったので、まず探すのが難しかったですし、探したとき、そのチョイス P a y が感謝券になるというのが、何か頭の中がふるさと納税は品物で返すというものの、それが私の場合で申し訳ないですけれども、固定観念がありましたので、こういう電子通貨で返してもらえている制度があるということ自体までを考えていなかったとか、想定していなかったんで、そもそも論が探しに行っていないんですね。そういう制度というものにたどり着いていないというのが自分で感じました。

ですので、こういった制度があるということを、今課長も今後周知が大切だとおっしゃっていましたが、本当にこれをもっと皆さんに知っていただくための周知、広報が大切ではないかなと思いました。

それに、ホームページという部分も一つとしては大事だと思いますし、また、ポスターなどをつくっていただいて、訪れた方がお店や宿ですとか、ゴルフ場ですとかに来たときに、あっ、ここでやれるんだというものが分かってもらえるような形のものが本当にあるとよろしいのかなと思いましたし、今 9 店舗、9 事業者さんということでございましたけれども、もっとここを使っていただける事業者さんを増やしていくということも大事な部分かなと思っているんですけれども、その点はどのようにお考えになれますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） まさしく山田さんが今おっしゃったとおり、今後、利用できる場所の拡充、特に飲食店とか、あと、体験とかできるような事業者の方に広げていきたいというふうに考えております。

また、使える場所に、今現在はちょっと小さめの Q R コードを表示するようなもの、それと、あと簡単な A 4 サイズぐらいのチラシしかないので、今後、電子通貨と同じようにのぼりとか、ポスターとか、そういうものを事業者さんと協議しながら、設置の方向についてちょっと進めていきたいというふうには考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） ありがとうございます。大多喜町の電子通貨導入以来、いろんなところでこちらの電子通貨を利用していただきながら、大きく町の事業者さんにお金を落としていただいているようなものにつながってきているのではないかなと思っております。より一層、町で作ったこの地域通貨というのが、それを電子感謝券という形で、町外の方からも落としていただけるようなものにつながっていくと、本当にありがたいのかなと思っております。何とぞどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、最後になりますが、大綱 3、緊急時の対策として、軽の緊急車の導入推進と A E D の普及について、お伺いをさせていただきます。

以前にも、多くの議員さんから、救急車の通れない道路の拡幅などについて質問がされてまいりました。町の高齢化率や高齢層の高まりにより、その地域にお住まいの方々のご心配、不安はより大きなものになっているように感じております。狭い道路の拡幅の取組に対し、町のお力をお借りできないものなのかとのお声も、様々なところでいただいているところでございます。

そこで、改めてお伺いをいたします。

町道等を拡幅する場合における町の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 山田議員の質問に建設課からお答えをさせていただきます。

幅員の狭い道路の拡幅につきまして、各地区から多くの要望、またご相談がございます。この幅員の狭い道路の改良工事ですけれども、土地所有者のご理解をいただき、用地を確保して工事を進めているところでございます。

特に、集落内道路の拡幅工事に関しましては、その地域において、拡幅部分の土地の所有者の方へ、土地の提供の承諾を取りつけてくださるようお願いをしております。その上で、用地取得のめどがついた上で、町の計画に計上して順次、事業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） 分かりました。ご答弁としては以前いただいたものと変わりがないということで、やはり用地のほうは地域で何とかお話をしていただければということでございました。といっても、なかなかそれが難しいのが今残っている場所なのかなというふうに感

じておるところでございます。

今回、緊急対策ということでご質問させていただいておりますことから、そこでということになるわけなんです、その狭い道でも入れるような軽の救急車の導入推進についてお伺いをしたいと思います。

山間地域などの狭い道では、通常の救急車では通れないところがございます。搬送が必要な患者さんの自宅や事故現場まで近づけず、手後れになるおそれも心配されています。

そこで、注目されるのが軽自動車をベースにした救急車です。これにより搬送時間を短縮することが期待がされます。実際に、離島や山間地域で導入しているところもございます。

通常の救急車が購入費に数千万円かかるのに対し、軽の救急車は半額以下で済むと言われ、燃費や維持費も安く済むメリットもあるようです。一方、小型の軽救急車は、機材を搭載できる場所が狭いことや患者家族が同乗できないなどのデメリットもあることから、導入している各地の消防では、いろいろな工夫を凝らしながら運用をしているようでございます。

中には、救急現場には軽の救急車で向かい、患者さんの搬送先や状態により、途中で普通の救急車とドッキングしての搬送をする場合もあるようです。

本町では、救急搬送は夷隅郡市広域消防本部に大変お世話になっており、救急時には消防隊との一体の出動もしていただいております、大変ありがたく思っております。しかしながら、ストレッチャーでの搬送は、雨の日や道路の凹凸などもあるのではないかと考えるところで

す。

救急車の導入については、夷隅郡市広域市町村事務組合の管轄でございますが、救急車の通れないところにお住まいの方々の不安を取り除き、安心して生活していただくために、軽の救急車の導入ができないものかと考えます。救急車の入れないところは、大多喜町以外でもあるのではないのでしょうか。

そこで、町として、夷隅郡市広域市町村事務組合に軽の救急車の導入を求める働きかけをしていく考えはないか、お伺いをさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） ただいまの山田議員の質問に企画課からお答えさせていただきます。

山田議員さんから今話出まして、平成23年1月の救急業務の実施基準の改正によりまして、軽自動車をベースとした救急車の運用が可能となったことから、離島や山間部等の狭い道で、一般の高規格救急車が進入できない集落を抱える地域の消防本部等において、軽の救

急車や小型多目的搬送車等の運用実績があるようでございます。

本町の救急に関しましては、広域連携による事業を行っておりますので、夷隅郡市広域市町村圏事務組合のほうに確認しましたところ、これまで管轄する市町から軽救急車の導入について要望された経緯がないため、導入に関して積極的な検討や情報収集はこれまでしていないということでございます。

本件に関しましては、先ほどおっしゃったとおり本町だけが抱える課題ではないと考えますので、構成市町と円滑な救急活動のための様々な情報収集や地域の状況を踏まえて検証を行いまして、夷隅郡市広域市町村圏事務組合においても、導入による効果や課題などを調査していただけるよう働きかけてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） ありがとうございます。本日、議員の席に広域消防さんの緊急搬送の何か資料を配っていただいていたので、ちょっと目を通していただけでしたので、詳しい状況が分からず、また数が違っているかもしれないんですが、大多喜町でも毎日1.6人の方が救急車のお世話になっているようでございます。

今回、私が軽の救急車の導入ということでお話をさせていただきましたけれども、課長のほうでは今までそういうお話が議論として、また課題として上がってきたことがないということでございましたので、すぐにいい回答がいただけるものではないとは思いますが、ぜひ何かの機会でもまたこういったところも提唱しながら、導入に意味があるようであれば、ぜひお願いをして進めていただきたいと思いますと思うところでございます。

やはり救急車が入れないところ、また山間部なんかというのが、そういうところが多いと思うんですけれども、そういうところはもう来ること自体が時間がかかります。もう15分、20分、30分かかりますので、そこからまたどこかに停めていただいてストレッチャーでとなりますと本当に大変、難しいところがございますので、ぜひ議論をしていただいて、ご検討いただくような形をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

ということで、次にAEDということになってくるわけなんですけれども、そうしますと、じゃ、その人たちの命をどうやって守っていくのかというところで、次に、AED、自動体外式除細動器の普及について質問をさせていただきたいと思います。

心臓発作を起こした方を救命する自動体外式除細動器AEDは、一般の方も使用できるようになりました。夷隅郡市広域消防本部をはじめ、その取扱いの研修を実施してくださって

おります。私も何回か受けさせていただきました。

AEDは、駅や役所などへの公共施設の配備がされております。また、夜間、休日でも利用できるコンビニへの設置や、場所によっては女性の傷病者の胸部、胸を覆い隠す三角巾の備え付けにも取り組み、緊急時により使いやすい環境も整いつつあります。

しかしながら、町なかを離れますと、設置箇所は減少しております。救急車が到着するまでの時間も必然的にかかります。先ほどの救急車が直接入ることができないところでは、より時間がかかるのではないかと考えるところでございます。

そこで、緊急時の対応として使えるように、地域の宿など、比較的身近な場所に、夜間でも取り出すことができるような、ボックス型のAEDの普及を町として取り組んではどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に健康福祉課からお答えさせていただきます。

ご存じのとおり、AEDは心停止や心室細動という心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態の心臓に対して電氣的なショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器で、心停止等が起こった直後に処置をすることで、救命効果が高くなると言われています。

救命率は、心停止から1分ごとに7から10パーセント程度減少し、10分を過ぎると限りなくゼロパーセントに近くなってしまいます。よって、心停止等が起こってしまった場合は、一刻も早い処置が必要となり、より近くにAEDのある環境が望まれるところでございます。

現在、大多喜町内の公共施設と企業等に設置されているAEDの数は、県のホームページによりますと、31施設、36台が設置されています。企業等の多い地域には、比較的多く設置されていますが、山間部等は設置数が少ない状況でございます。

ご質問の、夜間でも取り出しができるようなボックス型のAEDを設置してはとのことでございますが、こちらは屋外型のAEDのことかと思われます。確かに、多くのAEDが設置され、どこからも至近距離に、いつでも利用可能なAEDがあることは理想的でございますが、AEDは設置するだけで完了するものではなく、本来の機能が維持され、適切に利用するためには、消耗品等の定期的な交換や点検など、設置後も継続的な維持管理が必要となります。

また、設置については、土ぼこり、雷、直射日光による影響を受けない場所に限られるほ

か、温度や湿度をコントロールするために電源の確保も必要となります。さらに、盗難やいたずらのおそれなどにも考慮するなど、設置場所については十分精査していく必要があると考えます。

以上のことから、現時点では積極的に屋外型のAEDを設置していく予定はないことにご理解をいただきたいと存じます。

しかしながら、AEDの設置の少ないエリアをできるだけなくし、一人でも多くの方を救えるように、設置の少ないエリアにある旅館等に、AED導入が進むよう周知していきたいと考えます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） AEDということで、必要性はあるんですよということなんですが、なかなか設置が難しいということでした。

正直な話、やっぱり地域の宿とかで、自分たちで設置をしているところもあるかも分らないんですが、やはり1台20万ちょっとぐらいするんでしょうかね。それから、今課長さんがおっしゃったように維持管理という、更新というんですか、メンテナンスというんですかね。そういったところも必要になるということで、やはり今、地域でも住民の方が減ってきて、地域の予算も少なくなっている中で、維持をしていくということを考えると、なかなか難しいねというところもあり、設置に踏み切れないというところもあるかと思います。

なので、私は町としてこの辺を取り組んでいただくことができないかなと思いました。もし地域の宿が留守がちで難しいということであれば、その近隣のご自宅で、どこかご協力いただけたところに設置をさせていただくというふうな考え方はどうなのかなと、今お話を聞いていて思ったところでございます。

特に、山間部ですね。どんなに急いでも救急車はかかるんですね。そういったところから、もしくは救急車が入れない集落などからでも設置を考えていただくことができないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） やはりAED、先ほども時間との勝負だということを申し上げたんですけれども、10分たつと確かにもうあまり見込みがなくなってしまう。5分以内でも社会復帰する確率はかなり低いということでございますので、もう倒れたら、倒れたというか、心停止等からは3分以内に実施するということが理想的と言われておりますので、現

実問題その場所になれば、ほとんど難しい状況かと思います。

ですので、大きな施設と商業施設等では400メートルとにかく短い範囲に、エリアに1台は設置しようというガイドライン等も示されておりますので、やはり外にあって、それを取りに行くというのはなかなか現実問題難しいところもあるかと思うので、でしたら、例えば心肺蘇生、救急車が到着するまで心肺蘇生の習得する機会等を設けるような講習等を増やして、できるだけ多くの方、一人でも多くの方が心肺蘇生法を身につけて、そちらで対応する、ソフト的な部分で対応するというほうが現実的じゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かります。課長のおっしゃること、なるほどというところでございます。

粘るわけではないんですが、このAEDについて、また設置とかの検討をしてもらう可能性があるのであれば、検討していただきたいという思いもあるところでございます。

その上で、今課長が心肺蘇生の講習会等を増やすことが現実的ではないかという話をいただきました。本当にそのとおりだなと、正直私も聞いていて思いました。

と申しますのは、私の家でも何度か救急車お世話になったこともあるんですけども、やはり救急隊、お電話しますと、救急隊さんというんですかね、心肺蘇生できますかと聞かれるんですね。まず聞かれるんです。できませんと言うと、では、電話で教えるのでやってくださいと、このように言われます。なので、やはりこれを続けていくということが大事なんだなということです。

ただ、その中でやっぱり時間もかかると。体力も落ちますんで、AEDがあるといいなという正直なところは、そういう思いもあります。

それと同時に、先ほども私もこの講習会に行かせていただいたということをお話しさせていただきましたけれども、そのときのお話の中でありましたのは、例えば私が講習を受けさせていただいて、若干なりのにわか知識ですので、忘れてしまうかもしれませんが、それで家族が倒れたときには、私が例えば心肺蘇生をすることはできるわけなんですね。じゃ、私が倒れたときは誰がやってくれるのというのがあるわけなんです。

ですので、やはり家族で誰か1人はこの心肺蘇生の講習を受ける、もしくは知っていただく。それと同時に家族みんながすることができれば、本当にみんながそれぞれ助け合うことができるということなんだなというふうに、ちょっと感じたところがあったんですね。

ですから、そういう意味では課長のほうからご提案ありました心肺蘇生の講習の機会を増やすということで、こちらのほうも何かの形で検討していただいて、その機会を身近でもっと受けられるような取組をしていただくことができるとうりありがたいかなと思ったんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） そうですね。この機会というのは例えば、消防ですとか、いろいろなところをお願いして増やしていければと思います。

また、1回受けても、これ、やはりすぐには身につかない。時間がたつとともに忘れることは多いと思うんですね。私も何度かそれは経験していますけれども、今、じゃ、すぐできるかという、なかなかちょっと厳しいのかなと思いますので、継続的に、定期的にですね。受けていただくというのが必要じゃないかなと考えております。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。よろしくお願いいたします。

すみません、AEDからちょっと違う方向性の質問になって、またお願いになってしまったんですけれども、何とぞよろしくお願いいたします。

これからも町民の皆様が安心して暮らしていけるよう、様々な点でご検討いただけるようお願いいたしまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

また、本日はちょっと花粉症の関係で大変見苦しい質問となってしまいました。ご協力ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

なお、11時30分から再開します。

（午前11時17分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

◇ 根 本 年 生 君

○議長（渡邊泰宣君） 次に、5番根本年生君の一般質問を行います。

○5番（根本年生君） 通告に基づきまして、一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それで、私も山田議員と同じようにちょっと花粉症がここのところひどくて、ちょっとご迷惑をかけることがあるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

私は今回、大多喜高校の件について、本当に大多喜高校の活性化のために大多喜町、大多喜高校を本当に一生懸命いろんなことを取り組んでいただいて、おかげさんで大多喜高校も少しずついい方向になっているのかなと思って、感謝しているところでございます。

その件について、多くの町民が今、大多喜高校とか大多喜町がどのような取組を行って、どのような成果が上がっているのか、そういったことをお知らせするとともに、今後の展望について少しお話をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。

大多喜高校に対する今後の支援体制・施策の拡充強化についてということで、千葉県では昨年、新たに県立高校改革推進プランを策定し、県立高校の統合及び改革を進めています。

これは皆さんご存じのように、昨年度からの県内の公立高校をどうするのかということの懇談会を開きまして、去年、今度その懇談会の提言を受けて、実施計画を作成すべく、県のほうは審議会を開いて、今後の改革推進プランの案から実際に行動に移すということでプランが発表されたことでございます。それについて質問させていただきます。

大多喜高校も数年、定員割れが続いています。これは本当にご存じのとおりだと思います。しかしながら、人口減少が加速する中で、大多喜高校の定員のほうは以前満たしてはいないんですけれども、少子化の割合に比べれば、本当に皆さん頑張っていただいて、ある程度のところで止まっているということについては、感謝しているところでございます。

しかし、大多喜町も小中学校の統合を進めたように、県も統合を進めていることは、これはまさしく事実でございますので、その件について質問します。

また、大多喜町の高校存続のため様々な施策を打ち出し行っていること、またその成果も出始めているものと認識しています。特にコンソーシアム、大高探究、あと文科省のアソシエイトという認可も受けて、本当に地域と一緒に歩むという形を進めていることについては、本当に感謝しているところでございます。

しかしながら、近年の夷隅地区の出生数を見ると、本当に大変厳しいものがあります。高校がなくなると、ますます少子高齢化が進み、人口減が加速すると思うので、町内に唯一残

った大多喜高校だけは何としても存続させなきゃならない。未来永劫、恐らく皆さん一生懸命やっけていただいているんで、ここ何年かそういった問題が出てこないかと思いますけれども、10年、15年後、20年後、このときについても大多喜高校は何としても残らなくちゃいけないという強い認識でいます。その辺について質問させていただきます。

まず、近年の大多喜町の出生数について、大多喜高校の存続と大多喜町の出生数には、非常に深い関連があると思っています。要は、子供の数が増えれば、なかなか今の情勢で増えるということは難しいかも分かりませんが、大多喜高校に通う生徒も増えてくるわけですから、その辺の関係がどのようになっているのか。大多喜町の地区毎の出生数はどのようになっていますか、教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問について税務住民課からお答えいたします。

なお、出生数につきましては、令和3年度と令和4年度について回答をさせていただきます。

初めに、令和4年度の出生数と内訳でございますが、令和5年度1月末現在で、出生数は16人、男女の内訳は男8人、女8人。地区ごとの内訳でございますが、老川地区2人、西畑地区4人、総元地区1人、大多喜地区6人、上瀑地区3人となっています。

次に、令和3年度の出生数と内訳でございますが、出生数は20人、男女の内訳は男10人、女10人。地区ごとの内訳でございますが、老川地区2人、西畑地区4人、総元地区3人、大多喜地区8人、上瀑地区3人となっています。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。大多喜町の出生数は、数年前からちょっとやっばりがくっと減ってきている。以前は40人、50人いたと思うんですけども、数年前から20人前後になってしまったということで、非常に厳しい状況であると認識しています。

それで、出生数についてはまた後で細かく触れますけれども、大多喜町だけでなく、近隣の勝浦、いすみ、御宿も、このところやはり急激に出生数が少なくなっている状況です。私が調べた段階なので、正確な数字はちょっと若干下がるかも分かりません。今年、この5年3月の時点で勝浦が約100人、いすみ市が250人、大多喜が86人、出生数ではないですね。中学3年生の数です、ごめんなさい。中学3年生。御宿は20人で、約450人ぐらい。

それで、10年後どうかということで調べましたら、勝浦が約80人、いすみ市190人、大多喜40人、御宿は変わらず20人ぐらい。それで、さらにもう5年後、15年後、今年生まれたということですね。今年度、勝浦50人、いすみ市が110人、大多喜20人、御宿は10人ぐらい。そうすると、190人。すると、今現在450人いるのが、15年後には190人、4割ぐらいになっちゃうんですね。

すると、今大多喜高校、大原高校に通っている生徒の大部分は、夷隅郡内の子供たちが7割以上を占めています。この出生数、そのまま考えると、大多喜高校の定員割れが、現在は30人とか40人でおかげさんで済んでいますけれども、100人を超えることも想定されてきます。

そうすると、学級数も当然減ってくる。これは仕方ないことですね。ですから、学級数が減っても、何とかして大多喜高校を残さなくちゃいけないということであれば、新たな施策、新たなものを持っていかないと、10年、15年後にはどうなってしまうか分からないというところがありますので、その件についておいおい説明したいと思います。

それで、次のあれですけれども、大多喜高校の進路志望者、令和5年度の県内公立高校の学校別の進路志望者が公表されました。近年の大多喜高校及び大原高校の進路の志望者はどのようなになっていますか、教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、根本議員からの一般質問につきまして教育課からお答えさせていただきます。

令和5年度を含め、ここ3年間の大多喜高校及び大原高校の入学志望者数についてお答えさせていただきます。大多喜高校、定員160人に対しまして、令和3年度は114人、令和4年度は123人、令和5年度129人となっております。

続きまして、大原高校です。定員160人に対しまして、令和3年度106人、令和4年度76人、令和5年度108人という状況となっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。本当に大変厳しい状況であるということは認識されていると思います。

続きまして、現在の大多喜高校の在校生の状況がどうなっているのか。先ほど私夷隅郡内の生徒さんが大部分だと言いましたけれども、現在大多喜高校に通っている生徒の居住地、

これも非常に重要な問題であると思います。この居住地の関係はどのようになっていますでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、居住地につきまして、現在の大多喜町の在校生につきまして、大多喜高校から発行しています令和4年度学校要覧からお答えさせていただきます。

令和4年4月1日現在、全校生徒は391人おります。出身のところなんですけれども、大多喜町が73人、いすみ市139人、勝浦市49人、御宿町20人、茂原市48人、長生郡55人、あと、市原市及びその他の地区ということで7人となっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。今の発表のとおり、大部分が夷隅郡市の市町、その次にやっぱり長生郡市もかなりの数の子供たちが大多喜高校に通っている状況です。

先ほども言いましたけれども、第7学区、夷隅区域、長生区域、やっぱり人口減少が外房地区どこもそうですけれども、かなり進んでいることは事実でございますので、その辺のことを考えると、何回も言うように心配でなりません。

続きまして、大多喜高校が本当に一生懸命、大多喜高校の活性化と同時に、大多喜高校が活性化することによって、大多喜町全体、夷隅地域全体が活性化するということを前提に、大変頑張っていらっしゃるということは強く認識しています。

つい最近、県が主催で夷隅地区地域協議会というのが現在も開催されているものと思います。それとか、あと、以前ですけれども、開かれた学校づくりという形で、ミニ集会が大多喜高校で開かれました。これは近隣の中学校の生徒さんと進路指導の生徒さん、あと大多喜高校の保護者、大多喜高校の生徒、近隣住民の方々が、大多喜高校の活性化と永久存続するためには何が必要なのかということで、活発な意見が出されたことでございます。

それと、あと大多喜町でもシンポジウムということで、たしか大多喜高校と大多喜町の活性化は非常に綿密な関係があるんだよというようなことをテーマに、シンポジウムが開かれたものと思っています。本当にすばらしい会議であったと思っています。

この件について、夷隅地区地域協議会の現在の状況と、過去に行われたミニ集会とか、シンポジウムの件について、見解を述べていただけると助かります。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） まず、最初に夷隅地区地域協議会についてお答えさせていただきます。

ます。

この協議会の設置目的につきましては、令和4年3月に策定された県立高校改革推進プランを踏まえまして、夷隅地区2市2町における今後の夷隅地域の高等学校の在り方などについての意見聴取を目的として設置されました。

そこで、委員の任期は令和5年3月31日までとなっております、本町からは、区長会長、企画課長、教育課長が協議会に参加しております。

次にミニ集会、あとシンポジウム、こちらにつきましては、過去に行われたものがありますけれども、現在はそちらにつきましてはコンソーシアムとしまして、大多喜高校が町議会議員の代表、町行政、町立学校長、三育学院大学、植草学園大学、千葉工業大学、いすみ鉄道、千葉銀行、大多喜ガス、町企業連絡協議会、商工会、観光協会、PTAなどと協働体制を構築しまして、幅広い視野に立って教育活動への支援を展開しております。

このように、以前開催していたミニ集会やシンポジウムは、コンソーシアム会議に集約しまして、その内容は先生方や保護者と共有していると同っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当に今課長が答弁してくださったコンソーシアムとか、大高探究とか、アソシエイト、地域協働の形に今までのやつが集約して、現在そういった活動を発展的に新しいものになっていたということで、本当に感謝しているところです。

それと、私この関係でちょっといろんなところに顔を出すことが多いんですけど、その席上、常に言われることが、大多喜町さん、一生懸命やっているよねと。特にせんだっての夷隅地区協議会のときには、大多喜町さんのほうから立派な資料が、10ページ以上あるような資料が提出されたと。

それを見ると、大多喜町がどういったことやっているんだと、それについてこういった成果が上がっているんだということを、本当にある意味でいうと、本当にすばらしいなと。私はちょっと見させてもらったんだけど、本当にすばらしい資料をつくっていただいて、本当にありがたく思っています。それで、本当に熱くその席上でも出席した大多喜町の代表の方が、熱く本当に語っていただいたと。

多分、千葉県の職員の方もそこに来ていただいていると思いますけれども、通じたんじゃないのかなと思って感謝しているところです。

それで、あともう一つ私、大多喜高校というか、県内の県立の懇談会、おととしからやっ

ているやつ、あれも傍聴に必ず行っていました。その席上とかいろんなところに行って、一番言われたのが教育長の宇野さんが、本当にあしげなく県のほうに通ってくれるんだよと。教育長さんの話をしました。いや、せんだっても、教育長さん来てくださったんですよ。それで、大多喜高校はこんな取組もしているよということ、強く語られているんでとか、本当に何人の方からも聞いています。

その辺も含めて、教育長、大多喜高校というか、あと教育全般というか、その辺のところをこういった具合で教育長として取り組んでいるんだということを、もし述べていただけたらうれしく思います。

○議長（渡邊泰宣君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 今わざわざ私の名前も出していただいて、頑張っていると、本当にありがたいことなんですけれども、実際に県のプログラムが動き出した4年前、実は4年前ぐらいからかなりの日数、県のほうに伺って、実は大多喜高校の前任の校長さんとよく協議しまして、今後の大多喜高校、どういう方向で行こうかと、そういったことも含めて、前任の校長、そして今の校長と、非常に積極的にいろいろ危機感を持ってきて、また提案も聞いていただいて、一緒に動いてきました。

それはちょうど4年前です。4年前から、いわゆる、じゃ、今後の普通科高校の方向性、どういうふうにしたらいいのか。そうしたときに、やはり文科省のほうから全国に指示が出て探究というやはりキーワードがありまして、普通科高校の探究というのが非常に大事であると。その前提で4年前から国のほうの事業、それに前任の校長も論文を書いて、そこで応募しようと。

そういった中で、そのときは全国で50校までいかなかったのかな、採択はですね。惜しくも大多喜高校は、先ほど議員さんがおっしゃられたように、文科省からアソシエイトという評価、これは次点ということですね。

ですから、予算は、つかないけれども、いろいろな会議、そういったもろもろに参加していいよと。また、研究も続けてほしいと。次年度以降、じゃ、またもう一回申請して頑張ろうと。そうした矢先にコロナになってしまったんで今ストップしちゃっているんですけども、ただ、内容的にはその探究学習、大高探究ですか。それを推進する、それを支えるために、コンソーシアムという大多喜高校を核にした教育活動を推進しようと。

現校長もさらにコンソーシアム会議の要綱をつくって、また委員を募集というか、指定していただいて、我々も参加しておりますけれども、非常に大多喜町、あるいは夷隅郡市の

様々な課題、それを生徒が自ら探究して、課題解決して、また新たな課題があれば探究すると、そういう活動を4年前から取り組んできました。

それは県に行っても、その活動の内容を常々報告させていただく中で、県のほうも担当課、あるいは教育者さんのお名前もありましたけれども、今はこうやっていますという報告をアポイントを取って必ず報告していたと。こういう非常にすばらしい成果があって、その中の教育の一環で、令和6年4月からですか。教員基礎コース、養成コースですね。これはその中で地域の教育はということで上がってきたものを特出して、県にさらにアピールして、ぜひお願いしたいと。

それで、このプログラムの中に、今回3校。ですから、県下で7校ですね。その中で、もう7校も、最初の4校とこれからの3校、ほとんどが進学校です、地域の。その中に大高も入れていただけると。今現在も、大高の私も講師でまた3月にもやるんですけれども、保育士あるいは教育、教師希望、そういった子が約40名弱ですか。それを講義して、非常にみんな熱心です。

校長さんも、今回今の3年生の中で10何人が志望方向はみんな教育関係だと。もう全員がそこに参加した全員が言っていると。非常に効果が上がっていると。

さらに、先ほどうちの課長のほうから地域の人数等の志願者がありましたけれども、これは内々ですけれども、その志願状況を、今年のですね。確認すると、夷隅郡市は約67パーセントぐらいかな。茂原市が33ぐらいで、夷隅郡市は横ばいだけれども、茂原市のほうから増えているんですね。

もっと言うと、大多喜中もこの2年間、3年間を追うと、今まで20名前半だったのが今年は30を超えているんですよ。非常にやはり今、小中高と探究をやっていますんで、継続して。やはりそういう意識があって、やはり大多喜という、やはり大多喜高校と。あるいはいろんな部活動についても、これからは地域移行云々あるけれども、大多喜高校を核にした、あるいは中学校の部活動地域に移行するのはいいんだけど、大多喜高校も巻き込んでやろうと。

実は昨日、女子バレー部が練習、今卒業式の会場設定で練習できないと。そういった中で、女子部員は、徒歩ですけれども、全員大多喜高校に行って、大多喜高校の体育館で練習している。顧問はというと、大多喜高校の顧問が見ただけだと。そういうつながりも非常に連携が密になって、ですからその中で大多喜中の子供たちも大多喜高校への進路はかなり増えていると。こういった流れですね。

ちょっと長くなってすみません、ただ、県の評価は非常に高い。郡部のこれからの大多喜高校とそれから大原高校の連携というのは非常に興味を持っていますんで、いや、うちはそれは連携してやるよと。それは力強く言っており、私のほうも言ってきましたんで、県もすごく注視しているところです。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。教育長が本当に一生懸命だということを、本当に周りの方々が、私は行く先によって、さっき言いましたけれども、本当に評価が高くて、本当に助かっております。今後ともぜひ大多喜町の教育の観点から、本当に一生懸命頑張っていたいただければ幸せだと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、先ほど言いましたように、今まで行ってきた施策が非常に成果を上げてきていると。まだ道半ばだと思いますけれども、非常にいい方向に進んでいると。しかしながら、これだけではちょっと不十分じゃないのかなと。

もし今後、新しいこういったことを考えているんだよ、こういった施策を行おうとしているんだよということがありましたら、しゃべれる範囲で結構ですので、こういったことがあるんだよということを教えていただければ、それについても一生懸命協力したいと思っていますので、あったら教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、新たな取組として、本町では、先ほど教育長がおっしゃったように保育園、小学校、中学校、高校の学びの連続性において、英語のコミュニケーション能力の必要性を申し上げておりました。

その関係で、今回大多喜高校の生徒の英語教育に関わる意欲の動機づけの一つとして、英語検定の補助を実施しようということで、令和5年度新年度予算に計上させていただいております。

先ほども教育長のほうが申し上げました、大多喜高校のほうで今年度からスタートしました教育関係職希望講座、こちらのほう、高校1年生から3年生まで、今年度は36名が受講しております。その36名のうち3年生は13名受講しております、その全員が教育関係職の関連の大学に進学を決めたということで報告をいただいています。

町としては、その講座に対して、教育長が講演に行ったりとか、あと保育士のほうを講師として派遣したいと。あとは、保育園とか、小中学校への生徒の受入れ、こういうのを全面

的に協力をしてきました。これについても引き続き積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。今までの既存の取組以外にも、いろんなことを考えていらっしゃるということで、大変うれしく思います。私も微力ながら極力応援したいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 根本君に申し上げます。

今質問の途中ですが、ここでしばらく休憩したいと思いますので、暫時食事をとって、午後は1時からということで再開したいと思います。よろしくお願いします。

（午前11時57分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（渡邊泰宣君） 根本年生君の一般質問を続けます。

○5番（根本年生君） すみません、引き続き質問させていただきます。

続きまして、大多喜町さんも本当に一生懸命やって、大多喜高校のほうでも生徒さん、職員の方も一生懸命にこの活性化についてやっています。やっぱり町民挙げての大多喜高校の支援が非常に必要ではないかと。

先ほど答弁の中でありましたように、コンソーシアムとか、大多喜探究とか、本当に一般の皆さんも一緒になってやっていることは重々承知しております。しかし今、この活動に参加なさっていない一般町民の方も、非常に大多喜高校のことについては非常に心配なされている。私以上に本当に熱心で、本当に声を、何とかしたいという気持ちの方が大勢いることも本当のことです。

ですから、町民の方々も本当にそういった方たちいっぱいいます。特に、お年寄りの申し訳ないですけども、若い方よりお孫さんをお持ちのおじいちゃん、おばあちゃん、いや、地元で高校がなくなったらお孫さんが果たして大多喜に残ってくれるの、大多喜高校がなくなったらどうなっちゃうのということで、おじいちゃん、おばあちゃんが非常に心配しているということが強く印象に残っているところです。

それで、大多喜高校の生徒と連携して、大多喜城、いすみ鉄道、城下商店街の活性化を図ることができると思っています。せんだって、ひな祭りの会場にも半日ほど見学に行かせていただきました。そこで勝浦市長さん等も来ていて、一生懸命応対しているところでした。

その中で特に印象に残ったのが、中学生、あるいは高校生、勝浦在住の高校生の方が、一緒になって勝浦市の魅力のパンフレットとか、いろんな案内とか、あそこはひな祭りは地元の方々が中心になってやっている活動ですけれども、一緒になって活動しているんですね。いや、これ、すばらしいなと思って、それでPRしながら勝浦市いいところですよみたいなこともちょっと簡単ではありますが言って、一緒に活動しているんですね。

それで、以前聞いたことがあるのは、大多喜高校なんかにも、門とか、井戸とか、いろんな名所があります。近隣の中学生在がたまに来るんだそうですね、見学とかに。そうすると、大多喜高校の生徒さんが、その近隣の中学校の生徒さんをそこで案内して、いろんな説明をしているんだそうです。

そういったことも聞きましたし、前回ウオーキングと言って有名な団体さんが町中のウオーキングをやったとき、あそこも何百人という方が集まりましたけれども、そのときも大多喜高校の生徒さんが、夷隅神社とか、良玄寺とか、大屋旅館さんとか、そこに行ってボランティアで説明しているんですね、観光案内を。

それで、いすみ鉄道にしても、いすみ鉄道の掃除とか、いろんな花植えとか、いすみ鉄道の車中でブラスバンドの演奏をしてみたりとか、これも非常に一生懸命やっています。

せんだって、講習会で埼玉のほうに行ったときも、いすみ鉄道、ローカル線を活性化するのに地元の高校生が一緒になって一生懸命やっているよという本ができていて、そういう大多喜高校の生徒さんが一生懸命やっているよというのが冊子になって出ていたんですね。私ってそういうものを知らなくて、一生懸命やっているというのは知っていたんですが、まさか本まで出ているとは知らなくて、そういった活動とかやっています。

それで、聞くとやっぱり大多喜高校の生徒さんは観光とかにも非常に興味があるということも多く聞いているので、その大多喜高校の生徒さんたちと一緒に町の活性化が図れるとうれしいかなと。

それで、その中で、また大多喜町民の方が一緒に協力できる、もっと多くの町民の方が協力できる何か施策とかがあればうれしいかなと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、教育課のほうからお答えさせていただきます。

根本議員もご存じのとおり、大多喜高校の生徒は、現在もいろんなプロジェクトに積極的に関わっております。

先ほども言ったように、いすみ鉄道関連では、マンドリンギター列車、駅舎清掃、菜の花の種まきなどを行っております。観光関連につきましては、さくらまつり、お城まつりのときに、茶道部、マンドリンギター部、吹奏楽部による各種催しや、大多喜駅周辺での観光案内などを行っています。

また、大高探究を通しまして、歴史的資源を活用しました観光まちづくりに、大多喜高校からの、高校生からの視点で提言なども行ってくれています。

今後においては、大多喜高校を県立高校改革推進プランの第1次実施プログラムに記載されております地域連携協働校としまして位置づけを図り、協力校として大原高校とも連携の下、コンソーシアム会議のさらなる充実、拡大に町として協力及び支援してまいりたいと考えております。

そして、高校生や小中学生の様々な取組や活動を積極的に周知してまいりたいと思っております。

活動内容によっては、町民の方々にご協力いただくこともあるかと思いますので、必要に応じ、協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 本当に一生懸命やっただいてありがたいんですけども、先ほど言いました地域協働校ですか、地域協働校というのは、具体的にそこに認定されると、どういったことが行われて、どういった形になるのか。その辺をちょっと教えていただけますか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） そちらにつきましては、第1次実施プログラムのほうには、地域連携協働校を県のほうが位置づけるということで、それに関して、指定されたからといって、今後どういうことになるかというのは、そこまでまだ具体的に示されていないというふうにこちらのほうは思っております。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ただ、連携協働校になると、その中に一般の町民の方も多く協力する体制ができると判断していいんですか。それも分からないんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 何分、県のほうもそのプログラムで新たな施策として地域連携協働校を指定すると。これは郡部においてという位置づけですね。それで、地域連携協働校は、学校運営協議会制度を導入するなど、地域の協力、支援を得つつ、地域と一体となり、地域ならではの資源を活用し、地域の将来を担う人材や地域社会への積極的に参画する人材の育成を目指しますと、これは県のプログラムにうたっておりますので、例えば、コミュニティ・スクールとかそういうんではなくて、うちはもう大多喜高校さんを核としたコンソーシアムと。

県の生涯学習課のそこの室長も見に来ておりますんで、そのコンソーシアム会議を見て、ああ、これはコミュニティ・スクールと同じ、あるいはその上のレベルの組織であると。それを利用すれば、その地域連携協働校、大多喜高校をまず指定してもらって、指定されることによって、じゃ、協力校として大原高校、では、夷隅郡市の諸課題等、それをい鉄もあれば、それから漁業もあれば、農業もあれば、教育もあれば、そこら辺を今後どういうふうに進捗するか。

その基礎となるのはコンソーシアム会議でやはりよくもんでもらって、コンソーシアム会議には議員の方も出席していただいて、意見も頂戴しております。各関係団体の長も全員集まっておりますんで、具体的にそこら辺でお話が出たときに、また町民の方に、じゃ、この分野をお願いしたいとか、そこら辺はコンソーシアムの中でまた検討していければと思っております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。様々な大多喜高校の活性化と同時に、大多喜町の活性化については、いろんなことをやっているとということで、感謝しています。

それと、最近というか、去年あたりから大多喜高校のホームページが非常に充実されていて、本当に今までその内容よく分からなかったんだけど、今は毎日のようにホームページに生徒の活躍の記事が必ず載っているんです。授業の内容もそうですし、さっき言ったコンソーシアムの関係もそう、大高探究の件もそう、いろんな授業の関係とかね。それで、生徒会のことも事細かく書かれていて、本当ホームページが充実してうれしいなと思っております。

それと、当初、一番最初コンソーシアムができる前に、先ほど教育課長さんも言っていましたけれども、大多喜高校支援会議とか、その辺のところも本当に今のコンソーシアムのほうに移行したということですけれども、そのときから副町長さんのほうは、最初に支援会議の座長から、本当に一生懸命取り組んでいただいて、コンソーシアムのほうも多分副町長さんのご尽力は非常に強いのかなと思っています。

それで、ここまで数年前に比べると、本当にいろんなことをやっていただいているところで、副町長さんはいろんなご苦勞もあってここまで来たんじゃないかと。ここはまだ道半ばですけれども、その辺について何か、今後の展望とかについてお考えがあったら、お聞かせ願えるとうれしいかなと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） 通告も全くない中でお答えさせていただきたいと思いますが、私も行政にいた、企画財政課長をやっていたときから、大高の関係ではいろいろと何とかしていかななくてはいけないということで、それまでももちろん、議員さんももちろん、私の前鈴木副町長も当時大高のためにということで、いろいろな会議をやりながら、いろいろなハード整備をやったりしてきました。

一番感じているのは、やっぱり今までは行政が主体で、ある程度大多喜高校にお願いをしていたような状況だったんですが、このコンソーシアムになって一番感じているのは、学校が主体で、行政も協力する立場になったということで、その辺のつくりはかなり変わってきたなと。学校が主体で、学校で生徒を何とかしていこうと。それで、皆さんが協力していこうということで、そういう意味では、本当にすばらしい体制ができつつあるというふうに考えております。

可能であれば、やはりあくまでも大多喜高校が主体で、生徒はコンソーシアムでの大高探究だけではありませんから、いろいろな当然勉学に励まなくてはならない、スポーツもやらなきゃいけないという中で、これだけの時間を割いていただいているということでは、非常に感謝しているところでございます。

ですから、これからも先ほど教育長さんのお話のあったとおり、このコンソーシアムがさらに大きくなって、地域連携協働校ということで、夷隅地域を挙げて両方の高校が繁栄していくというようなことが、私としては考えているところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 根本議員にちょっとお伝えします。通告を少し外れたような感じするので。

○5番（根本年生君） すみません、一生懸命ご尽力なされているということを常々感じていたんで、ここで思いを聞かせていただければ、非常にうれしいかなと思って、すみませんでした。

○議長（渡邊泰宣君） はい。では、次に進んでください。

○5番（根本年生君） 続いて、大多喜高校のいろんな問題に取り組む中で、ほとんどの方々が言葉にするのが、通学しやすい体制を少し何かつくってくれないかということは、ほとんどの方が言います。

それで、大多喜高校が仮にですよ、仮になくなることはないと思うけれども、なくなればこの辺の大多喜の町なかの人だって、茂原に行くときはバスだと50分ぐらいかかるんですよ。いすみ鉄道で行けば1時間半ぐらい。まして、ここに大多喜というか、この辺に住んでいない、もうちょっとの方は2時間とか、2時間半かかって高校に行くようになってしまうんですね。

ですから、何としても残さなくちゃいけないんですけれども、その中で、やっぱりもう少し通学の利便性が上がってもらえれば大変うれしいかなと。様々な取組をやってくださっていると思いますけれども、もう一步踏み込んで、通学の利便性について考えていただけるとうれしいかなと。

それで、つい最近の千葉日報の記事に、勝浦高校が、勝浦高校に今度通信制の高校ができました。それで、そのときにそこに通う生徒について、JRの定期を3割補助すると。これは勝浦市在住の方だけではなくて、勝浦市以外からもその高校に来る生徒がいれば、3割補助するというようなあれを、今後の多分議会で議決になると思いますけれども、が発表されました。

それで、御宿町さんのほうも、あそこは御宿家政高校が統合でなくなった、そのときからやはり生徒さんたちには、これ、御宿町は町内の生徒さんたちですけれども、3割から5割補助しています。

それで、いすみ市さんも、子供の今やっぱり議会に諮られているところだと思いますけれども、地域交通というんですかね、シャトルバスというんですかね、あれをいすみ市の場合はぐるっとう回っていますけれども、それについては小学校、中学校、高校生無料にするそうです。それと、夷隅町からシャトルバスで茂原のバスもありますけれども、あれも高校生は無料にするということだそうです。

それで、そういった話を聞いたんで、勝浦市も御宿町もいすみ市も企画政策課というところ

ろが担当しているんですけれども、詳しい内容を聞きたくて、ちょっとぐるっと行ってきました。

それで、やはり勝浦市、御宿町、いすみ市さんも、やっぱり郡内の高校を何としても、郡内の活性化のために、みんなで協力して何とかしたいんだというような強い思いを聞かせていただきました。

それで、もう一つ、これは多分ご存じだと思うんですけれども、いすみ市さんのほうだと、正直いすみ市さんのほうは大多喜高校に通っている生徒がさっき言ったように140人、150人、地元の大原高校は120人ぐらいですかね。先ほど教育課長が言ったように。

大多喜中学校というか、大多喜も当然大多喜高校が多いんだけど、25人とか、30人ぐらいが大原高校に通っている状況です。

それで、まだこれはどこまであれなんだかよく分かりませんが、いすみ鉄道の活性化も含めて、何かそういった生徒たちに少し補助したらどうだというような動きがあるということを中心として、これはまだ決定じゃないですよ、そういった案があって、地域で盛り上げていこうというようなことで、少しでもこの通学の利便性を、当然保護者の方々の負担の軽減にもなる。

若い世帯はとにかく今テレビとか新聞など言ったように、結構大変な苦勞をなさって子育てしているということで、いろんな政策の中でも、子育て世代に対していろんな補助をなしているところは、これは大多喜町だけじゃなくて、ほとんどの市町村で。その一環として、そういったこともあれば、いすみ鉄道の活性化にもなるし、地域に残ってくれる子供たちも多くなるのではなかろうかと。

そうすると、一番ネックはいすみだけでなく、茂原に通っている生徒とか、茂原から大多喜に来ている生徒さんたちもいます。それで、今、茂原からいすみ、大多喜というと、月の定期代が2万円ぐらいですか、いすみ鉄道で。いすみ鉄道本線だとちょっと安いのかも分かりませんが。

本当に大多喜高校の一番のいい学校であると、みんな認識しているんだけど、やっぱり通学の利便性が何とかしないといけないということです。その辺について大変難しいと思いますけれども、今、今年になっていすみ市さん、勝浦市さん等もそういった機運が少し出てきたところですので、みんなで協力して子供たちの通学の負担軽減の方向性を検討していただいて、ぜひこれを前向きに考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの大多喜高校への通学の支援ということだと思うんですが、これにつきましては、今までも議会で答弁させていただきましたけれども、町内在住のほかの高校に通う生徒との公平性からという問題もありまして、通学費の助成については、現段階では考えておりません。

もう一つ、通学の支援という通学費ではなく、通学の利便性ですね。そちらのほうとしては、高校のほうでもいろいろな対策を講じております。そちらのほうをちょっと紹介をさせていただきます。

まず、大多喜高校では、通学しやすい体制づくりの一環として、いすみ市コミュニティバスといすみ鉄道との国吉駅での接続時間の整合性を図ることや、登校時における茂原駅発大多喜駅行きバスの混雑解消を図るため、バスの増便について、自治体や会社に積極的に働きかけまして対応をしていただいております。

また、高校へのバイク通学、こちらは今までも近隣では大多喜高校ぐらいしかやっていないというふうに聞いております。こちらのほうも要件を緩和するなど、対応していただいております。

今までも合わせまして、やはり大多喜高校の教育内容や教育環境に魅力を感じ、多少の負担が生じて、大多喜高校に行きたいと感じてもらうことが大事だというふうに感じております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 確かに大多喜高校は素晴らしい環境でいい学校だから、本当にこんな過疎の町でも県立高校が、以前は女子校も含めば2校、とても考えられなかったですね、こんな小さな町に県立高校が2校なんてことは。大多喜高校も今立派に残っているし、立派な活動もしているんだけど、やはりそういったことに魅力を感じて来てくれる生徒さんもたくさんいるでしょう。

しかし、やはり若い世代が子供のために2万円の定期代補助、それと仮に茂原の子が茂原の高校に通えばそれがなくて済むのと、茂原から大多喜に来るには、茂原の市内の高校であれば50分ぐらいで来るんですけれども、ちょっと離れた高校では1時間半とか、下手すると2時間ぐらいかかる生徒もいるわけです。

やっぱりそういった方々は、大多喜高校は立派ないい学校だと思っても、なかなか、それ

で学校の教師の進路の先生に聞いても、必ず茂原のほうから大多喜に来ることになると、説明するそうです。バス代がこのくらいかかるよ、バスの時間帯はこれしかないよ、朝このバスしかないよということで、それは必ず生徒に言うそうです。

だから、その辺もある程度10人が10人そうやってくるとは思いませんけれども、何人かの人が来ていただけるような状況になるのではなかろうかと。だから、すぐでなくてもいいと思います。

取りあえず、いすみ鉄道の活性化のためということであれば、何とかそれはなるんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺を少しでも前に進めてもらいたいと思いますけれども、それは難しいんでしょうかね。検討する余地もないですかね。丸っきりこれですか、それとも、少しでも検討することがあるのであれば。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今、通学経費に係るお話だと思うんですけども、新聞でもやはり私のほうでもせんだって勝浦市のほうの新年度予算の中にやはり通学ということで補助するという内容は確認しております。

勝浦市のほうでは、4月から新たに、もともと通信制であった学校が勝浦の小学校跡地を活用して高等学校を始めるとい、勝浦特区として始めるということで、勝浦市内の学校に市外から来るお子さんに対しても補助するというような内容で、4月から予算を取っているということで確認をさせていただいております。

御宿町は、もう平成30年の頃から補助しているというような状況であって、いすみ市については、ちょっといすみ鉄道支援ということでは、お話というか、考えているところはあるようなんですが、具体的なものとしては、まだ決まっていないというような状況だそうです。

バスの話は、ちょっと私のほうでは伺ってなかったので承知していないんですが、大多喜町でも、やはり通学、保護者への負担の軽減ということで考えれば、今後検討する余地はあるのかなというふうには思います。

ただし、予算的なものもございますし、人数的なものもまだ把握していないような状況でありますので、今後そのものを調査していきながら、検討していければというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） ありがとうございます。せっかく勝浦市、いすみ市さん、御宿町さん

ですね。そういった機運になってきていますので、そこにぜひ大多喜町さんも一緒に入って、郡内を活性化を図るために、ぜひお願いできればと思います。よろしくお願いします。

続きまして、最後の質問に行きます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） はい、すみません。大多喜高校の活性化及び存続に向けた決意についてということです。

ここにも書きましたけれども、仮にですよ、大多喜高校が万が一なくならないと思うけれども、今後の夷隅地域の人口の関係出生数を見ると、なかなか厳しい面があるということもこれも事実だと思うんです。すぐはどうこうないにしろ、15年、20年後のことを考えるとですね。

それで、先ほど言いましたように、万が一大多喜高校が、万が一ですよ、あれした場合には、本当に子供たちが遠くまで通わなくちゃいけない。長野県なんかで、一時テレビ等ではやって、町営住宅としてそこに子育て世代を入居させたら、結構人が増えたというニュース、結構やっていましたが、最近あまり見ません。中学校を卒業すると、高校がそこにはないんだそうです。そうすると、中学校までは地元にいるけれども、高校になるとみんな出ていっちゃうんだそうですよ、実態として。

そういったことがあるので、やっぱり高校は何としても必要であると。それで、少子化が非常に深刻化する社会において、全ての学校が残るとは考えにくいのかなと思っています。学校は社会性を身につける訓練の場であり、多くの仲間と切磋琢磨することで、個々の能力が伸び、将来の日本を背負う人材の育成には、ある程度の環境の中で学ぶことが大切であると、こういった意見が根強いことも事実です。

今のところ県は、地域の学校を残すということで一生懸命やっていますけれども、その反面、こういった意見が多数あることも、これは否めない事実です。夷隅地域の出生数が激減する中、そのような意見を乗り越えて高校を存続することは容易ではないと思っています。

大多喜町は様々な施策を行い、存続に向けて努力されていることについては、本当に感謝しているところです。そして、歴代町長からも、何が何でも大多喜高校は残すんだという力強いことを議会でも、新聞報道でも再三いただいているところです。

町が本当に先頭に立って、町民も一致団結して、町の活性化のために大多喜高校の永久存続を図る必要が、言ったように20年後、30年後も大多喜高校が残るために、今から準備して

やっていく必要があると思います。その辺のお考えをぜひ町長にお聞かせ願えれば。

○議長（渡邊泰宣君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） 一応、教育のほうの責任者ですんで、そこら辺はお答えさせていただきたいと思います。

その前に、議員さんに1つお願いがあるんですが……

まず、端的にお願いしたいのは、なくなるという言葉はあまり使わないでいただきたい。4年前にそれが広がって、非常に県にも迷惑をかけて、私はそれを払拭するのに、だから4年前からと言ったのはそこなんです。ぜひネガティブじゃなくて、ポジティブな意見として、もう存続をするんだ、させるんだという、それを大前提にお願いしたいと。

そして、まず今こそ大事なものは、コンソーシアム会議を通して、この大高探究の意見やそれから助言等については、積極的に取り組むと。そして、大多喜高校の特色ある学校づくりに貢献してまいりたいと。これは町当局、そして教育委員会も同じ意見です。

さらに、教育委員会としては、大多喜高校にこれからも地域の子供たちになくってはならない学校として、位置づけは当然持っております。そうした中で大事なのは、当該学校長、そして県教育庁の担当課、それと協議を重ね、とにかく信頼関係を築くと。ここがスタートです。そして、3者の信頼関係を築く中で、地域の自治体、関係する産業界等の団体、機関と協働して、地域振興の核としての存在意義を高めた大多喜高等学校となるように、全力で教育委員会として、町としても支援していきたいと、これがもう大きな言葉、声で話していきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○5番（根本年生君） すみません、以後そういった言葉は慎みますので、すみません。じゃ、町長、すみません、最後に。

○議長（渡邊泰宣君） 町長。

○町長（平林 昇君） 本当に根本さんの熱い気持ちがよく伝わってまいりましたんで、先ほどの通学支援についても、ちょっと私たちもまだ言えない部分の今、水面下での話だったものですから、あまりここで言われているとちょっとやりづらいなという思いでございました。逆に言うと、その辺はちょっと控えていただけると。

当然、私も大多喜高校出身でございますし、身内も大多喜高校出身が多うございますので、これは何が何でもやっぱり残すんだと、当たり前のことだと思っております。

また、SDGsの中にも、質の高い教育を受けるということは、これは万国の共通になっておりますので、過疎地域だから質の高い教育が受けられないとか、そういうことではなく、

今までのやり方とは違ったいろんな形できっとまたいい方向に、多分こういう教育長のような方が次から次と出てきていただいて、いい方向に向けてくれるんだろうと思っておりますので、それに向けて私たちも一生懸命バックアップしていきたいというふうに思っております。根本さんのその熱い思いには大変感謝を申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、発言の中でふさわしくない発言があったということは重々これから注意してまいりたいと思いますし、皆様の本当に熱い思いの、私だけじゃなくて、町も大多喜高校も本当に一生懸命やってくれるんだなということで、感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で、根本年生君の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、同意第2号 副町長の選任についてを議題とします。

副町長、西郡栄一君の退席を求めます。

（副町長 西郡栄一君退場）

○議長（渡邊泰宣君） 本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） すみません。それでは、同意第2号についてご説明を申し上げたいと思います。

次の者を大多喜町副町長に選任したいと思いますので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

副町長の選任については、議案の説明に入る前に、議案理由の説明をさせていただきたいと存じ上げます。

現在、副町長を務めていただいている西郡栄一氏の任期が本年3月31日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を副町長に選任するため、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものでございます。

なお同氏の略歴は、お配りした資料のとおりでございますが、皆さんご承知のとおり、非常に能力が高く、誠実な方であるとともに、客観的かつ冷静な判断ができる方であり、副町長として適任と考えておりますので、全会一致で同意くださるようお願いしたいと思えます。

それでは、議案の説明に入らせていただきたいと思います。

次の者を大多喜町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は大多喜町横山1274番地の1。

氏名は西郡栄一。

生年月日は昭和33年12月13日でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、同意第2号については、同意をすることに決定しました。

副町長、西郡栄一君の退席を解きます。

（副町長 西郡栄一君入場）

○議長（渡邊泰宣君） 西郡栄一副町長に申し上げます。ただいま町長から提案のありました

副町長の任命について審議しましたが、議会として同意することに決定しましたので、ご報告します。

ここで、西郡栄一副町長からご挨拶をお願いします。

副町長。

○副町長（西郡栄一君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶をさせていただきます。

ただいまの議題、副町長の選任について、皆様のご同意を賜り、誠にありがとうございます。もとより微力ではございますが、平林町長の補佐役として、誠心誠意全力を尽くす所存でございます。

また、町長の掲げる、住んでよし、訪れてよしのまちづくりのために、職員全員で一丸となって取り組めるように、その環境づくりや職員の資質向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

これからも議員の皆様、そして町民の皆様にご指導、ご鞭撻を心よりお願いを申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。これからもよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、同意第3号 大多喜町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） 議案つづりの3ページをお開きいただきたいと思います。

同意第3号 教育委員会教育長の任命についてを提案理由を申し上げます。

提案理由でございますが、教育委員会教育長の宇野輝夫氏が本年3月31日をもって任期満了となることから、新たに教育委員会教育長の任命について同意を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきたいと思います。

同意第3号 大多喜町教育委員会教育長の任命について

次の者を大多喜町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、大多喜町板谷314番地。

氏名、佐久間靖夫。

生年月日、昭和35年4月12日でございます。

佐久間氏は、昭和60年4月に君津市立坂畑小学校教諭として勤務され、その後、夷隅郡市内の各小学校で勤務され、この間にドイツのデュッセルドルフ日本人学校教諭として3年間勤務をされております。

また、その後、県立東部図書館協力課長、勝浦市立興津小学校校長、県教育庁東上総教育事務所夷隅分室長、大多喜町立大多喜中学校長などを歴任されまして、令和3年3月、同中学校を退任されております。現在は令和3年4月から、豊富な経験を基に教職員共済生活協同組合千葉県事業所長を務めております。

佐久間氏は人格は高潔で、教育行政に識見を有しており、教育長として任命したいと考えておりますので、ご同意をいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、同意第3号については同意することに決定しました。

◎同意第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第５、同意第４号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平林 昇君） 議案つづりの５ページをお開きいただきますようお願い申し上げます。

同意第４号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し述べさせていただきたいと思います。

提案理由でございますが、教育委員会委員の宮本清氏が本年３月31日をもって任期満了となることから、新たに教育委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

同意第４号 大多喜町教育委員会委員の任命について

次の者を大多喜町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は大多喜町下大多喜2274番地の１。

竹山亮宏。

生年月日、昭和42年７月21日でございます。

竹山氏は、平成２年４月に千葉県立船橋北高等学校の期限付講師を経て、平成５年４月に千葉県立市原高等学校教諭として勤務されて以来、県内の高等学校の教諭を務められ、平成30年９月に下大多喜にある廣厳院の住職となり、翌年の平成31年３月をもって教員を退職されました。

その後も、住職の仕事の傍ら、教育現場で培った豊富な経験を生かし、令和３年度から大多喜町文化財審議会委員、令和４年度から千葉県立安房高等学校非常勤講師を務められております。

竹山氏は人格は高潔で、教育に豊富な経験と識見を有しており、教育委員会委員として任命したいと考えておりますので、ご同意をいただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくどうぞご審議お願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、同意第4号については同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

次は、14時00分から再開します。

(午後 1時47分)

○議長(渡邊泰宣君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時58分)

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第6、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(渡邊陽二君) 議案第10号 指定管理者の指定について、議案つづり7ページをお開きください。

初めに、提案理由及び指定管理の候補者について説明をさせていただきます。

大多喜町養老溪谷観光センターは、恵まれた観光資源を最大限に活用するため、異なる業種の会社で設立した養老溪谷観光センター運営共同企業体が指定管理者となり、令和2年6月17日から令和5年3月31日まで、各種事業者の経験を生かし、地域の方と一体となり事業

を展開することで、養老溪谷の活性化を図ることを目的として運営を行ってまいりました。

次期指定管理者の選定につきましては、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条各号に掲げる選定基準から、公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理ができているかなど、指定管理を開始した令和2年8月以降の実績を確認したところ、順調に販売実績が上昇しており、地場製品の販売、周辺の自然環境を生かした事業の展開や地域との協働による事業推進も図られていることから、選定基準を満たしていると判断しました。

このことから、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定を適用し、当該施設の指定管理については公募によらず、養老溪谷観光センター運営共同企業体を指定管理者の候補とさせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設

大多喜町養老溪谷観光センター

2、指定管理者

養老溪谷観光センター運営共同企業体

構成団体 夷隅郡大多喜町大多喜270番地1

株式会社わくわくカンパニー大多喜

代表取締役 平林昇

構成団体 夷隅郡大多喜町石神855番地

有限会社たけゆらの里大多喜

取締役社長 平林昇

構成団体 市原市戸面397番地3

養老溪谷観光協会 会長 秋葉保雄

3、指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

以上で、指定管理者を指定することについての提案理由の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第7、議案第11号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(渡邊陽二君) 議案第11号 指定管理者の指定について、議案つづり9ページをお開きください。

初めに、提案理由及び指定管理の候補者について説明させていただきます。

江戸時代の面影を残す城下町通りに位置する大多喜町商い資料館・釜屋につきましては、本町の観光振興の中核を担う一般社団法人大多喜町観光協会が指定管理者となり、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで運営を行っているところでございます。

商い資料館につきましては、庶民の生活を支えてきた品々や道具の数々などを貴重な資料として展示し、釜屋については、明治9年に建てられた土蔵づくりの貴重な建造物であり、共に城下町の観光施設として地元や観光客に親しまれています。

次期指定管理者の選定につきましては、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等

に関する条例第4条各項に掲げる選定基準から、公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成するため、地域の活力を積極的に活用した管理ができているかなどを確認しました。

指定管理期間中はコロナ禍ではありましたが、施設を活用して少しでも誘客につながるよう、不要となった5月人形を町内外から寄附をいただき、展示イベントを行いました。そのほか、物販の販売やスマートプレートというQRコードを読み込むことにより、施設の説明を確認できるシステムの導入など、積極的に両施設の誘客を図るための姿勢も見受けられます。

指定管理を開始した令和2年6月以降の入館者の実績は、商い資料館が令和2年度1,937人、令和3年度は2,914人、令和4年度は12月現在でございますが3,347人で、3年間月平均約264人の来館者数であり、釜屋の来館者は令和2年度で2,877人、令和3年度4,023人、令和4年度3,816人、3年間月平均約346人と、安定的に来館者が訪れています。

また、20人の従業員を雇い、地域の方々の雇用の創出にも貢献しています。来館者への説明も丁寧に行っており、施設の美化の清掃などは行き届いており、きれいに管理され、選定基準を満たしていると判断しました。

このことから、大多喜町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第1号の規定を適用し、当該施設の指定管理については公募によらず、一般社団法人大多喜町観光協会を指定管理者の候補とさせていただきました。

それでは、本文に入らせていただきます。

次の者を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、管理を行わせる施設

大多喜町商い資料館

2、指定管理者

夷隅郡大多喜町大多喜270番地1

一般社団法人大多喜町観光協会

代表理事 古賀英夫

3、指定の期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

以上で、指定管理者を指定することについての提案理由の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第8、議案第12号 大多喜町行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第12号の説明をさせていただきます。

議案つづりの11ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町特別養護老人ホームは、今後の方向性などを総合的に検討した結果、令和5年に開設予定の特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人と連携して民営化を図ることとなりました。これにより、令和3年12月の議会定例会において、大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例及び大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例を廃止する条例が議決され、公布されたところでございます。

これらのことから、令和５年度以降において、行政組織の廃止等の見直しが必要となりますので、関連する３つの条例の一部改正を併せてご提案させていただくものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

大多喜町行政組織条例等の一部を改正する条例

第１条 大多喜町行政組織条例の一部を次のように改正する。

この１条の改正は、大多喜町特別養護老人ホーム事業の廃止に伴い、条文中の特別養護老人ホーム及び分掌事務を削るものでございます。

続きまして、第２条 大多喜町職員定数条例の一部を次のように改正する。

この改正は、財務について地方公営企業法の適用を受け、運営している大多喜町特別養護老人ホーム事業が令和４年度をもって廃止されることに伴い、令和５年度から一般会計予算として事業を実施することとなりますので、本条例別表中の公営企業特別養護老人ホーム部局の職員数の３１人を町長の事務部局職員数１３０人に統合し１６１人と改め、これにより同表の公営企業である特別養護老人ホームの項を削るものでございます。

次の第３条の本職員定数条例の改正につきましては、第２条で改正した別表中の町長事務部局の職員数を１６１人としたものを、特別養護老人ホーム事業の終了等に伴い、退職する職員の人数分を減員する必要があるがございますので、１３６人に改め、併せて同表の合計数を２０８人に改めるものでございます。

次の１２ページにわたります第４条 議会の議決に付すべき公の施設の独占的利用等に関する条例の一部改正でございますが、大多喜町特別養護老人ホームの設置及び管理に関する条例の廃止により、公の施設としての特養ホーム施設が廃止されることに伴い、議会の議決に付すべき公の施設から、第２条の表中の「特別養護老人ホーム、」を削るものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行することを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第9、議案第13号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(西川栄一君) それでは、議案第13号の説明をさせていただきます。

議案つづり13ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

現在、大多喜町では、大多喜町税条例の規定により、納期限を過ぎても町税の納付がない場合は督促状を通知し、督促手数料100円を本税と併せて徴収することとしていますが、これからご説明する理由により、督促手数料を廃止しようとするものでございます。

督促手数料を廃止する理由でございますが、税制改正により令和5年4月1日以降に発行する固定資産税及び軽自動車税の納付書にQRコードを印字することとされました。なお、固定資産税及び軽自動車税以外の税の納付書についても、QRコードを印字することが推奨されていること及び納税者の利便性の向上の観点から、本町では個人住民税及び国民健康保険税の納付書についても、併せてQRコードを印字する予定であります。

納付書にQRコードを印字することにより、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付、また、本町の指定金融機関等以外のQRコードつき納付書を取り扱う全国の金融機関でも納付が可能になり、納税者の利便性の向上が図られます。さらに、QRコードつきの納付書で納付された町税については、電子データで納付情報が町に送られてくるため、収納事務の負担軽減につながるものとなっております。

しかしながら、先ほど説明したとおり、大多喜町では督促状を通知した場合は督促手数料を徴収することとしているため、QRコードつきの納付書を送付することとなる令和5年4月1日以降は、督促状を通知する際に、これまで必要でなかった督促手数料を加算した納付書を併せて送付する必要があります。

これは、当初に納税通知書と一緒に送ったQRコードつきの納付書が、QRコードによる電子納付を運用する地方税共同機構のシステム上、督促状を通知した後、納付に使えなくなるため、どうしても必要な作業となります。

このため、督促状が通知された納税者には、当初に送られた納付書と督促状と一緒に送られた納付書があることになり、間違いやすくなるとともに、町は督促状を出すたびに納付書を印刷し送付するため、これまでよりも事務量が増え、納税者も町もデメリットが大きいことから、これらを解消するため、督促手数料を廃止しようとするものでございます。

督促手数料を廃止することで、督促状を通知した後でも当初に送付したQRコードつきの納付書で納付できるとともに、町もこれまでどおり督促状の通知のみで済むこととなります。

また、今回、町税の督促手数料の廃止を検討するに当たり、督促手数料を徴収している町税以外の税、諸収入について、督促手数料の徴収を今後どうするのか、関係課と協議、検討したところ、町税に合わせた取扱いとすることが望ましいとの結果となったことから、町税に合わせ、督促手数料を廃止しようとするものでございます。

なお、現在、督促手数料を徴収しているものについては、町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料及び水道使用料などになりますが、介護保険料の督促手数料につきましては、この後、介護保険条例の一部を改正する条例の議案で廃止し、それ以外は本条例で廃止しようとするものでございます。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は一部割愛させていただきます。

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

第1条 諸収入金、督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

諸収入金及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

この改正は、保育料、住宅使用料及び水道使用料などの町の諸収入に係る督促手数料を廃止するための所要の改正を行うものとなります。

第2条 大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「並びにその督促手数料」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

この改正は、町税に係る督促手数料を廃止するため、所要の改正を行うものとなります。なお、この改正により、税条例の賦課徴収の規定を引用している国民健康保険税に係る督促手数料も廃止されることとなります。

第3条 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

この改正は、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料を廃止するための所要の改正を行うものでございます。

次に、附則でございます。

14ページをお願いいたします。

附則の第1項につきましては、本条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

第2項から第4項につきましては、本条例により一部改正を行うそれぞれの条例の経過措置を規定したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません、ちょっと確認も含めましてお伺いしたいと思います。

今回の督促手数料は、督促に関する手数料の部分がなくなるということで、遅延した部分

の加算のされる分はなくなる、今までどおりという解釈でよろしいのかということと、QRコードで読み込んで支払いをさせていただくことができるということなんですが、例えばスマホを持っていない方でも銀行や売店、役場の窓口さんとかに来たら、そちらのほうの機械を使わせていただいて、読み込んでいただいて、支払いができるというふうに解釈させていただいていいのかというところでお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、最初の督促手数料の部分だけの改正かというご質問でございますが、今回の改正は督促手数料100円を廃止するということで、督促の手続きとか、延滞金に係る分はこれまでどおりとなります。

それから、QRコード付きの納付書を受け取った場合に、スマートフォンがない方がどうするかということでございますが、金融機関に行かれましたら、今は指定金融機関である銀行さんですとか、JAさんとか、JAさんは入っていないかな、信用金庫さんなんかは全てQRコードを読み取る形で納付になります。それで、あと、ご自分でスマートフォンを持って決済アプリとかがある人は、そのQRコードをスマートフォンで読み込んで、ご自分が使っているスマートフォン用決済アプリから納付ができるというようなことにもなります。

それによりまして、今まで指定金融機関等でなければ窓口で納付できなかったものが、今度はもう全国的なものになりますので、QRコードの納付書を持っていれば、全国どこでも、どこの金融機関でも、取り扱っていればほぼ納付ができるような状況というような形になります。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第10、議案第14号 大多喜町保育園の設置、管理及び保育の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案第14号のご説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由をご説明させていただきます。

今回の条例改正は、こども家庭庁設置法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、これまで厚生労働省が所管してきた子ども・子育て支援法をこども家庭庁が引き継ぐこととされたことから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。説明に当たり、本文の朗読を一部割愛し、ご説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町保育園の設置、管理及び保育の利用に関する条例の一部を改正する条例

大多喜町保育園の設置、管理及び保育の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の改正は、子ども・子育て支援法中の内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られたことに伴い、同法第19条は1項のみの条となったことにより改めるものでございます。

附則、こちらは施行期日を定めたものとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第11、議案第15号 大多喜町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長(小高一哉君) それでは、議案第15号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由をご説明させていただきます。

事業者が本町に家庭的保育事業等を行う場合には、児童福祉法に基づいた市町村の許可が必要となります。本町には現在、家庭的保育事業を行っている事業者はおりませんが、この認可の基準となっている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和4年12月16日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。説明に当たり、本文の朗読を一部割愛し、ご説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項の改正は、第7条の3第2項が新しく追加されたことに伴い、加えるもので

す。

続きまして、第7条の2号を新設する改正につきましては、安全計画の策定等の義務化に関わる改正です。

次のページをお開きください。

第7条の3、こちらを新設する改正につきましては、送迎バスに園児が置き去りにされた事案によるこどものバス送迎・安全徹底プランが取りまとめられまして、同プランにおいて、府省令等の改正により、利用乳幼児等の所在確認と安全装置の装備が義務づけになったことによる改正です。

続いて、第10条の改正につきましては、インクルーシブ保育、これは保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施のことを言います。これを可能とするため、設備、人員基準の緩和に係る改正となっております。

続きまして、第13条を削除する改正につきましては、民法中の親権者の子に対する懲戒権が児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘から、懲戒権に関する規定が削られたことに伴い、基準となっている府省令と同様の改正を行うものです。

第14条第2項の改正につきましては、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化に関わる改正となっております。

附則第1項は、施行期日を定めたものです。

次のページに移ります。

附則第2項は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車の安全装置の設置の経過措置を定めたものとなっております。

以上で説明とします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第12、議案第16号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、議案第16号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。説明に当たりまして、本文の朗読を一部割愛し、ご説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条の2を新設する改正につきましては、安全計画の策定等の義務化に関わる改正となっております。

次のページをお開きください。

第6条の3を新設する改正につきましては、自動車を運行する場合、利用者の所在確認の義務化に関わる改正となっております。

第12条の2を新設する改正につきましては、業務継続計画の策定等の努力義務化に関わる改正となっております。

第13条の第2項の改正は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化に関わる改正となっております。

附則第1項につきましては、施行期日を定めたものです。

次のページの附則第2項につきましては、安全計画の策定に関わる経過措置を定めたものとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第13、議案第17号 大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 議案第17号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、こども家庭庁設置法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、これまで厚生労働省が所管してきました子ども・子育て支援法をこども家庭庁が引き継ぐこととされたことから、所要の改正を行うものでございます。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する省令が令和4年12月16日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。説明に当たり、本文の朗読を一部割愛し、説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項の改正につきましては、子ども・子育て支援法中、当該条例で引用している内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られたことに伴い、同法第19条は1項のみの条となったことにより改めるものです。

これ以降、同様の改正につきましては、割愛してご説明させていただきますので、ご了承ください。

次のページをお開きください。

上から4行目になります。第15条第1項第3号の改正につきましては、幼稚園の教育課程、そのほかの教育内容に関する事項を定める際の配慮事項や内閣総理大臣への協議義務を定める規定が、学校教育法第25条の第2項及び第3項として項が新設されたことにより改めるものです。

続きまして、同項第4号の改正につきましては、こども家庭庁は内閣府の外局として設置されますが、外局には独自の府省令を制定する権限がないため、こども家庭庁が所管する法律、政令に関わる主務省令は、内閣府の長である内閣総理大臣が制定することとなったことにより改められるものです。

続いて、2行下になります。第26条を削除する改正につきましては、民法中の親権者の子に対する懲戒権が児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘から、懲戒権に関する規定が削られたことに伴い、基準となっている省令と同様の改正を行うものです。

続きまして、13行下になります。第44条、こちらの改正につきましては、こども家庭庁が所管する法律、政令に関わる主務省令は、内閣府の長である内閣総理大臣が制定することになったことにより改めるものです。

附則については、施行期日を定めたものです。

以上で説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第14、議案第18号 大多喜町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（小高一哉君） 議案第18号の説明をさせていただきます。

本文の説明に入る前に、提案理由をご説明させていただきます。

今回の条例改正は、こども家庭庁設置法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、こ

れまで厚生労働省が所管してきた子ども・子育て支援法をこども家庭庁が引き継ぐこととされたことから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。説明に当たり、本部の朗読を一部割愛し、説明させていただきますので、ご了承ください。

大多喜町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

大多喜町子ども・子育て審議会条例の一部を次のように改正する。

第1条の改正につきましては、子ども・子育て支援法中、子ども・子育て会議について定める第72条から第76条が削られまして、第77条から第87条が5条ずつ繰り上がることによって改めるものです。

附則につきましては、施行期日を定めたものです。

以上で説明を終わりにします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） お願いします。この子ども・子育て審議会、ちょっとなじみの薄い審議会ではありますが、この審議会、目的は利用定員の設定ですとか、事業計画の策定、変更などを審議する機関であると同っておりますが、この審議会の最近の開催状況等につきまして伺いたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） それでは、最近の開催時期ということで回答させていただきます。

直近ですと、令和元年に4回やっております。令和2年、3年、4年につきましては、コロナの関係で開催はしていないと。令和元年のときに開催したのが、第2期子ども・子育て支援計画の策定の案を協議するために4回。通常、例年ですと予算1回の開催となっておりますが、策定のために4回開催したというふうになっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次は、15時から再開します。

(午後 2時49分)

○議長(渡邊泰宣君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時00分)

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第15、議案第19号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(西川栄一君) それでは、議案第19号の説明をさせていただきます。

議案つづり31ページをお願いいたします。

初めに、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に施行されたことから、大多喜町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、改正の内容は、出産育児一時金の支給額を引き上げようとするものでございます。

それでは、改正条文の朗読、説明をさせていただきます。

大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大多喜町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

この改正により、出産育児一時金の支給額が8万円引き上げられることになります。なお、産科医療補償制度の保険契約の締結等をしている医療機関等が出産した場合に支給される1万2,000円と合わせますと、出産育児一時金の支給総額は50万円となるものでございます。

次に、附則でございます。

第1項は施行期日を規定したもので、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置について規定したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宜君） 日程第16、議案第20号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第20号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第13号により、督促手数料の廃止については、税務住民課長からの説明にもあったところでございますが、近年のデジタル社会形成の推進により、介護保険料を含めた公共料金の納付方法多様化が進められている状況でございます。納期限を過ぎた納付書を発送する際の督促手数料100円が、多様な納付方法の阻害要因となっているため、その督促手数料を廃止しようとするものでございます。

また、個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日より地方公共団体も同法の適用を受け、大多喜町個人情報保護条例が廃止されることから、関係する条文の整理を図る必要があるため、大多喜町介護保険条例の一部を改正することについて提案するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

ここでは、保険料の督促手数料について削除するものでございます。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

ここでは、大多喜町情報公開条例及び大多喜町個人情報保護条例の適用除外について定めていますが、それらを削除するものでございます。

次に、附則でございます。

第1項、この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものです。

第2項、本条例の施行期日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第17、議案第21号 大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） それでは、議案第21号の説明をさせていただきます。

議案つづりの35ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

近年、全国的に消防団員が減少する中、国から消防団員の報酬等の基準の策定等についてが示され、消防団員の処遇改善として、団員報酬が地方交付税の算定基準を下回っている市町村につきましては、団員報酬の増額が強く求められたところでございます。

また、本町で実施している消防団員の在り方を検討する会議においても、消防団員減少への対応として、団員報酬の見直しが求められており、併せて町消防委員会で本件についてご

協議いただき、ご賛同、答申をいただいたところでございます。

このようなことから、住民の生命、財産を守る重要な任務を担っていただいている町消防団員の確保のため、団員の処遇改善を図る必要があると総合的に勘案し、地方交付税の算定基準の額を下回っている副部長以下の団員の報酬を引き上げることにつきまして、提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、条文の朗読を一部割愛して、改正の概要のみを説明させていただきますので、あらかじめご了承ください。

大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

本条例の一部を次のように改正する。

この第12条中の改正の内容は、副部長から団員までの年額報酬を改めるもので、副部長及び本部分団副分団長の年額報酬 3 万 5,400 円を 3 万 9,900 円に、班長の年額報酬 3 万 3,000 円を 3 万 7,500 円に、団員の年額報酬 3 万 2,000 円を 3 万 6,500 円にそれぞれ増額し、改めるものでございます。

次の36ページの附則でございますが、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 35ページの下から 2 行目、第 3 条第 3 項に規定する機能別団員については、1 万 1,000 円と書いてありますけれども、この説明をしていただければと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） こちらにつきましては、機能別団員の年額報酬を定めているものでございます。位という言い方でよろしいのでしょうか。それにつきましては、団員と同じ職級という形になっております。

こちらにつきましては、交付税算定基準には示されているものではございません。今回、その基準に示されていない団員部分につきましては、改正のこととしておらないことから、同額の 1 万 1,000 円のままという形になっております。

条文のこの改正文の中で、この表の段を 1 つの図として捉えてありますので、その図を図

に改めるという形の改正文でございまして、この機能別の部分が一緒に入り込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） 3 番野村君。

○3 番（野村賢一君） 大変冷たい。時によっては機能別消防団の活用は非常に役に立つ。現職の団員がふだんは仕事へ行っている中で、機能別消防団でうちにいる方が結構いるということでは聞いています。

それで 1 万 1,000 円というって非常に冷たい。また、これは大多喜町消防団の定員、任命、給与、服務に関する条例と書いてあります。国・県レベルじゃなくて、町でのあれですから、ここら辺は政治決断とか何かで、やっぱり消防団員の今後の活躍の意味でも 1 万 1,000 円というのは、ちょっと言葉は悪いんですが差別があるんじゃないかと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 本当に団員のことを思っていて、ご質問のほうをいただきましてありがとうございます。

実は、この機能別団員、実は機能別団員ができてから 15 年ぐらいたつとは思いますが、当初、団員とさほど報酬額の差がございました。実は、3 万円に近い多分報酬額だったと思うんですけども、実は消防団のほうが、やはりその機能別団員の執務環境というか、ふだんの活動が、やはり正団員より活動がない、有事の際だけということのところで、消防団のほうがやはりちょっと高過ぎるという形で、私の記憶だと平成 30 年前に減額報酬を議決をいただいて、今この 1 万 1,000 円の額という形になっております。

この在り方会議の中でも、その機能別団員の報酬の増額についてはご意見等伺っておりませんので、今回はあくまでも国から基準が示された交付税算定基準を下回っているその団員報酬につきまして、増額改正を提案させていただいたところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 3 番野村君。

○3 番（野村賢一君） 総務課長ともう少し議論したいんですけども、3 回しかありませんので。機能別団員はさんざん訓練も何もやっていますんで、先ほど訓練が足りないとか、訓練の回数が少ないとか、それは当たらないです、私に言わせると。

しかし、これ 1 万 1,000 円って今の時代でこんな手当がありますかね。大多喜町の消防団の給与、服務規程ですから、国の話は別にして、大多喜町独自でやればまた消防団の団員不足とか、そういうのもひょっとすると解決できるんじゃないかと、そんな意味も含めて今質

問しているわけです。よろしくお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 回答はいいですか。どうですか。

○議長（渡邊泰宣君） はい。じゃ、総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 今回の改正につきましては、あくまでも交付税算定基準を下回る正団員に係る報酬改正をやらせていただいたところでございます。

今後、また消防団等から、この機能別団員につきましても当然そのようなお声が上がってくるようなことがありましたら、また皆様のほうに金額等の提示をさせていただくような形も想定されますし、そういう形でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 今の野村さんの関連で、正直、うちの事務所にも2人います。本当、サイレンが鳴るたび、悪いけれども行かなくちゃいけないんだと言って、年に数回行っています。

やはりこの当初、この改正する目的は、団員不足というか、そういった成り手が少ないんで補助をするというような説明があったかに聞いています。

それで、正直言って町場も結構団員が本当にいなくて、各この辺の町場でももう機能別団員みんなでやろうよという機運が高まっていることも正直あるんです。まだなかなか具体化しませんけれども。

当初の説明の内容で、機能別団員は必要だという強い認識がある。それで、なかなか集まりにくいというような説明があって上げるんだという説明と矛盾するんじゃないかと思います。

今、機能別団員なくして、正直言って町場のあれはなかなか機能することが難しい現状はよくご存じだと思っていますけれども、その説明と矛盾するんじゃないですか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 矛盾というところですけども、今回の改正につきましては、あくまでも交付税算定基準で定められている団員報酬の基準を改めるというものでございます。

もともと機能別団員の報酬というものが算定基準の中には定められていなかったということで、私、資料が先ほどちょっと皆見当たらなかったんですけども、平成28年の3月議会において、この減額、要するに消防団のほうから団員報酬、高過ぎるから下げてくれという

提案があったと。それを議会の皆さんのほうにおかけいたしまして、減額の報酬改定をさせていただいた経緯がございます。

そのようなことから、今回はあくまでも団員報酬がやはり交付税基準額を4,000円強下回っておりまして、それをまず上げさせていただくというところで提言をさせていただいた次第でございます。

また、今また協議をしているところでございますが、先ほど議員さんからお話しいただいたとおり、機能別の方も有事の際は非常に忙しい中でも駆けつけていただいているというところがございますので、今後は次の考え方として、吉野一男議員からも前回一般質問をいただいておりますけれども、その出動手当の報酬の費用の費用弁償の改訂をやはり議論されているところなので、そちらにつきましても、国のほうの基準とか、郡内の基準を参考にしながら検討していきたいなど。

そうすると、逆に、有事の際駆けつけていただいている、本当に現場に来ていただいている方たちの処遇改善に今度はつながっていくんではないかというところもございますので、その点でご了解いただければなというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑。

6 番吉野僖一君。

○6 番（吉野僖一君） ここに本部長さんというか、団長さんの手当が出ていないんですけれども、参考のために教えていただけますか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 実は、団長さんから、昔の分団長さんのところについては、改正がされていません。こちらにつきましてはどうしてかという、やはり交付税基準額を、金額を上回っているところでございます。

団長さんの報酬につきましては、年額10万9,600円です。交付税算定基準と比較いたしますと、2万7,000円ほど上回っているというような形でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

7 番山田久子君。

○7 番（山田久子君） すみません、この報酬の支払い先なんですけれども、これは消防団の団員さん各個人に支払っていただける形のものなのかどうか、その辺を確認させてください。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） こちらにつきましては、今までは分団長以上の方につきまして、個人のところに支払いをさせていただいておりました。今、改正させていただいている、副分団長も個人だと思います、今現在ですね。部長以下につきましては、各分団の管理している口座に一括で、多分今までは支払われていた。ただ、これにつきましても、令和5年から全て団員個人の口座に支払う予定でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案とおりの決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第18、議案第22号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 議案第22号の説明をさせていただきます。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に

より、交通条件、自然的、社会的及び経済的条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図る必要がある地区について、総合的かつ計画的に整備を促進するために策定するものでございます。

これまでも町道改良工事、飲用水供給施設整備、集会施設新築工事、防火水槽設置工事など、計画を策定し辺地対策事業を実施してまいりました。

今回の平沢・田代辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、国道297号線から県道勝浦上野大多喜線を結ぶ基幹農道の橋梁の改修工事や舗装の改良、改修工事を予定する辺地総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、令和5年度から令和9年度までの5か年で、平沢田代線の舗装改修工事300メートル、平田橋改修工事、せせらぎ橋改修耐震化工事、川畑平沢線では道路改良工事130メートル、舗装改修工事100メートルを実施しようとするものでございます。

本計画に基づいて公共的施設整備を実施する場合は、財政上の特別措置として、辺地対策事業債を財源とすることができます。この辺地対策事業債は充当率が100パーセントで、元利償還金の80パーセントが普通地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される、大変有利な財政措置のある地方債でございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

議案第22号 辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

次のページをお開きください。

総合整備計画書

千葉県夷隅郡大多喜町平沢・田代辺地

辺地の人口305人、面積17.1平方キロメートル。

第1項は辺地の概況で、第1号、辺地を構成する町または字の名称は、大多喜町田代、平沢の辺地に該当する小字で、記載のとおりでございます。

第2号、地域の中心の位置、大多喜町田代字掘込192番1が中心でございます。

第3号、辺地度点数、この点数が100点以上であることが辺地の要件となっており、田代・平沢辺地は117点でございます。

第2項、公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、平沢及び田代辺地地区にて構成される本地域は、町の東南部に位置し、町の辺地地域の中でも辺地の度合いが高く、昭

和29年10月に旧大多喜町と合併する前の旧西畑村で構成された地域であります。

今回の整備を必要とする基幹農道は、国道297号線から県道勝浦上野大多喜線を結ぶ農道で、平成20年度と平成25年度に県より譲渡を受け、現在、町が維持管理を行っております。路線内には、平田橋、せせらぎ橋の2橋がありますが、供用開始から20年以上が経過し、耐震不足の指摘を受けており、自然災害等で落橋等が発生した場合は、道路が寸断されるため甚大な被害が想定されています。

また、本来の農業用道路のほか大多喜町地域防災計画により町指定の緊急輸送道路にも指定されていることから、施設全体の適正管理を図るため、農道保全対策計画を基に橋梁の改修工事や舗装の改良、改修工事を行う必要があります。

第3項、公共的施設の整備計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。表内の説明は、1、交通・通信体系の整備（道路改良）農道平沢田代線、農道川畑平沢線。事業主体は大多喜町。事業費は1億5,533万6,000円を予定しております。財源内容、特定財源9,180万7,000円は、農村地域防災減災事業による国・県補助、残りの一般財源6,352万9,000円のうち、辺地対策事業債予定額は6,320万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、最後のお金の関係で、辺地対策とかいろいろ国の交付金を使ってやるということで、純然たる一般財源から支出を予定している金額は、このうちの幾ら。後で交付税措置される予定額を除いて、何とか一般財源でこのくらい、実質の負担はこのくらいだというような数字が、それが6,320万じゃないですよ。それが一般財源、純然たる町の負担になる。

○議長（渡邊泰宣君） 企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 今お話ありました一般財源でございますけれども、一般財源として6,352万9,000円を支出しますが、そのうちの6,320万円、32万9,000円がまず一般財源ということになります。残り6,320万円の2割が、町のほうで負担する分に相当しますので、合わせて1,296万9,000円というふうになります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第19、議案第23号 大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） 議案第23号の説明をさせていただきます。

41ページをお開きください。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町過疎地域持続的発展計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、令和3年度から令和7年度までを計画期間として策定し、令和3年議会定例会9月会議において議決をいただいたものでございます。

この計画は、地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的に策定され、第3次総合計画の基本理念「みんなが主役。よろこびの町の創生」に基づき、町の将来像「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」の実現に向けた基本

目標に即した施策を展開するものでございます。

今回は、来年度以降に新たに予定しております学校施設管理事業のグラウンド整備を追加するため、大多喜町過疎地域持続的発展計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

内容としましては、西小学校及び大多喜小学校の屋外運動場は水はけが悪く、雨が降ると数日間使用できなくなってしまうことから、改修工事を実施することで、環境改善を図ろうとするものでございます。

本計画に基づいて実施される事業に対しては、財政上の特別措置として、過疎対策事業債を財源とすることができます。この過疎対策事業債は充当率が100パーセントで、元利償還金の70パーセントが普通地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算定される、大変有利な財政措置のある地方債でございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

議案第23号 大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部を次のように改正する。

第9項、教育の振興、第3号事業計画の表中、事業名、第1号、学校教育管理施設に「屋外運動場」、事業内容「学校施設管理事業（グラウンド整備）」、事業主体「町」を加えるものです。

以上で、大多喜町過疎地域持続的発展計画の一部変更について説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 質問させていただきます。学校施設の管理事業のところで小・中学校ということですね。グラウンドも西小か。

今、西小の体育館、車から最近学校、コロナでなかなか行けないんで、車で通って体育館の屋根が大分今塗装すればいいのかなという、見た目はちょっと……

○議長（渡邊泰宣君） 吉野君、この議案関係のちょっと質問と外れているから。

○6番（吉野信一君） 入っているかどうか、ちょっと確認です。

○議長（渡邊泰宣君） ちょっとこれは議案に外れているような感じなんで、ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

明日3日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。ご苦労さまでした。

（午後 3時40分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 2 号)

令和5年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和5年3月3日（金）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	麻生克美君	企画課長	市原芳則君
財政課長	君塚恭夫君	税務住民課長	西川栄一君
健康福祉課長	長野国裕君	建設課長	吉野正展君
農林課長	秋山賢次君	商工観光課長	渡邊陽二君
環境水道課長	和泉陽一君	特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君
会計室長	須藤明実君	教育課長	小高一哉君
生涯学習課長	米本敏克君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第2号）

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 24 号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第 2 | 議案第 25 号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第 3 | 議案第 26 号 | 令和 4 年度大多喜町一般会計補正予算（第 10 号） |
| 日程第 4 | 議案第 27 号 | 令和 4 年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 5 | 議案第 28 号 | 令和 4 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議案第 29 号 | 令和 4 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 7 | 議案第 30 号 | 令和 4 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 8 | 議案第 31 号 | 令和 4 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 9 | 議案第 32 号 | 令和 5 年度大多喜町一般会計予算（提案説明） |
| 日程第 10 | 議案第 33 号 | 令和 5 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明） |
| 日程第 11 | 議案第 34 号 | 令和 5 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明） |
| 日程第 12 | 議案第 35 号 | 令和 5 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明） |
| 日程第 13 | 議案第 36 号 | 令和 5 年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明） |
| 日程第 14 | 議案第 37 号 | 令和 5 年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明） |

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） おはようございます。

昨日の会議に引き続き、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これから会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（渡邊泰宣君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますので、よろしくお願いします。

これから日程に入ります。

なお、事前に議案とともに配付しました参考資料ですが、これはあくまで議案を審議するための参考資料ですので、議案書により質疑されるようお願いします。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第1、議案第24号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 議案つづりの43ページをお開きください。

本文説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

令和4年第1回議会定例会7月会議において議決された橋梁修繕工事町道堀切線堀切橋の契約金額に変更が生じることから、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

主な変更理由は、橋梁の構桁の既設塗膜除去及び塗装工において現地計測の結果、塗装部の面積に設計値との差異が生じたことから増額するものでございます。

なお、契約の相手方及び工期の変更はありません。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

工事請負契約の変更について。

令和4年7月19日に請負契約を締結した橋梁修繕工事町道堀切線堀切橋の一部を次のとお

り変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、工事名、橋梁修繕工事町道堀切線堀切橋。

2、契約金額、変更前5,764万円、変更後5,769万3,900円。

3、契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町中野281番地、山本建設株式会社、代表取締役、山本茂。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） ちょっと今、変更理由がよく分からないので、もう一回ゆっくり言ってもらえませんか。

○議長（渡邊泰宣君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 変更理由でございますが、堀切橋は、桁が鉄の桁、橋梁の支えている部分の下に桁があるんですけども、この桁が鉄製の桁でございます。これに塗装を施して橋が成り立っているものですが、老朽化により、その桁の塗装を一旦剥がして、一部補強をして橋梁の修繕工事を行っております。このため、そこの桁の既設の塗装の塗膜の除去、これと新たに行います塗装の面積、これに設計値と現地の塗装の実績の差がございましたので、その部分の増額分を変更で見させていただいたというものでございます。

以上でございます。

（「分かりました」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、議案第25号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 議案第25号 工事請負契約の変更について、議案つづり45ページをお開きください。

議案説明に入る前に、提案理由をご説明します。

面白峡遊歩道整備工事につきましては、令和3年第1回大多喜町議会定例会2月会議にて、契約の締結について議会の議決をいただき、令和5年3月24日までの工期で工事を進めてまいりました。工事の内容は、千葉県が整備した養老溪谷の滝めぐり歩道の延長となる面白峡に遊歩道を整備する事業で、大田代地先の岩井原と小沢又区間をつなぐものとなります。

工事はおおむね順調に推移してまいりましたが、岩井原への登り口の施工に当たり掘削をしたところ、岩盤の位置が深い箇所にあったことから、擁壁の施工など追加工事が必要となり、工期内の竣工が困難となりましたので、当初契約した工期を68日延長し、令和5年5月31日までとする変更契約を締結するため、条例の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

具体的に説明させていただきますと、岩井原への登り口につきましては、当初、擬木で階段を作成する設計でございましたが、掘削の結果、岩盤の位置が深い箇所もあったため、フェンスの強度や遊歩道の安全性を確保する観点から、擁壁の追加施工が必要となりました。また、降雨により階段の踏み台等の土が流出する可能性が考えられ、来訪者の転倒の原因となる可能性もあることから、遊歩道の耐久性と安全性を高めるため、階段踏み台部をコンクリート仕上げすることといたしました。これらの追加施工に当たり、工期内に工事を完了することが困難となったため、やむを得ず当初契約の工期を延長する必要性が生じたことから、

工期変更の契約を締結するに当たり議会の議決を得ようとするものでございます。

それでは、本文でございますが、令和3年2月1日に請負契約を締結した面白峡遊歩道整備工事の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1、工事名、面白峡遊歩道整備工事。

2、工期、変更前、議会の議決の日から令和5年3月24日まで、変更後、議会の議決の日から令和5年5月31日まで。

3、契約の相手方、千葉県夷隅郡大多喜町久保113番地、株式会社仲潮組、代表取締役、中村友三郎。

以上で工事請負契約の変更についての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） すみません。当初から岩井原の登り口につきましては、現場を知っていらっしゃる地元の皆さん方は、崩落の危険など非常に危ないものがあるので大丈夫なのかというお声はいただいていたところでございます。

今回、そこを強化していただくということでちょっと安心をしたかなというところもあるんですが、後ほど出てくる補正のほうで、この整備事業を減額されていると思うんですけれども、4,800万ほど、違うかな、ちょっと分からないんですけれども、事業変更がなる中で事業費は大丈夫なのかなというところが思ったんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 補正予算で歳出のほうの事業費4,800万、確かに減額してございます。

ただ、これは4年度の事業費は減額で、その分、今回、契約の延長、期限の延長になりますので、翌年度まで継続事業年度を延長して、その分を5年度に持っていくので、トータルでは事業費としては減額にはなっていないということで、よろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） そうすると、予算的には、当初いただいたというか、その予算の中で今回の工事も含めて済むことができるということで、追加工事費という形にはなっていないということで理解させていただいていいんでしょうか。令和5年度に繰り越される部分も含めてということなんですが。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 予算上は、契約してある今の工事費の契約金額しかないわけではなくて、事業費全体として予算のほうは措置してありますので、今後状況によってどういうふうになるかというのは、またちょっと別の話になるかと思います。

○議長（渡邊泰宣君） よろしいですか。

ほかに質疑。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 山田さんとちょっと似たような質問なんですけれども、よくあることが、事業の変更があると事業経費、工事費、これが変わるということはあるのでしょうか。大丈夫でしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 先ほどご説明しました追加工事につきましては、契約金額を増額する必要がございますけれども、死に水対策等に活用予定だったボックスカルバートをやめまして、U字溝側溝や飛び石などのほかの方法に変更した箇所もございます。そちら契約金額を減額できるため、現在その設計の見直しを行っておりますので、概算につきましては若干の減額の契約変更になる見込みでございます。また、設計の見直しが完了次第、再度、契約金額の変更の議案を提出させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ございませんか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今、るる説明ありましたがけれども、やはり現場の写真とか添付してくれれば分かりやすいと思う。ここは危ないのでこうだと口頭で今説明したけれども、やっぱり現場写真を添付して、今後その追加工事がどのくらいかかるんだとそこまで説明してくれないと、やはり議員はチェックしなくちゃいけないので、そこら辺を、追加工事ということなので当然工事費がかさむと思うんだよね。それははっきりね、やっぱり現場写真を、こうやってこうだから危なくてこういうふうになるとか、そういうふうになんとやって、今

後工事費がこういうふうになりますと、そういう説明をしてくれないとね、ちょっとチェックできないよね。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） すみません、写真等の配付につきましては、配慮が足りなくて申し訳ございませんでした。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、議案第26号 令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第26号 令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）の説明をさせていただきます。

議案つづりの47ページをお願いします。

令和4年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長、着座にて説明してください。

○財政課長（君塚恭夫君） ありがとうございます。着座にて説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,438万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,127万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第4条、債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第5条、地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

それでは、第2表、継続費補正から順に説明させていただきますので、50ページをお開きください。

第2表、継続費補正。

変更は、継続費の変更で、表内の事業について令和2年度から4年度までの3か年の事業年度を令和5年度まで1年延長しようとするものです。

款6 商工費、項1 商工費、事業名、面白峡遊歩道整備事業、総額1億5,810万円は変更なく、年割額の令和4年度を5,100万円から300万円に、令和5年度を4,800万円とするもので、令和4年度中に完了できないため令和5年度に1年間延長するものでございます。

第3表、繰越明許費補正。

追加は、表内の事業を翌年度に繰り越して実施しようとするものです。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍事務費479万6,000円は、戸籍情報システム改修と改修に伴う機器の購入で、年度内の完了が困難のため翌年度に繰り越すものでございます。

その下、款項同じく、事業名、マイナンバーカード取得促進事業1,025万6,000円は、マイナンバーカードの取得時のマイナポイントの利用を大多喜町電子地域通貨とした方の現金2万円のチャージ分の今年度使用しなかった残金について翌年度に繰り越すものでございます。

次の款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,203万9,000円とその下の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業1,895万円は、今年度実施のオミクロン株等に対するワクチン接種で、年度末から翌年度にかけ実施する場合に対応するため繰り越すものでございます。

その次、款項同じく、事業名、環境保全事業275万円は、埋立事業申請時の安定計算書の内容についての審査委託業務で、現在未申請のため、今後申請となった場合に年度内の完了が困難なことから翌年度に繰り越すものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名、産地育成事業1,327万9,000円は、1月20日の補正予算（第6号）で予算措置した遊休農地を活用し花等の植栽をするもので、植栽場所の地盤改良工事が遅れ、年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名、町道維持管理事業908万5,000円は、町道の排水整備工事、猿稻と上原の2か所で地盤及び必要な工期の関係から、年度内完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

その下、町道改良事業1,041万4,000円は、田丁地先の町道改良工事で、施設の建設工事等の遅れにより年度内完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

次の交通安全対策事業444万8,000円は、今回の補正予算で予算を計上する町道の安全対策工事で、翌年度にかけ実施しようとするものでございます。

次の橋梁長寿命化事業500万円は、弓木の前堀橋と堀切橋の橋梁修繕に係る附帯工事で、地元区や地権者との調整等の遅れにより年度内の完了が困難なため翌年度に繰り越すものでございます。

次の第4表、債務負担行為補正。

追加は、表内の事項を追加するものでございます。

乗合ワゴン運行业務委託、期間は令和5年度から令和9年度までの5年間、限度額は7,766万円でございます。この業務は、老川地区、西畑地区の小中学生の通学のための乗合ワゴン運行に係る業務で、現在委託している運行业務が令和4年度末で期限となることから、新たに5年間の運行に対し債務負担行為を設定するものでございます。

右側のページで、第5表、地方債補正。

変更、表内の起債の限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

過疎地域自立促進特別事業債、限度額3,540万円を3,680万円に140万円増額するものでござ

ございます。これは過疎のソフト分で、協議の結果、配分が増となり、高齢者住宅生活支援事業へ充当するものでございます。

道路整備事業債は、限度額 1 億470万円を7,740万円に2,730万円減額するもので、町道改良事業で870万、橋梁長寿命化事業で1,860万、実績により減額するものでございます。

それでは次に、事項別明細書により補正予算の説明をさせていただきます。

2枚めくって、54、55ページをお願いします。

2、歳入。

款 1 町税は、実績見込み等による増減で、項 1 町民税は、個人は1,400万円の増、法人は508万6,000円の減。

項 2 固定資産税は、現年分1,000万円、滞納分70万円、計1,070万円の増。

項 3 軽自動車税は、環境性能割35万2,000円、種別割161万円の増。

項 4 たばこ税は、679万円の増。

項 6 特別土地保有税は、滞納繰越分の全額が納付されたことで32万4,000円の増。

項 7 入湯税は、100万円の増でございます。

款 6 法人事業税交付金は、実績見込みにより1,000万円の増。

款10地方特例交付金は、それぞれ説明欄記載のとおり、実績により162万3,000円の減。

款11地方交付税 2 億3,682万6,000円の増額補正は、普通交付税の実績による増でございます。

次のページをお願いします。

款14使用料及び手数料、項 1 使用料、目 3 商工使用料39万3,000円の増額補正と次の目 6 教育使用料60万円の減額補正は、それぞれの施設の実績見込みによる増減でございます。

款15国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金477万7,000円の増額補正は、交付決定等による増でございます。

項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金72万6,000円の増額補正は、戸籍システム整備に対する補助金でございます。

目 2 民生費国庫補助金196万5,000円の減額補正は、実績による子育て世帯への給付金事業費補助金の減額と非課税世帯に対する特別支援事業の補助金の増でございます。

目 5 教育費国庫補助金121万1,000円の減額補正は、実績による遠距離通学費補助金の減でございます。

款16県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費県負担金24万7,000円は、各事業の実績見込み

及び交付決定等による増減でございます。

項2県補助金、目1総務費県補助金から、次のページをお願いします。目9教育費県補助金までは、補正の合計1,561万3,000円の減は、各事業の実績見込み及び交付決定による増減でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金1,008万3,000円の増額補正は、実績見込みによるふるさと納税と教育費寄附金は西畑中学校第15回卒業生同窓会有志一同からの寄附でございます。

目2一般寄附金30万2,000円の増額補正は、法人1社からの寄附でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2億4,943万1,000円の減額補正は、当初予算において財源措置しましたが、財政資金に不足が生じなかったため減額するものでございます。

目2ふるさと基金繰入金4,119万9,000円の減額補正は、ふるさと納税の増に対する繰入れの増分が680万1,000円と、先ほど説明させていただいた継続事業、面白峡遊歩道整備事業の工事費4,800万円の減額に充当する分の減でございます。

目4福祉基金繰入金140万円の減額補正は、高齢者在宅生活支援事業に過疎債のソフト分の配分が増となったため減額するものでございます。

目6環境基金繰入金80万円の減額補正は、充当事業の実績によるものでございます。

款20繰越金、項1繰越金151万1,000円の増額補正は、前年度繰越金でございます。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入1,920万2,000円の減額補正は、説明欄記載のとおり、それぞれの実績見込みに伴うものでございます。

款22町債、項1町債2,590万円の減額補正は、第5表の地方債補正の説明と重複しますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきますので、次のページをお願いします。

歳出予算については、実績見込みによる補正等、一部説明を割愛させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

3、歳出。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費19万2,000円の増額補正は、実績見込みによる給料、職員手当、共済費の減と印刷機、事務用の机、椅子の購入でございます。

目5財産管理費6,590万7,000円の増額補正は、公有財産管理事業の修繕料は、旧上瀑小学校消防設備の誘導灯の修繕、庁舎管理費の修繕は、本庁舎トップライトの防水シールの打ち

替えと中庁舎屋上のモザイク壁の補修工事、基金積立ては、今後必要となる庁舎の改修のための積立てでございます。

目 6 企画費4,180万1,000円の増額補正は、ふるさと納税の増に伴う返礼品申込みフォーム使用料及び増額分の基金積立てと、地域通貨事業の報償費は、使用に伴う店舗等への協力金の不足分の増でございます。

目 7 電子計算費1,217万1,000円の減額補正は、実績による委託料、電子計算機器のリース料の減などでございます。

目 8 諸費98万3,000円の増額補正は、税務事業還付費は、固定資産税の還付、次の福祉事業還付費から次のページの妊娠出産包括支援事業還付費は、令和3年度事業の実績精算による国県支出金の返還金でございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費1,326万円の減額補正は、マイナンバーカード取得に係るマイナポイントの実績による報酬費でございます。

項 4 選挙費、目 2 参議院議員選挙費78万1,000円の減額補正は、実績によるものでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費2,953万6,000円の増額補正は、障害者福祉事業は、対象者や利用サービスの増、実績見込み等による増、それと実績見込み等による国民健康保険特別会計繰出金の増、福祉基金積立事業は、今後の福祉関係経費の増加に対応できるよう基金に積み立てるものでございます。

目 2 国民年金費34万円の増額補正は、実績見込みによるものでございます。

目 3 老人福祉費は、財源内訳の変更でございます。

目 5 介護保険事業費1,593万7,000円の減額補正は、実績見込みによる介護給付費繰出金の減でございます。

目 6 後期高齢者医療費239万2,000円の減額補正は、実績見込みによる後期高齢者医療保険基盤安定繰出金の減でございます。

次のページをお願いします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費470万円の減額補正、目 2 児童手当費200万円の減額補正は、説明欄記載の各事業の実績見込み等による減でございます。

目 4 児童福祉施設費474万4,000円の減額補正は、実績見込みによる保育園関係職員の人件費の減と会計年度任用職員の報酬の増でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 5 万4,000円の増額補正は、共済費の

増。

目 2 予防費1,538万4,000円の減額補正は、予防接種及び健康診査等の受診者の減などによるものでございます。

目 3 環境衛生費230万7,000円の減額補正は、実績見込みによる各補助金の減でございます。

目 6 地域し尿処理施設管理費59万6,000円の減額補正は、実績による委託料の減と基金への積立てでございます。

次のページをお願いします。

項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費494万8,000円の増額補正は、実績による塵芥処理負担金でございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費46万6,000円の減額補正は、実績による農業委員報酬の減などでございます。

目 2 農業総務費は、県補助金の減による財源内訳の補正でございます。

目 3 農業振興費569万3,000円の減額補正は、実績による農業者支援給付金の減と新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった産業まつり補助金の減でございます。

目 5 農地費73万5,000円の減額補正は、実績による交付金の減でございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費1,449万円の減額補正は、実績による木の駅プロジェクトで持ち込んだ木材に対する地域通貨の報償費の減と同じく実績によるイノシシ、鹿の捕獲数と箱わな及び侵入防止柵設置の減による補助金の減でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費1,732万5,000円の減額補正は、実績による事業者への物価高騰対策支援と空き家を活用した起業支援補助金の減でございます。

目 3 観光費5,218万5,000円の減額補正は、二の丸公園内の樹木の伐採と新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったお城まつり実行委員会補助金の減と、継続費補正で説明させていただいた面白峡遊歩道整備工事が翌年度まで延長することによる減でございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費670万7,000円の減額補正は、実績見込みによる会計年度任用職員報酬の減と、工事請負費は、町道中野大多喜線B & G入り口の歩道の補修工事と町道岩井原線ののり面修繕工事の実績によるものでございます。

目 2 道路新設改良費822万1,000円の減額補正は、町道会所弓木線の改良工事に伴う測量の実績による減でございます。

目 3 交通安全対策費444万8,000円の増額補正は、町道の安全対策として実施する歩道の着色と区画線設置工事で、町道桜台297号線、増田小土呂線の2か所に対するものでござい

す。

目 4 橋梁維持費1,860万9,000円の減額補正は、町道堀切線の堀切橋の補修工事の実績による減でございます。

項 3 都市計画費、目 1 街路事業費109万2,000円の減額補正は、街なみ整備事業の実績による減でございます。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費95万5,000円の増額補正は、基金への積立てでございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費371万7,000円の減額補正は、実績による消防団員の出勤手当等の減でございます。

目 4 災害対策費151万8,000円の減額補正は、実績による防災無線の保守委託料の減でございます。

次のページをお願いします。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費583万6,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった校外学習の車両借上料と感染症の影響で修学旅行等が中止もしくは不参加となったときのキャンセル料などに対する補助金の実績による減でございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費242万5,000円の減額補正は、実績見込みによる送迎バス委託料の減と不足する電気料の増、実績によるパソコンシステム機器の減でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費119万2,000円の減額補正は、実績見込みによる送迎バス委託料等の減でございます。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費40万3,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が中止または縮小されたことによる減でございます。

目 2 公民館費56万5,000円の増額補正は、不足する会計年度任用職員の報酬と電気料でございます。

目 3 図書館費 9 万7,000円の増額補正は、不足する燃料費でございます。

次のページをお願いします。

項 5 保健体育費、目 2 体育施設費27万1,000円の増額補正は、テニスコート等の電気料と上瀑ふれあいセンターの誘導灯の修繕でございます。

次のページ以降の給与費明細書については、説明を省略させていただきます。

以上で議案第26号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 50ページの衛生費、保健衛生費、環境保全事業275万円、これが繰越明許ということで繰越しになっています。この件についてお聞きします。

この事業費は、行徳橋のところの埋立てをやるやらないということで今事業がかなり進んでいます。ここのところでよろしいですか。ここのところの費用ということで。違いますか、これは。これ違うんでしたっけ。これ衛生費、環境保全事業275万とはどこの場所ですかね。いいんです、続き、ちょっとまだあるので、ここの場所かどうかの確認で、行徳橋のところでもいいですか。違う場所か。違う場所なら関係ないんだけども。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） こちらの275万なんですけれども、場所につきましては、行徳橋のところでやりたい業者さんが相談には来ているんですけれども、10月に補正を計上させていただきまして、安定計算のほう審査を委託する予定でしたんですけれども、今現在、申請自体もまだ出されていない状況でありますので、これにつきましては、来年度以降、申請が出た段階で業者のほうに委託するというようなことで、今回、繰越明許のほうを設定させていただいたということです。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） これは、そのときもちょっと言ったんですけれども、本来であれば、申請者がちゃんとした図面を出して、それで審査を受けると。図面がしっかりしていないとか、計画がはっきりしないので、ある程度委託して、これを見てもらうんだというような答弁があったと思います。

それはそれで、予算が通ったのでその件はそれでいいんですけれども、あと、ここの場所、この環境保全事業もそうですけれども、多くの区がここに関連しています。これちょっと各区の区長さんなり住民の方からよく聞いてきてくれということがありましたので、この事業費に併せて、新丁、上原、外廻、船子、多くの区が関連しています。隣接すれば、森宮地区もすぐ隣接、すぐ隣行けばいすみ市も関連しています。

ここがいろんな面で事業は環境保全事業ということで、この275万の設計とか、これも含

めてでしょうけれども、地元町民が知らないうちにどんどん工事が進んでいっている、今も何かコンクリートパイプが洲軽田の堰のほうから水が流れてきている。工事がどんどん進んでいます。伐採は伐採でもうどんどん終わっちゃっている。伐採やりっぱなしで、切った木がそこらじゅうに転がっていたりだとか、いろんな面でどんどん進んでいるような気がしてならないんですけれども、地元にはほとんど説明がない、そういった状況で地元住民は非常に不安がっています。

やはりある程度、これ一番なんか工事が行われて影響を受けるのは地元の住民ですのでね。何かこういったことは細かく地元住民に説明していただかないと、あそここのところは通学路にもなっていますし、あそこ排水も芳しくなくて、道路が急ですから、大雨が降ると上から大水が来て、下の住民のところには住宅の中に入っていくんですよ。道路を水が流れていっちゃうような状況ですからね。

聞くところによると、あの辺の埋立ての関係で、町道の側溝に何か水を流すようなことも聞いていますし、上の洲軽田のため池の埋立てもここに関連しているんじゃないかとか、いろんな面で地元の方が非常に不安に思っているんです。だから、何か許可をすとか、何とか工事のときには、こういったところまで進んでいるんだよとか、業者との打合せがこうだよと。

建設課さんはじめ、農林課さんもそうでしょう。埋立ての関係で環境課さんとか、多くの課が関連していると思うんですね。ですから、それを個別に聞いてもちょっとなかなか自分のところのことは言えるけれども、ほかのことは言えないというような状況ですのでね。こういったふうに大きな課が絡んでいる一つの事業のときには、窓口というんですかね、特別チームなりなんなりをつくって、何かその情報を一元化していただきたい。

物事ってやり方をちょっと間違えると大変なことになるかなということを非常に危惧しています。やっぱり事細かく親切丁寧に、地元住民も合わせて、いろんな面で情報の共有とかしていただけると地元の住民の方も不安なく、いろんな面で安心していけるんじゃないかと思いますけれども、それも含めて、この275万の継続費の取扱いをどんな形で今後進めていくのか、見解と、何かこういった計画が出てこういうふうになってきたら地元住民のほうにも細かい情報を流していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 根本議員おっしゃるとおり、地元の方がかなり不安であるということもありますので、今回につきましては、あくまでも安定計算の審査の委託になりま

すけれども、今後の取扱いにつきましては、やはり先ほど議員さんおっしゃられたように、建設課、農林課、環境水道課、場合によっては教育課とか、そういったところも関連してくると思われますので、その辺はお互いの課で情報共有を図りながら、もし住民の方に説明するような機会があれば、その辺は積極的に行っていきたいと思います。

いずれにしてもまだ計画自体が全く、全体的な計画がはっきりしませんので、その辺は、まだ推移を見守っているようなところでございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみませんね、本当に地元の住民の方が非常に不安、いろんな情報がいろんなところから流れてきていて、あれは何なんだ、こうなんだと思って不安になっちゃっているんですね。それで、工事はどんどん進んじやっているような状況ですので、ですから、住民の方の不安を和らげるために、少しでもやっぱり住民のほうには、それなりの情報の提供をしてやってもらいたい。いろんな間違った情報が流れると、またいろんなことが起きてくると困りますので、ぜひとも住民の方々には、いろんなことで情報提供、説明をしてもらいたいと思います。それやっていただけるということでよろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 副町長。

○副町長（西郡栄一君） もちろん要望があれば、断るわけではございませんけれども、まだ未確定なものを行政から流すということで、逆に不安を持ってしまう場合もございます。

これについて、埋立てにつきましては、半径何メートル以内の方に同意をもらわなくちゃならないということで、きちんと地元説明を行ってからというようなことで事業がスタートすることになっておりますので、行政から出す場合は、もちろん各課で連携をしながら、それで対応しているんですけれども、あまり中途半端な段階で、例えば事業者が、また今度ころころといろいろと変わってくる場合も非常に多くございます。ですから、その辺の対応を原則としては事業者が地元にしかりとした説明をしていくという中で、しかりした埋立てを、安全な埋立てを実施していただくというのが原則でございます。

ただ、あまりにも不安があるようであれば、現状はこうですよというお話をすることができますけれども、あまりにも行政がその段階で入るとするのは、確定した事項ではございませんので、逆に不安をあおる場合もありますので、その辺については十分配慮していきたいというふうに思います。

（「もう一回いいですか」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） もう3回終わっちゃった。

（「もう一回いいか、駄目というならいいですけども」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） ちょっと、3回まで。

（「いいか、ちょっと一言だけ」「しつこいよ、言ったほうがいいよ、駄目なら駄目って」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） じゃ……

（「ちょっと地元からかなり言われているので」「重要だから出してあるんだよ」「もう一回だけ、すみません」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） じゃ……

○5番（根本年生君） 今、副町長の言うことは十分分かるんです。ただ、工事が進んでいなければいいんです。一般的に私ども、今ほとんど議員になったからこういったこと一切やりませんけれども、普通は、一つの大きな目的があって、その大きな計画が許可になって初めていろんな細部の計画も同時に許可になると。部分的に、まだ全体の計画もはっきりしていない、許可の内容もはっきりしないうちに水路に側溝をつける許可が下りちゃう、道路を使う許可が下りちゃう、伐採届ができちゃう。本当は全部一つの目的があって、それでやる事業だと思うんですよ。

だから、その大きな目的が許可になっていないのに細かい工事がどんどん進んでいっちゃっている、そこが要は不安になっていると。大きな事業の目的のためには、さっき言ったように、地元の区民の同意も必要だということも重々分かっています。だから、その同意がないままにどんどん工事が進んでいっちゃっている、これが不安に思っているわけです。

だから、当然ああいったことをやるには、大きな計画があって、目的があって、それが許可になってから部分的な細かい工事に入ってくればいいんですけども、どんどん工事が進んでいっちゃっているものですから、だから、それを1回の全体として埋立てをすることが、埋立ての許可が下りてからいろんな細部の工事をやっていただければ何も不安はない。どんどん工事が進んでいっちゃっている、そこで不安に思っているということです、4回目なのでこれで終わりますけれども、十分な地元の、本当に地元の住民は不安に思っている、本当これ事実ですので、不安をやっぱり解消するような形をぜひ取っていただきたい、副町長の言うことも重々分かりますので、すみません。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございますか。

6番吉野僖一君。

○6番（吉野僖一君） 今の件ですけれども、確認です。やっぱり町議会として根本さん、一生懸命やっているんです。

これは、経緯は地元の地主さんが伐採したのか、転売して、その業者があつて、伐採して、今、開発行為をしているというか、そういう経緯ですか。確認です。ちょっとお教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 吉野君、ちょっと議題から外れてきたような感じがするので。ほかにございませんか。

（「外れているってどういうことなんだよ。どういう経緯なのかって質問したんだよ」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） だから、補正の額についての質問であるので、ちょっと外れていると思いますので。

（「経緯をちゃんと説明しなよ」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） すみません。67ページの面白峡遊歩道整備事業、先ほど工期の延長については可決されましたけれども、その中で、当初、擬木階段からコンクリート仕上げにするとか、擁壁等の追加がある等の話がありましたけれども、全体的に、そういう追加があっても4,800万の中で収まるということによろしいかどうかお願いします。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 先ほどの追加工事といいますか、擁壁であつたり歩道のコンクリート工事につきましては、今回、工事自体については工事費のほう上がる予定なんですけれども、先ほど説明したとおり、ほかの工事の部分で減額になりますので、概算では若干減額になるということになります。

その中で、今回、令和4年度分の継続費を令和5年度に移すための減額になりますので、トータル的に、継続費というのは設定した年度内での予算内で工事費のほう執行できますので、この減額は令和4年度から令和5年度に移すための減額なので、トータル4年間の中で設定ということですので、予算のほうは足りるということになります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） この4,800万の減額というのは、令和4年度の予算で、この面白

峽遊歩道整備事業で全体で5,100万円の予算が取っております。その中で、その工事の分の支払いに係る部分が終わらなかったのが翌年度に予算上繰り越すものです。これとは別に、4年度、6月の議会のときに報告させていただいているんですが、3年度に、要は支払いが終わらなかった分ということで通次繰越しということで、継続費の総額の中で、継続費を設定してある年度の中では支払いが終わらなかった分を随時、次の年、次の年と最終年度まで送ることができますので、実際の予算総額としては1億5,810万円でこの面白峡の遊歩道整備事業の予算は措置しておりますので、この中では工事の増減に対応できるというふうに考えております。

○議長（渡邊泰宣君） よろしいですか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 工期が2か月延びたんだけど、工期だけ延ばして、お金が仮に不足するんだったらもう早めに今回で補正しないと間に合わないなと思ったから、ちょっと言わせてもらいました。分かりました。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 67ページ、款5農林水産業費、項2林業費の目1林業総務費の18節の負担金補助及び交付金について聞きます。

有害鳥獣被害防止実施団体補助金が1,389万減額になっています。このくらい多額の金額が減額となっていることは事業実績がなかったと考えてよろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） ただいまのご質問ですが、こちらに関しましては、電気柵、それから金網柵、いずれも2,000メートル分を予定しておりました。こちらにつきまして、地元の調整がつかなかったということで、今回実施できなかったということで、この分が約800万、それから鳥獣被害、緊急捕獲のイノシシ、それから鹿について、1,200頭と、それから650頭分を見込んでおったんですけれども、今年に関しまして、イノシシが例年、昨年よりは捕れているんですけれども、1,200頭まで達しないということで予想されますので、現在800頭ということで、あと2か月で1,200頭まで達しないと見込まれますので、そこで約300万の減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 話聞くと、これに対する要望者、そういう人たちも少なかったということで、それと、逆に言うと、これだけ獣が大変いる中で、少しアピールが足りないんじゃないですか、町民に対して、被害者に対して、どうなのでしょう。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） すみません。アピールといいますと。

（「町でこういうふうにありますよと町民にアピールといったらおかしいけれども」「周知」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 国の補助金の防護柵についてのアピールといいますか周知というのは、現在のところあまりしていない状況ではございますが、被害の相談があった時点では、そちらをご案内している状況です。そのほかに、年に一度、年度当初に、広報のほうで農林関係の補助金に関しましては全てご案内をさせていただいております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） この1,389万というのは、国からの交付金で考えてよろしいですか。

それで、うちのほうも今大変なんです。それで、担当に要望を出したんですけれども、いろいろな書類が面倒くさくて、何をして何をしてとか、もう終わっちゃったとか。だから、その時期というのが分かっていたらもっと早く出したんですけれども、そこら辺の農林課として、町民に対して、被害者に対して、もうそれなりに早めに、広報でも何でも構いませんから出すようにしたらいかがなものということで、今質問しているんですけれどもね。

○議長（渡邊泰宣君） 農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） この事業に関しましては、国50パーセント、町50パーセントの負担割合になります。こちらの柵の設置につきましては、国の補助金となりまして、ある程度のまとまった面積でないと採択にならないということで、なかなか難しいところがございます。こちらに関しましては来年度から広報のほうで周知をさせていただきたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

9 番山口定夫君。

○9 番（山口定夫君） すみません。67ページ、商業振興事業で事業者物価高騰対策支援事業補助金ということで、10月補正で2,005万円ですか、補正したんですけれども、これは水道

を除く光熱費で、前年比2万円以上増加の場合に5万円を限度に補助するものということだったんですけれども、補助金の執行率が21パーセントということで、3月補正で1,582万5,000円が減額になるということなんですけれども、執行率が下がった理由とかというのはどうということなのかなということで。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） この事業につきましては、11月1日から12月28日までの約2か月間で行いましたけれども、申請事務に当たりまして、商工観光課と商工会のほうと連携して、協力した上でこの申請を受け付けるということで実施してきましたけれども、商工会のほうで、1月からほかの業務がちょっと多忙になるということで、期間のほうは、先ほど申し上げた12月28日までの期間という形で設定をさせていただきました。その間、ホームページや広報紙、それから防災無線等、12回ほど行いまして、周知については行ってきたんですけれども、結果的に、今回105件の実績ということで、執行残が出てしまったということになります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） 全体ではどのくらいあって、そのうちの105件というか、期間をもっと延ばせばもっと申請者が増えたとか、そんなあれがあったんですかね。それとも観光協会との連携が悪かったとか、そんなことになったんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 先ほど申し上げましたが、商工会との連携によって、その期間のほうを12月28日まで2か月間という形で設定させていただきましたので、その期間を2か月間だけにしてしまったというところで、そこは執行残がちょっと多くなったというところだと思うんですけれども、以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

（「聞こえないよ」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） もう一回、ちょっと、聞こえないというから。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 今回、商工会と町のほうでこの期間のほうを協議の上、設定させていただきました。商工会のほうで業務が1月以降はちょっと多忙になるということで、2か月間の申請期間ということで設定させていただいたんですけれども、この期間が短かったことがちょっと執行率が悪かったというところにつながってしまったのかなと思います。

以上になります。

○議長（渡邊泰宣君） 分かりましたか。

ほかにございませんか。

6 番吉野僖一君。

○6 番（吉野僖一君） 58、59ページで、これは寄附金とありますけれども、この中で教育費寄附金 8 万 3,000 円ですか、これ説明がちょっとさっきあれだった、できれば、たまたま私これ昔会計やっていたので、西畑中学校第15回卒業生一同だと思うんです。いちご会という感じだと思うんですが、間違いないですか。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 教育費の寄附金は、西畑中学校第15回卒業生同窓会有志一同からの寄附でございます。

以上です。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

2 番麻生勇君。

○2 番（麻生 勇君） 休憩先でもいいよ。

○議長（渡邊泰宣君） じゃ、休憩しましょう。大分時間がたちましたので。

しばらく休憩します。

次は、11時20分から再開します。

（午前 11 時 09 分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 20 分）

○議長（渡邊泰宣君） それでは、質疑。

2 番麻生勇君。

○2 番（麻生 勇君） 63ページのマイナンバーカード取得促進事業で1,300万減になっていますけれども、まず聞きたいのは、マイナンバーの取得率ってどのぐらいあって、促進事業の何しようとしてこれだけ取ったのか。せっかくあるのに使わないのはちょっと気に入らないので、質問したいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、税務住民課よりお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの取得申請率ということでお答えさせていただきますけれども、今2月19日時点の数字で約75パーセント、町民の方の申請が済んでおります。それからまた、このマイナンバーカード取得事業の報償費の関係ですけれども、マイナンバーカードを申請すると最大2万円のマイナポイントがもらえるということで、それを地域通貨で、今回、利用できるようにしてあります。

それで、その予算を今回9,306万円ほど取ってありまして、これは実際、町内の地域通貨が使える商店等で使われた場合にお支払いをするというところで9,306万円取ってあったんですが、実際にマイナンバーカードを取得して、マイナポイントを申請された方の総額が7,981万2,500円ですかね、申請のほうをしてくれてありました。それで、その差額分を今回減額するというところでございます。

なお、今現在で約9割以上の方がポイントのほうを实际使っていただいているというところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

2番麻生勇君。

○2番（麻生 勇君） これ地域通貨の使用率が少なくて1,300万、70パーセントですか、90パーセントか、これだけだよって話。マイナンバーカードが75パーセントしか、今申請者と言ったっけ。じゃ、取得者というのはどのぐらいなんですか。それで、もしもそれが、地域通貨も申請したら100になったのかどうか。

○議長（渡邊泰宣君） 税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） マイナンバーカードの取得率、今65パーセントぐらいだと思います。75パーセントの人が申請して、手元に実際に届いているという方は65パーセントぐらい。それはなぜかという、申請してからできるまでに2週間から1か月ぐらいかかります。役場に来てから、また送るまでに1週間弱かかりますので、どうしてもそういう数字の差が出てくると。また、送ったとしてもすぐ取りに来る人もいれば、なかなか取りに来ない人もいますので、どうしてもそういう差が出てくるということでございます。

それから、100パーセントに何でならないかということでよろしいでしょうかね。それは、マイナンバーカードを取ってもマイナポイントを申請しなければ地域通貨の利用につながり

ませんので、全員がマイナンバーカードを取ったからといって地域通貨で申請しているわけじゃないので、例えば、ほかの何とかペイとか、コンビニエンスストアの電子カードというんですかね、ああいうので申請する方もいますから、全員が地域通貨で利用するわけじゃないと。ある程度、このくらい地域通貨で使ってくれるだろうということで9,300万見込んだところ、7,900万ですか、八十何パーセントぐらいの利用率になっているということでありますので、私としてはそんなに悪くなかったのかなと。逆に、7,900万が地域の商店でお金が落ちているということで、マイナポイント分の2万円がその中に含まれていますから、町の負担というのは少ない中で地域が潤っているというような経済的効果もあったというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、議案第27号 令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第27号について説明をさせていただきます。

議案つづり87ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正でございますが、歳入歳出ともに、主に実績見込み及び国県支出金等の交付決定等に基づき必要な補正を行おうとするものでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 税務課長、着座でいいです。

○税務住民課長（西川栄一君） ありがとうございます。

すみません。それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,816万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億745万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、92、93ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款の1項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税、補正額363万3,000円の増額補正は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付分の現年課税分について賦課及び徴収実績等を考慮し、増額しようとするものでございます。

款の4国庫支出金、項の1国庫補助金、目の1災害臨時特例補助金51万6,000円の減額補正は、受入れ科目を国庫支出金から県支出金に変更するための減額でございます。

款の5県支出金、項の1県補助金、目の1保険給付費等交付金1億2,764万9,000円の減額補正は、保険給付費の減に伴う節の1普通交付金1億2,816万5,000円の減額及び、先ほど説明いたしました災害臨時特例補助金の受入れ科目変更に伴う節の2特別交付金51万6,000円の増額でございます。

款の6繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金49万7,000円の増額補正の内訳は、節の1保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）46万3,000円の減額、節の2保険基盤安

定繰入金（保険者支援分）67万2,000円の増額は、いずれも交付決定によるものでございます。

節の7 未就学児均等割保険税繰入金28万8,000円の増額補正は、未就学児である被保険者均等割額の2分の1の後期負担について、国県町の法定負担分を計上したものでございます。

なお、負担割合は国2分の1、県と町はそれぞれ4分の1となっております。

款の7 項の1 繰越金、目の1 その他繰越金413万円の減額補正は、前年度繰越金の実績に基づき減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、94、95ページをお願いいたします。

款の2 保険給付費、項の1 療養諸費、目の1 一般被保険者療養給付費9,967万8,000円の減額補正と次の項の2 高額療養費、目の1 一般被保険者高額療養費2,848万7,000円の減額補正は、療養給付費等高額療養費の給付実績に基づき減額するものでございます。

次の款の3 国民健康保険事業費納付金は、財源内訳を変更しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宜君） 日程第 5、議案第 28 号 令和 4 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、議案第 28 号の説明をさせていただきます。

議案つづり 97 ページをお願いいたします。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、歳入歳出ともに、主に実績見込み等に基づき必要な補正を行おうとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和 4 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 601 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,216 万 9,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、102 ページ、103 ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明をいたします。

款の 1 項の 1 後期高齢者医療保険料、目の 1 特別徴収保険料 560 万 9,000 円の減額補正は、保険料の実績見込みによる減額。

目の 2 普通徴収保険料 175 万 8,000 円は、節の 1 現年度分と節の 2 滞納繰越分の実績見込みによる増額でございます。

款の 3 繰入金、項の 1 一般会計繰入金、目の 2 保険基盤安定繰入金、補正額 239 万 2,000 円の減額補正は、保険料の減に伴い基盤安定繰入金の減額をするものでございます。

款の 4 項の 1 目の 1 繰越金 22 万 8,000 円の増額補正は、実績に基づき繰越金を増額するものでございます。

引き続き、歳出についてご説明をいたします。

104ページ、105ページをお願いいたします。

款の２項の１目の１後期高齢者医療広域連合納付金601万5,000円の減額補正は、納付金の財源であります保険料及び基盤安定繰入金の実績見込みに合わせ減額をするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第6、議案第29号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議案第29号 令和4年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長、着座にて説明してください。

○健康福祉課長（長野国裕君） 着座にて説明をさせていただきます。

議案つづり107ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、実績に基づく保険料収入の増減とやはり実績に伴う各種負担金、交付金の額の決定による減額、3つ目として保険給付費の減に伴う介護給付費、一般会計繰入金の減額、さらに、年度末精算に伴う前年度繰越金の増額補正を行うものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,378万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,791万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますので、112、113ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款1 保険料326万9,000円の増額補正は、特別徴収保険料の増、普通徴収保険料の減、滞納繰越分普通徴収保険料の増に伴う補正でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金1,853万1,000円の減額補正は、介護給付費負担金交付申請に基づき補正するものでございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金915万7,000円の減額補正は、保険給付費の実績減に伴うものであります。

目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）20万6,000円の減。

目3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）43万8,000円の減。

目4 保険者機能強化推進交付金33万1,000円の減。

目5 保険者努力支援交付金76万1,000円の減。

款5 項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金5,599万3,000円の減。

目2 地域支援事業支援交付金5万7,000円の減。

続いて、款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金1,415万3,000円の減額につきましては、保険給付費の減に伴う負担金、交付金の交付申請に基づき減額補正するものです。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金1,593万7,000円の減額は、保険給付

費の減に伴う介護給付費繰入金の減でございます。

項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金2,158万3,000円の減額は、保険給付費の減に伴うものでございます。

款 8 繰越金6,009万8,000円の増額補正は、年度末精算に伴う前年度繰越金の増額でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたしますので、116、117ページをお開きください。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費2,875万7,000円の減。

目 2 地域密着型介護サービス給付費3,741万8,000円の減。

目 3 施設介護サービス給付費の減。

項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費400万円の減。

続いて、118、119ページをお開きください。

項 6 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費400万円の減額は、いずれも各サービス利用の実績減に伴う補正でございます。

次に、一番下の款 4 項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金5,371万3,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴い基金に積み立てるものでございます。

それ以外の補正額に増減がないものについては、財源内訳の変更によるものでございます。

以上で令和 4 年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 介護保険のことをよく分からないです、正直言いまして。私が議員になって間もなく介護保険制度ができて、それ以来、全然勉強していませんので分かりません。だけれども、ちょっと私自身が疑問に思うところあったから説明していただければありがたいんですけども、108と109ページ、歳入で減額が7,378万、その内訳の中にも基金繰入金2,158万3,000円減額ということになっています。それで、歳出のほうで、同じくトータルで7,378万ですけども、しっかりと積立金5,371万3,000円がのっています。

ちょっと私、こちら辺が疑問で分からないんですけれども、片方で、歳入のほうで減額、基金繰入金の基金のほうの繰入金が減額になっていて、積立金のほうで、歳出で基金をきちんと積んでいるということで、普通の常識じゃ、お金が入るのが少なくなって予算が減額したのに積立金はきちんとやっているんだよという、こんなイメージ、どうして、ちょっと私の気持ち説得させてもらえばありがたいんですけれども。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） うまく、すみません、説明になるか分からないんですけれども、当初、今年度の予算を計上するに当たって、基金を使うということで基金の歳入を見込んでいたものと、あとは、最終的に、前年度繰越金とか、そういうものを積むというか、実績でそれほど使わなかったので積む分に積み立てるということのご質問かなと思うんですけれども、実際に使う予定で基金は取り崩しておく予定の予算だったんですけれども、それほど取り崩さないでも済んだので減額と、あとは、基金に実績で前年度の繰越分が確定してくるので、積む分にそれを充てたのが基金の積立てに回したということでございます。

○議長（渡邊泰宣君） 3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 当初予算で2,158万3,000円を計上して、これここまで要らないんだと、それでこれを減額したという、そういう考えでよろしいですか。

それで、介護保険の基金なんて1億以上の基金があると思うんですね。それで、介護保険やると赤字だから、また3年に一度の見直しだ、上げろとよく話がありますけれども、そのための積立ての基金と思えば納得できるんですけれども、そんなような感じでよろしいんですかね。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 基金については、今回のこの8期の介護保険料を決定するときに、当時の残高から、あと今後のこの3年間、8期の計画で使う見込みで取崩しも予定していたんですけれども、思った以上に、特にコロナの影響が大きかったんだと思うんですけれども、給付費がそれほどかかっていない状況でございます。ですので、今回積み立てることによって、多分、見込みで1億5,000万ぐらいになるかと思いますので、次の9期の計画というか保険料の設定のときに取崩し分を少し多くすれば、例えば、上がる分を抑えていけるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） すみません、ちょっと野村さんと重複するか分かりませんが、108ページ、109ページで、歳入がほとんど三角になっていて、歳出もほとんどが補正額が、これ費用ですから、ぴったりゼロになるのかなというところもちょっとよく分かりませんが、ほとんどがゼロですね、補正額が、もう予算どおりになっているというところで、これは例年こういった形、これは通常の形なんですかね。来年度以降もこういった形で、ちょっとゼロが多かったり、ほとんどが三角だったというのはちょっと普通考えられないんですけれども、これは通常の形がこうで今後もこのような形が続いていく、それとも今回はちょっと異常だったのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） おっしゃるとおり、きれいに正丸めにしたのは、まだ支払いのほうが残っておりますので、見込みを立てた分で、担当としてもある程度、少し余裕を持たせてきれいに丸めてしまったということで、円単位まで実際には見込みでは出てはいるんですけれども、少し余分に残しておきたいということで、支払い完了していませんので丸めてしまっているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第7、議案第30号 令和4年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、議案第30号についてご説明いたします。

議案つづり123ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正であります、収益的収入及び支出においては、収入では、主に水道料金収入の減、県高料金対策補助金金額確定による増、消費税還付金の増、支出では、汚泥処理委託料の減、薬品費の減、資産減耗費の増額補正であります。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和4年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第1款水道事業収益、第1項営業収益ですが、300万円を減額し、補正後の営業収益の総額を3億164万7,000円とするものです。

第2項営業外収益ですが、1,626万5,000円を増額し、営業外収益の総額を1億9,655万円とするものでございます。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用ですが、261万7,000円を増額し、営業費用の総額を4億7,662万1,000円とするものです。

詳細につきましては、水道事業会計補正予算基礎資料によりご説明いたしますので、126ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

収入。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、目1給水収益300万円の減額は、水道料金実績見込みによる減額です。

項2営業外収益、目3県補助金1,290万円の増額補正は、県からの補助金額確定による増額です。

目6消費税還付金336万5,000円の増額補正は、当初見込んでいた消費税還付金が増額となるものです。

支出。

第1款水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費165万6,000円の減額補正は、委託料につきましては面白浄水場汚泥処理委託料の減、薬品費は粉末活性炭購入費の減。

目5資産減耗費427万3,000円の増額補正は、施設の除却費の増額によるものです。

以上で議案第30号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時00分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第8、議案第31号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） 議案第31号 令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案つづりの129ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

この補正予算は、利用者が当初見込みより減少したことに伴う営業収益の減額、電気料金の高騰による光熱水費の増額、実績による人件費及び賄い材料費の減額によるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和4年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款特別養護老人ホーム事業収益、第1項営業収益ですが、2,164万7,000円を減額し、補正後の営業収益の合計額を1億4,735万円とするものです。

次に、支出でございますが、第1款特別養護老人ホーム事業費用、第1項営業費用でございますが、535万円を減額し、補正後の営業費用の合計額を2億7,236万5,000円とするものです。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費1億9,429万円を1億8,944万円に改めるものです。

詳細につきましては、特別養護老人ホーム事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明をさせていただきますので、142ページ、143ページをお開きいただきたいと存じます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、項1 営業収益、目1 介護報酬収益、補正予定額1,708万円の減額補正及び目2 介護負担金収益、補正予定額456万7,000円の減額補正は、長期入所利用者の減少によるものです。

続きまして、収益的収入及び支出の支出でございますが、項1 営業費用、目2 施設管理費、補正予定額100万円の増額補正は、電気料金の高騰による光熱水費の増によるものです。

目4 施設介護事業費、補正予定額488万円の減額補正は、会計年度任用職員の勤務実績と、賄い材料費の利用実績による減でございます。

目7 外国人技能実習生受入事業費、補正予定額147万円の減額補正は、実習生の勤務実績による減でございます。

132ページから141ページまでの給与費明細書等は記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 143ページの長期入所者は減額になっていて、短期の実績がプラスになっているということなんですけれども、ちょっとその理由というんですか。短期ももう少なくなってきたのかなと思ったんですけれども、その理由を教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（木島丈佳君） こちらの長期入所者の利用者数の減でございますが、こちらのほうにつきましては、昨年9月以降、職員の離職等も見込まれましたので、長期入所者の受入れを控えたということによる減でございます。

短期入所者の利用者の増は、そのまま長期入所を見越して、短期入所を継続して利用されていた方の日数が延びたというような理解をしていただければと思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号～議案第37号の一括上程、説明

○議長(渡邊泰宣君) 日程第9、議案第32号 令和5年度大多喜町一般会計予算から日程第14、議案第37号 令和5年度大多喜町水道会計予算までの各特別会計予算及び事業会計予算まで一括議題とします。

なお、各議案は、議事日程にお示ししたとおり、本日は提案説明までとします。

議案第32号から順次説明を求めます。

なお、説明員の皆さんには、着席にて説明することを許可します。

初めに、日程第9、議案第32号 令和5年度大多喜町一般会計予算について説明願います。
財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) 議長のお許しをいただきましたので、着座にて説明をさせていただきます。

議案第32号 令和5年度大多喜町一般会計予算の提案説明をさせていただきます。

別冊の予算のつづりの1ページをお願いします。

令和5年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億1,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、7ページをお開きください。

第2表、継続費。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援事業、総額644万9,000円。年度及び年割額は、令和5年度258万円、令和6年度386万9,000円で、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期子育て支援事業計画を令和5年度、6年度の2か年で策定するため、継続費を設定するものでございます。

第3表、地方債。

表内の起債の目的及び限度額は、過疎地域持続的発展特別事業債3,500万円。この起債は、大多喜町過疎地域持続的発展計画に計上した事業のうち、ソフト事業に充当するもので、対象事業は出産祝金、入学祝いポイント、外出支援サービス、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金、子ども医療費、不妊治療費でございます。

農林業施設整備事業債4,990万円は、農道川畑平沢線と平沢田代線の舗装の打ち替えと、橋梁の点検及び設計に充当するものでございます。

観光施設整備事業債2,500万円は、小田代地先の公衆トイレ整備に充当するものでござい

ます。

道路整備事業債 1 億 2,010 万円は、町道の改良、橋梁の長寿命化事業へ充当するもので、町道 6 路線の測量及び改良工事、橋梁 1 橋の修繕工事でございます。

消防施設整備事業債 3,330 万円は、消防車両の更新、多目的庁舎設計及び千葉県防災無線再整備負担金に充当するものでございます。

義務教育施設整備事業債 2,460 万円は、西小学校の屋外運動場改修工事に充当するものでございます。

社会教育施設整備事業債 520 万円は、中央公民館の事務棟の空調設備等の設計業務に充当するものでございます。

公共土木施設災害復旧事業債 470 万円は、下太多喜地先の町道天王釈迦堂線の災害復旧工事に充当するものでございます。

臨時財政対策債 5,000 万円は、地方交付税の不足額に対応するために許可されている地方債を見込み計上しました。

起債の限度額の合計は 3 億 4,780 万円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては表のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書の歳入をご説明いたします。

予算書の 12 ページをお願いします。

歳入については、科目と本年度予算額を中心に説明をさせていただきます。

2、歳入。

款 1 町税、項 1 町民税の計は 3 億 7,063 万 3,000 円で、実績を見込み計上しました。

次の項 2 固定資産税の計は 5 億 9,919 万 1,000 円で、課税対象物件の変動や実績などから見込み計上しました。

次の項 3 軽自動車税は、現状の推移を見込み、3,780 万 9,000 円を計上しました。

項 4 たばこ税は、実績から見込み 8,931 万 8,000 円を計上しました。

項 5 鉱産税 200 万円、項 6 入湯税 500 万円は、それぞれ前年度と同額を見込みました。

次の特別土地保有税は、今年度で滞納繰越し分が全て納付されましたので廃目でございます。

款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税は、実績見込み、国の財政情報などから前年度同額の 1,400 万円を見込みました。

次のページをお開きください。

項2自動車重量譲与税4,250万円は、実績や国の財政情報などから前年度同額を見込み計上しました。

項3森林環境譲与税は、実績や国の財政情報などから811万円を計上しました。

款3利子割交付金45万円から、款4配当割交付金300万円、款5株式等譲渡所得割交付金270万円は、実績見込み、財政情報などから前年度同額を見込み計上しました。

款6法人事業税交付金2,000万円は、令和2年度から新たに地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため交付されるもので、実績や財政情報などから見込み計上しました。

款7地方消費税交付金2億4,000万円、款8ゴルフ場利用税交付金9,800万円、款9環境性能割交付金700万円は、実績見込み、財政情報などから前年度同額を見込み計上しました。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金400万円は、個人住民税の住宅借入金等特別控除による減収補填で、前年度までの自動車税と軽自動車税の環境性能割の税率軽減の終了による分が減額となっておりです。

次のページをお開きください。

款11地方交付税は18億6,708万6,000円、前年度1億7,095万3,000円の増額で、国の地方財政計画や財政情報、算定の基礎となる単位費用の見直し状況及び交付税措置される起債などから見込み計上しました。

款12交通安全対策特別交付金150万円は、前年度同額を見込み計上しました。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、目2衛生費負担金、目3教育費負担金、目4給食費負担金までの合計は6,950万2,000円で、内訳は節欄及び説明欄記載のとおりです。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料から目2農林水産業使用料、次のページをお願いします。目3商工使用料、目4観光使用料、目5土木使用料、目6教育使用料までの合計は5,406万4,000円で、内訳は節及び説明欄記載のとおりです。

項2手数料、目1総務手数料、目2民生手数料、目3衛生手数料、目4農林水産業手数料、目5土木手数料まで、合計は3,819万7,000円で、内訳は節欄及び説明欄記載のとおりです。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億1,334万9,000円は、次のページをお願いします。それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりです。

衛生費国庫負担金は未熟児養育医療費等負担金で、県負担金に統一されることにより廃目でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金993万5,000円は、マイナンバーカード交付事務等に係る補助金でございます。

目2民生費国庫補助金、目3衛生費国庫補助金は、節欄記載のとおりでございます。

目4土木費国庫補助金6,166万円は、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助と、橋梁補修工事及びトンネルと橋梁の点検事業への補助でございます。

目5教育費国庫補助金740万2,000円は、要保護児童生徒援助費補助と、西小学校の屋外運動場改修工事への補助でございます。

次の項3国庫委託金、目1総務費委託金21万2,000円、目2民生費委託金185万7,000円は、節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

次のページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金、目2民生費県負担金、目3衛生費県負担金、目4教育費県負担金は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

項2県補助金、目1総務費県補助金1,053万8,000円は、U I J ターンによる起業・創業者創出事業補助金と、千葉県誕生150周年記念事業実施に対する補助金でございます。

目2民生費県補助金2,784万1,000円から、次のページの目3衛生費県補助金1,246万円は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

目4農林水産業費県補助金1億1,892万7,000円は、次のページにかけ、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお願いします。

目5商工費県補助金939万1,000円は、節欄記載のとおりで、観光地魅力アップ整備事業補助金は、小田代地先の公衆トイレの整備と観光案内看板の修繕でございます。

目6土木費県補助金、目7消防費県補助金は、それぞれ節欄記載のとおりでございます。

項3県委託金、目1総務費委託金、目2民生費委託金、次のページをお開きください。目3土木費委託金、目4消防費委託金は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入4,617万2,000円は、節及び説明欄に記載のとおり、公有財産の土地や建物の貸付収入でございます。

目2利子及び配当金13万円は、説明欄記載の配当金及び基金利子でございます。

項2財産売却収入、目1不動産売却収入2,821万1,000円は、城見ヶ丘団地2区画、大戸分

譲地 1 区画の分譲を見込み計上しました。

款18寄附金、項 1 寄附金、目 1 指定寄附金 1 億2,000万円は、ふるさと納税の実績等を見込み計上しました。

次の款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 3 億2,115万円は、財源不足を補うための繰入れと、特別養護老人ホーム閉鎖に伴う財源として繰り入れるものでございます。

目 2 減債基金繰入金2,000万円は、町債の償還に充当するものでございます。

目 3 ふるさと基金繰入金は、ふるさと納税返礼品と面白峡遊歩道整備事業が主なものでございます。

目 4 ふるさと創生基金繰入金から目 7 環境基金繰入金までは、節欄及び説明欄記載の各事業へ充当するものでございます。

次のページをお開きください。

目 8 鐘楼等管理基金繰入金111万3,000円は、二の丸公園の鐘つき堂の改修工事に充当するものでございます。

目 9 観光施設等管理基金繰入金378万9,000円は、三又地先の看板撤去に充当するものでございます。

目10小中学校施設整備基金繰入金1,487万1,000円は、大多喜小学校の駐車場整備に充当するものでございます。

項 2 特別会計繰入金、目 1 国民健康保険特別会計繰入金と目 2 後期高齢者医療特別会計繰入金、合計114万5,000円は、各特別会計から節欄及び説明欄に該当する場合に繰り入れるものでございます。

項 3 特別養護老人ホーム事業会計清算繰入金は、事業閉鎖による剰余金でございます。

款20繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として 1 億円を計上しました。

款21諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料50万円は、町税の延滞金収入でございます。

次の項 2 町預金利子8,000円は、歳計金の預金利子を見込み計上しました。

次の項 3 貸付金元利収入190万7,000円は、学校法人三育学院貸付金元金収入と高額療養費貸付償還金を計上しました。

次の項 4 受託事業収入、目 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入441万7,000円は、後期高齢者の健康診査委託金でございます。

次のページをお開きください。

項 5 雑入、目 1 滞納処分費 4 万 4,000 円は、インターネット公売による町税の滞納処分費でございます。

目 2 雑入 2 億 9,084 万 8,000 円は、説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

款 22 町債、項 1 町債は、節の区分ごとに第 2 表の説明と重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

目 1 総務債から目 8 臨時財政対策債の計は 3 億 4,780 万円でございます。

次に、歳出予算の説明となりますので、次のページをお願いします。

3、歳出。

款 1 議会費、項 1 議会費 8,002 万 6,000 円で、議員人件費、議会事務局職員の人件費、会議録作成、政務活動費補助金、議会関係団体の負担金が主なものでございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は 3 億 5,313 万 5,000 円で、この目は特別職及び総務、企画関係職員人件費、次のページをお願いします。財政、会計関係職員の人件費と一般事務費（総務管理費）として、共済費は追加費用負担金、行政連絡員報酬、宿直業務委託料、その他関係団体への負担金や補助金でございます。

次のページをお願いします。

一般事務費の管財管理費は、事務用消耗品が主なもので、ほかに職員の研修事業、入札関係の電子調達管理事業、男女共同参画推進事業に係る経費でございます。

目 2 文書広報費 1,614 万 9,000 円は文書管理事業として、需用費は法規集追録代などの経費でございます。

次のページをお願いします。

広報おおたき発行事業は広報おおたきの発行関連経費、ホームページ管理事業は、県のセキュリティに対応するための更新と、ホームページ管理システムの使用料などでございます。

次の目 3 財政管理費 675 万 7,000 円は、財務関係の事務経費を計上したもので、財務会計システムの借上料が主なものでございます。

目 4 会計管理費 166 万円は、会計関係の事務経費でございます。節 11 役務費の手数料は、指定金融機関派遣手数料でございます。

目 5 財産管理費 8,084 万 1,000 円のうち、公有財産管理事業は、町有車両、町有建物の保険料に係る経費などでございます。

次のページをお開きください。

庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、各種設備の維持管理経費や使用料、機器の借上料などでございます。

多目的庁舎建設事業は、新たに防災対応の庁舎建設の設計と、建設地の既存建物の解体撤去などでございます。

町有林管理事業は、町有林の保険料や管理委託料等でございます。

次のページをお開きください。

目 6 企画費は 6 億 3,263 万円、前年度比較 5,854 万 2,000 円増額で、主なものとして、定住化対策事業は、空き家の改修や U I J ターンによる起業・就業補助金など、地域おこし協力隊事業では、林業、有害獣や観光対策など、新規 4 名を含む 14 人分を計上しました。

次のページをお開きください。

協働のまちづくり推進事業は、住民のまちづくりへの参画意識を醸成し、協働のまちづくりを推進するため実施するものでございます。

地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費、東京電力や N T T 柱へのケーブル添架料などでございます。

大多喜ダム対策事業は、大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金でございます。

地域公共交通対策事業は、路線バス及び地域公共交通活性化協議会補助金と、デマンド型地域交通の運行経費などでございます。

次のページをお願いします。

ふるさと納税事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費やシステムの保守委託料、代理収納システム利用料などでございます。

ふるさと基金積立事業は、ふるさと納税を基金に積み立てるものでございます。

地域通貨事業は、町内の加盟店で利用できる電子地域通貨の運用に係るもので、令和 5 年度も令和 4 年度に引き続き、原油価格、物価高騰対策及び町の経済対策として、チャージ金額に 10 パーセントのプレミアム付与で、総額 2 億 2,000 万円を計上いたしました。

大多喜高校支援推進事業は、大多喜高校支援の助成金でございます。

結婚活動支援事業は、婚活イベントの開催等、結婚を支援するものでございます。

集落支援員事業は、令和 5 年度は支援員 5 名の活動を予定してございます。

次のページをお開きください。

広域行政推進事業は、郡市広域市町村圏事務組合負担金等、企画関係団体の負担金など広

域的な事業でございます。

いすみ鉄道対策事業は、いすみ鉄道の維持・存続に対するものでございます。

交流促進事業は、交流人口・関係人口の増加を推進するため、地域資源を生かした施策を実施するものでございます。

千葉県誕生150周年・姉妹都市提携45周年記念事業は、令和5年度が千葉県誕生150年、メキシコ、クエルナバカ市との提携45年となりますので、県を挙げて実施する節目イベント及び姉妹都市の記念事業等の実施を予定しているものでございます。

次のページをお開きください。

次の目7電子計算費7,805万9,000円は、印刷用消耗品やネットワーク回線料、電子計算機の保守委託料や借上料などでございます。

目8諸費は、1,149万6,000円を計上しました。

総合賠償保険事業は、町主催行事の賠償保険や公金の損害保険で、交通安全対策事務費は交通安全協会補助金が主なもの、防犯対策事業は、防犯灯関連経費や特殊詐欺対応電話機購入補助金、防犯関連経費でございます。

コミュニティ育成事業は、次のページをお願いします。地域のコミュニティの活性化を推進するため、地区集会施設の新築・改築等を助成するもので、令和5年度は伊藤区集会所改修への助成でございます。

税務事業の還付費は、前年度同額の350万円を計上してございます。

次の項2徴税费、目1税務総務費6,299万7,000円は、税務関係職員人件費と税務総務事務費で、関係団体への負担金などでございます。

目2賦課徴収費2,672万5,000円は、町税の賦課徴収業務に係る事務費と、次のページをお願いします。地図情報システム管理事業は、毎年実施している地図情報データの修正でございます。

税務資料ファイリング業務委託事業は、令和4年度から始めた紙公図等の電子化業務でございます。

項3戸籍住民基本台帳費5,652万2,000円は、戸籍関係職員人件費と戸籍システムの保守委託料や借上料などと、次のページをお願いします。住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借上料、住民票等のコンビニ交付及び個人番号カード等の関連経費などでございます。

次のマイナンバーカード取得促進事業は、令和4年度に引き続きマイナンバーカードの取

得促進を目指すものでございます。

地域人権啓発活動活性化事業は、12月に開催予定の人権ミニフェスティバルの開催に係るものでございます。

項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費59万8,000円は、選挙管理委員報酬や定時登録事務処理委託料が主なものでございます。

次のページをお開きください。

目2 千葉県議会議員選挙費368万6,000円は、令和5年4月9日に予定されている千葉県議会議員選挙経費でございます。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費372万6,000円は、統計関係職員の人件費と統計関係の事務費でございます。

目2 各種統計調査費44万1,000円は、次のページにかけて説明欄記載の各統計調査経費でございます。

次のページをお願いします。

項6 監査委員費、目1 監査委員費45万円は、監査委員の報酬、研修に係る経費などでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費4億9,273万8,000円は、社会福祉関係職員の人件費と社会福祉関係の事務費、次のページをお願いします。社会福祉関係団体助成事業は、町社会福祉協議会など関係団体への負担金や補助金でございます。

次の障害者福祉事業は、障害者に対する各種支援や介護給付費等扶助費が主なもので、令和5年度は、計画期間を令和6年度から8年度とする第7期障害者福祉計画、第3期障害児福祉計画策定委託料を計上しました。

次のページをお開きください。

民生委員活動事業は、民生委員の活動に対する報償費が主なもので、次の高額療養費貸付事業は、貸付金として前年度と同額を計上しました。

戦没者追悼式関係事業は戦没者追悼式に関する経費、国民健康保険特別会計繰出金は国民健康保険特別会計への法定繰出金、少子化対策事業は出産祝金と地域通貨による入学祝金でございます。

目2 国民年金費716万2,000円は、国民年金関係職員の人件費と事務費でございます。

目3 老人福祉費1億4,895万円は、高齢者の福祉サービス関連等の予算で、高齢者在宅生活支援事業では、次のページをお開きください。緊急通報システム業務や外出支援サービス

の委託料が主なものでございます。ほかに、高齢者福祉等の事業として敬老祝事業費、老人福祉団体助成事業、老人日常生活用具給付事業、地域福祉ボランティア事業、介護予防事業、老人ホーム施設措置事業と、令和５年度は、特別養護老人ホーム整理事業から、次のページの特別養護老人ホーム総務管理費、その次のページ、特別養護老人ホーム施設管理費、居宅介護事業費、施設介護事業費、さらに次のページの特定技能外国人受入事業まで、新たな施設の運営開始までの運営経費を計上いたしました。

76、77ページをご覧ください。

目４青少年女性対策費87万7,000円は、青少年相談員への報酬や活動費補助と、結婚支援事業でございます。

目５介護保険事業費２億2,119万6,000円は、地域包括支援センター運営事業、社会福祉法人等利用者負担額軽減事業、介護保険特別会計繰出金は介護保険特別会計への法定繰出金、次のページをお願いします。次期介護保険事業計画等策定事業は、令和６年度から令和８年度を計画期間とする次期介護保険事業計画等を、令和４年度、５年度の２か年で実施するものでございます。低所得者保険料軽減繰出金は、介護保険の被保険者で低所得者の保険料軽減措置に対する繰出金、地域包括支援センター運営協議会事業は、協議会の委員報酬でございます。介護施設等整備事業は県の補助事業で、介護医療院開設準備の補助金でございます。

目６後期高齢者医療費１億8,933万7,000円は、人間ドックの補助金や後期高齢者医療に係る負担金や療養給付費、後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

次の項２児童福祉費、目１児童福祉総務費3,426万円は、子育て支援関係職員の人件費、高校生までの医療費の助成と、子ども・子育て支援事業は委員報酬と、次のページをお願いします。第２表継続費で説明させていただいた、計画期間を令和７年度から11年度とする第３期子育て支援事業計画の策定でございます。

目２児童手当費7,080万3,000円は児童手当の支給に係るもので、目３母子福祉費306万円は、ひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

目４児童福祉施設費２億9,005万5,000円は、保育園関係職員の人件費と保育園２園の施設管理費のほか、賄い材料費、送迎バスの委託料が主なものでございます。次のページをお開きください。次の児童クラブ運営事業は、運営に係る人件費と児童のおやつなどの食糧費、電気水道料が主なものでございます。地域子育て支援センター運営事業は関係職員の人件費などで、特徴のある教育の展開事業は、次のページをお開きください。英語教室に加え、サッカー教室や音楽などの情操教育、親子英語教室に係るものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億2,569万7,000円は衛生関係職員人件費と、保健衛生事務費は職員研修の負担金など、養育医療給付事業は発達が未熟な子供の入院費の助成で、医療体制整備事業は国保国吉病院負担金が主なものでございます。

目2予防費4,962万8,000円は、各種検診や健康診査と予防接種、健康教育などで、がん検診事業は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん検診の実施、予防接種事業は次のページをお願いします。乳幼児の各種予防接種と子宮頸がんワクチン接種、風疹ワクチン接種、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種の助成などがございます。健康増進事業は、健康診査、健康教育、健康相談や訪問指導などの実施でございます。感染症予防対策事業は、消毒液などの消耗品と消毒作業用動力噴霧器の維持経費で、防疫対策事業は狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。骨髄移植ドナー支援事業は、骨髄移植及びドナー登録者の増加を図るため、ドナー及びドナーが勤める事業所に対する補助金でございます。

次の目3環境衛生費5,649万円は、環境関係職員人件費と、次の環境衛生事務費は次のページをお願いします。環境対策審議会委員の報酬と夷隅環境衛生組合負担金などがございます。水道未普及地域対策事業は、上水道未普及地域等の家庭用飲用井戸等の整備に対する補助金、環境保全事業は不法投棄監視員謝礼や住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金、合併処理浄化槽設置整備事業は合併処理浄化槽整備の補助金、面白峡発電所管理運営事業は環境基金積立金が主なものでございます。空家等対策事業は、対策協議会の開催経費でございます。

次のページをお願いします。

目4母子保健事業費1,362万4,000円は、子育て世代包括支援センター運営事業では、乳幼児相談の医師報酬や報償費、健康診査委託料などがございます。妊娠・出産包括支援事業は、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について包括的に支援する事業で、妊婦、乳児の健康診査委託料、新生児の聴覚検査や不妊治療費、子育て応援ヘルパー派遣や子育てタクシーと、令和4年度から始まった出産子育て応援交付金などがございます。

次の目5火葬場費1,711万7,000円は、斎場無相苑の燃料費等の施設運営費と火葬炉運転業務委託料、トイレ及び火葬炉改修工事などがございます。

次のページをお願いします。

目6地域し尿処理施設管理費170万7,000円は、城見ヶ丘団地のコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

項2清掃費、目1清掃総務費4,029万円は、清掃関係職員人件費と環境センターの管理経

費でございます。

目 2 塵芥処理費 1 億5,417万円は環境センターの運営経費で、次のページをお開きください。ごみの収集や処分経費と、いすみクリーンセンターの負担金などがございます。

次の項 3 上水道費、目 1 上水道運営費8,492万3,000円は、上水道高料金対策事業として水道事業会計への補助金でございます。

次の款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費1,819万円は、農業委員会事務局職員の人件費や農業委員会委員の報酬、事務経費等でございます。

次のページをお願いします。

目 2 農業総務費5,458万4,000円は農業関係職員の人件費と、農業総務事務費は、農家組合長への報償費及び事務費が主なものでございます。

目 3 農業振興費4,493万2,000円は、農業振興事業は会計年度任用職員の人件費と、農業再生協議会補助金や農業次世代人材投資資金、農業関連団体への補助金などが主なもので、施設園芸就農者支援事業は新たな県と町の支援事業でございます。産地育成事業は、遊休農地を活用し花木を植栽することにより、地域の活性化を図ろうとするものでございます。

次のページをお願いします。

目 4 畜産業費46万2,000円は、畜産関係団体への補助金でございます。

目 5 農地費 1 億1,909万7,000円は、農地の維持保全や土地改良及び農道整備などの予算で、鉾毒ダム対策事業は平沢ダムと八声観測所の維持管理経費、基幹農道整備事業は川畑から平沢、田代への基幹農道の維持管理経費、令和 5 年度は橋梁の点検と設計及び舗装の改修工事を計上してございます。土地改良関係団体事業は、農業用施設補修用材料費や関係団体の負担金と、令和 5 年度は、上原地先の中里ため池の廃止に必要な測量と設計委託料を計上してございます。次のページをお開きください。多面的機能支払交付金事業は、集落の農地維持、共同活動及び農業用施設の維持管理を対象とするもので、実施している14団体への交付金でございます。中山間地域等直接交付金事業は、中山間地域等の耕作放棄地の発生防止などに取り組む活動をしている 6 組織に対する交付金でございます。

目 6 農業施設費851万8,000円は、基幹集落センター、味の研修館及び農村コミュニティーセンターの運営経費と、次のページをお願いします。都市交流センターの関連団体への負担金などがございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費7,566万2,000円は、林業関係職員人件費と事務費、猪、猿、鹿、キョンなどの有害獣の駆除等に係る報奨金や、有害獣被害防止実施団体補助金などでご

ざいます。

次のページをお願いします。

目 2 林業振興費1,284万9,000円は、林業振興や森林環境整備等で、新たに令和5年度は、森林整備事業として災害に強い森づくり事業を計上してございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費7,907万8,000円は、商工関係職員人件費及び事務費でございます。

目 2 商工業振興費2,508万8,000円は、次のページをお願いします。大多喜町商工会補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金や商い資料館の管理委託料、就職情報案内事業、空き家等を活用した企業支援事業補助金でございます。

目 3 観光費 1 億3,699万9,000円は、観光施設管理事業として、公衆用トイレの維持管理経費、公園管理、養老溪谷のライトアップなどの経費と、次のページをお願いします。城下行き先案内看板等の改修、二の丸公園の鐘つき堂の改修などでございます。観光センター管理運営事業は観光本陣の維持管理、観光振興事業は、養老溪谷観光センターの指定管理料や、次のページをお願いします。お城まつり実行委員会や町観光協会、大河ドラマ誘致実行委員会補助及びもみじプロジェクトの補助金など、関係団体への補助金が主なものでございます。天然瓦斯記念館管理運営事業は施設の管理運営経費、観光推進広域連携事業は、市原市、君津市と連携し、溪谷や里山の豊かな自然環境といった共通の地域資源を生かし、新たな人の流れや観光需要を創出しようとするものでございます。面白峡遊歩道整備事業は、補正予算で継続年度を令和5年度まで延長したことによる工事費、観光施設整備事業は、小田代地先の公衆トイレ整備と小沢又地先の公衆トイレの設計などでございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費5,736万3,000円は、土木関係職員の人件費と、次のページをお願いします。土木総務事務費は、土木関係の事務経費と道路台帳の更新、関係団体の負担金、国県道維持補助金などでございます。

目 2 登記費1,470万1,000円は、登記関係職員人件費、登記の推進に係る用地測量や嘱託登記委託料などでございます。

次のページをお願いします。

目 3 国土調査費1,790万1,000円は、地籍調査関連経費でございます。

目 4 道の駅管理費404万2,000円は、道の駅の維持管理経費でございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費6,956万2,000円は、町道の維持管理に係るもので、次のページをお願いします。25か所のトンネル点検、町道の除雪作業委託、道路補修用材料など

が主なものでございます。

目 2 道路新設改良費 1 億 2,683 万 1,000 円は、担当職員の人件費と町道 4 路線の改良工事などでございます。

目 3 交通安全対策費 108 万 5,000 円は、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用の消耗品や材料費などでございます。

目 4 橋梁維持費 6,510 万 2,000 円は、23 の橋の点検と、筒森地先の折倉橋補修工事でございます。

項 3 都市計画費、目 1 街路事業費 309 万 2,000 円は、街なみ整備助成事業補助金が主なものでございます。

次のページをお開きください。

目 2 公園費 25 万 8,000 円は、お城の森公園の管理でございます。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費 2,783 万 2,000 円は、町営住宅に係る修繕料や借地料、戸建住宅耐震診断費用補助金、横山住宅の管理等に係るものでございます。

次の目 2 宅地造成費 1,134 万円は、次のページをお願いします。城見ヶ丘団地分譲地の仲介手数料、城見ヶ丘団地定住化補助金などでございます。

目 3 住宅助成費 1,300 万円は、定住化対策として実施する住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 常備消防費 2 億 1,278 万 1,000 円は、広域常備消防に係る負担金でございます。

目 2 非常備消防費 3,209 万 8,000 円は、消防団員の報酬と健康診査委託料、退職報償金支給事務負担金などでございます。

目 3 消防施設費 1,691 万 7,000 円は、消防施設、消防器具の整備などの経費で、次のページをお開きください。令和 5 年度は、第 1 分団第 2 部の小型動力ポンプ付積載車の更新予定でございます。

目 4 災害対策費 2,202 万 4,000 円は、地域防災対策事業は防災会議委員の報酬、災害時の職員手当、防災備蓄品の購入、自主防災組織への防災用資機材の購入など、排水機場管理事業は、久保排水機場、八声水門、葛藤水門の管理、国民保護対策費は国民保護協議会委員報酬、防災行政無線維持管理費は防災行政無線の維持管理に係る経費で、令和 5 年度は千葉県の防災行政無線再整備の負担金を計上してございます。

次のページをお開きください。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費100万6,000円は、教育委員報酬、その他教育委員会関連経費でございます。

目 2 事務局費9,578万2,000円は、教育長や教育関係職員の人件費、登下校待機児童支援員や特別支援教育支援員、学校用務員の報酬、小中学校の校外学習等の移動用車両借上料、次のページをお願いします。教育関連団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費が主なものでございます。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費 1 億339万7,000円は、小学校管理事務事業は、学校医・薬剤師の報酬、送迎バスの委託料が主なもので、小学校施設管理事業の次のページをお願いします。ページ中ほどになりますが、工事請負費の駐車場整備は大多喜小学校、屋外運動場改修は西小学校でございます。学校管理事業、西小と大小は、小学校 2 校の学校管理事務経費や施設管理経費などでございます。

次のページをお願いします。

目 2 教育振興費3,162万4,000円は、小学校 2 校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金、英語教室業務委託料、学校給食費の無償化に係る補助金、要保護・準要保護児童学用品等補助金などでございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費2,290万2,000円は、学校医・薬剤師の報酬、通学用の送迎バス委託料、次のページをお願いします。パソコンの借上料や学校管理事務経費及び校舎等の施設管理経費などでございます。

目 2 教育振興費3,402万3,000円は、次のページをお願いします。クラブ活動助成費補助金、中学校遠距離通学費補助金、外国語指導助手の委託料、学校給食費の無償化に係る補助金などでございます。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費4,892万5,000円は、社会教育関係職員人件費、社会教育委員の報酬や事務経費、関係団体への補助金などが主なものでございます。

次のページをお願いします。

目 2 公民館費2,449万3,000円は、中央公民館の光熱水費や施設警備委託、清掃管理業務委託などで、令和 5 年度は電源設備の設計及び空調設備工事を計上してございます。

次の目 3 図書館費1,354万3,000円は、図書館の会計年度任用職員人件費と、次のページをお願いします。光熱水費や施設警備などの施設管理費、パソコン借上料や図書情報データ使用料、図書の購入費など、町史編さん事業は、令和 4 年度から令和 6 年度まで 3 年かけ実施するものでございます。

目4文化財保護費53万円は、文化財審議会委員報酬や文化財関連の補助金や負担金で、目5視聴覚教育費28万2,000円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚教材センターの負担金でございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費2,624万7,000円は、保健体育関係職員人件費とスポーツ推進委員報酬、町体育協会補助金、郡体育協会への負担金などでございます。

次の目2体育施設費3,645万8,000円は、海洋センター管理運営事業は、プール、体育館、武道場に係る維持管理、運営経費などでございます。次のページをお開きください。海洋センター屋外施設管理運営事業は、多目的広場、野球場、テニスコートなどの光熱水費や施設管理経費で、令和5年度は、野球場防球ネットの増設と旧総元小学校体育館の防水工事を計上してございます。

目3学校給食費1億94万2,000円は学校給食に関する経費で、学校給食センター関係職員人件費や光熱水費、給食の材料費、給食配送委託が主なものでございます。

次のページをお願いします。

次の款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業施設災害復旧費100万円と、目2林道施設災害復旧費100万円は、災害発生への備えでございます。

次の項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費658万円は、下大多喜地先の災害復旧工事1か所と、災害発生への備えでございます。

目2河川災害復旧費130万円は、災害発生への備えを計上したものでございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金は4億5,424万9,000円、目2利子は1,334万7,000円で、町債償還の元金及び利子でございます。

款12予備費、項1予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次のページをお願いします。

諸支出金、大多喜町特別養護老人ホームへの貸付金は廃目でございます。

次の148ページから159ページまでの給与費明細書は説明を割愛させていただき、160、161ページをお開きください。

160ページは継続費に関する調書で、複数年にわたり実施する表内の事業の支出予定額や進行状況でございます。

上から順に、款3民生費、項1社会福祉費、事業名、次期介護保険事業計画等策定業務。この事業は、令和6年度から令和8年度を計画期間とする次期介護保険事業計画等を令和4年度、5年度の2か年で実施するもので、全体計画の年割額は、令和4年度209万6,000円、

令和５年度365万2,000円、合計574万8,000円。財源は一般財源で、前年度末までの支出見込額は209万円、当該年度支出予定額は341万円、進捗率は記載のとおりでございます。

その次、款６商工費、項１商工費、事業名、面白峡遊歩道整備事業。全体計画の年割額は、令和２年度6,230万円、令和３年度4,480万円、令和４年度300万円、令和５年度4,800万円、合計で１億5,810万円。前々年度末までの支出額が令和２年度4,444万円、令和３年度256万円。前年度末までの支出見込額が598万7,000円で、当該年度支出予定額が１億511万3,000円、進捗率は記載のとおりでございます。

その次、款９教育費、項４社会教育費、事業名、町史編さん事業。全体計画の年割額、令和４年度69万9,000円、令和５年度349万3,000円、令和６年度279万4,000円、合計698万6,000円。前年度末までの支出見込額69万9,000円、当該年度支出予定額349万3,000円、翌年度以降支出予定額279万4,000円で、進捗率は記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

この調書は債務負担行為に関する調書で、限度額、前年度までの支出見込額、当該年度以降の支出予定額、財源内訳を記載したものでございます。

次のページをお願いします。

この調書は地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関するもので、164ページの前々年度末現在高は令和３年度末、前年度末現在高見込額は令和４年度末、165ページ右端の当該年度末現在高見込額は令和５年度末の見込みでございます。

以上で、令和５年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、議案第32号 令和５年度大多喜町一般会計予算の説明を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

次は、14時20分から再開します。

（午後 ２時０６分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 ２時２０分）

○議長（渡邊泰宣君） 次に、日程第10、議案第33号 令和５年度大多喜町鉄道経営対策事業

基金特別会計予算についてを説明願います。

企画課長。

○企画課長（市原芳則君） それでは、座ったまま説明させていただきます。

議案第33号 令和5年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の提案説明をさせていただきます。

予算書の167ページをお開きください。

この会計は、夷隅郡市2市2町からの拠出金や負担金等を基に設けられた基金を適正に管理するための会計で、必要に応じていすみ鉄道に交付金として支出し、鉄道経営の安定を図ることが目的でございます。

令和5年度予算では、基金から生ずる利息分相当額についての歳入の受入れと、基金への積立金を予定しております。

それでは、予算書に沿ってご説明させていただきます。

令和5年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、歳入歳出の内容について、事項別明細書により説明させていただきますので、174、175ページをお開きください。

歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金13万5,000円を基金利子として計上しました。

次のページをお開きください。

歳出。

款1項1鉄道経営対策事業費、目1事業費13万5,000円を計上いたしました。これは、歳入で受け入れた基金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第33号 令和5年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、議案第33号 令和5年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の説明を終

わります。

次に、日程第11、議案第34号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、座ったまま説明をさせていただきます。

議案第34号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の提案説明をさせていただきます。

予算書179ページをお願いいたします。

初めに、被保険者数の状況でございますが、令和4年12月末現在2,233人で、前年同期と比較し155人の減となっております。

次に、令和5年度の予算編成の概要でございますが、千葉県から示された国民健康保険事業費納付金、実績等を考慮し算出した保険給付費、保健事業費及び事務費等の歳出額を基に、国民健康保険税及び国・県・町の負担金等の歳入を算出し、不足する財源については前年度繰越金及び財政調整基金を充当し、予算編成をしたところでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,382万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、186、187ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明をいたします。

款1 国民健康保険税につきましては、保険者である千葉県に納付する国民健康保険事業費納付金に充てるため、前年度の実績等を考慮し、前年度比1,545万1,000円増の2億734万円を計上いたしました。

なお、現年課税分、滞納繰越分等の明細は節欄記載のとおりとなります。

款2 一部負担金につきましては、前年度と同額1,000円を計上いたしました。

款3 使用料及び手数料は、令和5年3月31日までに督促した過年度分に係る督促手数料として7万円を計上いたしました。

款4 国庫支出金 1 万5,000円は、出産育児一時金の支給に対する国補助金となります。

款5 県支出金につきましては、保険給付費に充当する財源として交付される187ページの節1 普通交付金が前年度比7,560万円減の 9 億 9 万7,000円、次の節2 特別交付金2,007万7,000円と合わせ、9 億2,017万4,000円を見込んだものでございます。

款6 繰入金は、一般会計からの繰入りを9,183万円見込んだものでございます。内訳でございますが、187ページをご覧ください。節1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）から、節5 財政安定化支援事業繰入金までは、前年度と同じ内容の繰入れでございます。節5 未就学児等均等割保険税繰入金28万8,000円は、小学校就学前の児童の均等割の軽減に対する国・県・町の公費負担分を繰り入れるもので、令和5年度から当初予算に計上させていただくものでございます。

次のページ、188、189ページをお開きください。

189ページの節7 その他一般会計繰入金は、前年度と同じ内容でございます。

次の項2 基金繰入金は、国民健康保険税の不足分に充てるため、基金を1,545万1,000円取り崩し、繰り入れるものでございます。

款7 繰越金も、国民健康保険税の不足分に充てるため、前年度繰越金を1,854万9,000円計上したものでございます。

款8 諸収入、項1 延滞金及び過料に前年度同額の 1 万1,000円を、項2 雑入に前年度比11万円減の38万1,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

190、191ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費につきましては、職員人件費、事務的経費、国保連合会負担金分として2,666万7,000円計上いたしました。

項2 運営協議会費 6 万3,000円は、前年度と同額でございます。

款2 保険給付費は、過去の保険給付実績や今年度の給付見込み等を考慮し、予算計上をさせていただきました。内訳は、項1 療養諸費、次の192、193ページをお願いいたします。項2 高額療養費、項3 移送費、項4 出産育児諸費、項5 葬祭費、次の194、195ページをお願いいたします。項6 傷病手当金までとなり、合計で9 億344万3,000円、前年度比7,625万1,000円減となりました。

減の主な要因でございますが、一般被保険者の療養給付費と高額療養費の減によるものでございます。

次に、款 3 国民健康保険事業費納付金は、保険者である千葉県に国民健康保険事業に係る負担金として納付するもので、今年度は項 1 医療給付費分、項 2 後期高齢者支援金等分、項 3 介護納付金分を合わせ 3 億 29 万 6,000 円、前年度比 191 万 3,000 円の減となりました。

なお、財源につきましては、被保険者が納付する国民健康保険税となりますが、不足分については前年度繰越金及び財政調整基金を充てることとしております。

款 4 共同事業拠出金、前年度と同額の 2,000 円を見込んでおります。

款 5 保健事業費、項 1 保健事業費は、医療費の削減に資する経費として 471 万 8,000 円を計上いたしました。

次のページ、196、197 ページをお願いいたします。

項 2 特定健康診査等事業費は、前年度比 153 万 5,000 円減の 1,733 万 3,000 円を計上いたしました。

款 6 諸支出金には、過年度分の保険税還付金に係る経費として 120 万円を計上いたしました。

款 7 予備費は、前年度比 290 万円減の 10 万円を計上しております。

以上で、令和 5 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、議案第 34 号 令和 5 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第 12、議案第 35 号 令和 5 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、座ったまま説明をさせていただきます。

議案第 35 号 令和 5 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の 211 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計予算につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、町が行う資格の取得・喪失事務、保険料の徴収、還付事務及び納付金の納付事務等に係る経費を計上させていただくもので、後期高齢者医療の対象となる本町の令和 4 年 12 月末現在の被保険者数は 1,915 人で、前年同期と比較し 26 人の増となっております。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和５年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億５,０４５万２,０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきますので、218、219ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明をいたします。

款１ 後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合で定める保険料率に基づき算定された保険料を、前年度比115万2,000円増の１億1,290万円を計上いたしました。

なお、保険料率は令和４年度と変更なく、均等割４万3,400円、所得割8.39%で、限度額は66万円となっております。

款２ 使用料及び手数料は、令和５年３月31日までに督促した過年度分に係る督促手数料を２万円計上いたしました。

款３ 繰入金につきましては、事務費繰入金を92万4,000円、保険料軽減分を補填する県と町の負担金として保険基盤安定繰入金を3,603万3,000円、合計で前年度比111万6,000円増の3,695万7,000円を計上いたしました。

款４ 繰越金10万円でございますが、前年度からの繰越金で、前年度と同額を計上いたしました。

款５ 諸収入は、広域連合から交付される保険料還付金など47万5,000円を前年度同額で計上いたしました。

引き続き、歳出についてご説明いたしますので、220ページ、221ページをお願いいたします。

款１ 総務費につきましては、項１ 総務管理費に62万7,000円、項２ 徴収費に31万7,000円を計上いたしました。

款２ 後期高齢者医療広域連合納付金は広域連合に納付するもので、前年度比225万3,000円増の１億4,903万2,000円を計上いたしました。

款３ 諸支出金、項１ 償還金及び還付加算金47万5,000円と、項２ 繰出金1,000円は、前年度と同額でございます。

以上で、令和５年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君）　ご苦労さまでした。

これで、議案第35号　令和５年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第13、議案第36号　令和５年度大多喜町介護保険特別会計予算について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君）　それでは、着座のまま説明させていただきます。

議案第36号　令和５年度大多喜町介護保険特別会計予算案について、提案説明をさせていただきます。

予算書223ページをお開き願います。

令和５年度予算案につきましては、第８期介護保険事業計画に基づき算出した介護保険料、介護保険サービスに係る保険給付費及び地域支援事業費等により予算編成を行い、前年度比1,372万2,000円減の12億8,516万5,000円の予算を見込みました。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和５年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億8,516万5,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

第２条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、230、231ページをお開きください。

歳入からご説明いたします。

款１保険料、第１号被保険者保険料につきましては、月額5,400円の保険料基準額に基づき、所得段階に応じた９段階の保険料率及び推計した第１号被保険者3,690人を基に２億2,521万8,000円、前年度比1.4%の増で計上させていただきました。

款 2 分担金及び負担金は、介護予防教室事業参加者負担金として12万円でございます。

次に、款 3 使用料及び手数料は10万円を計上いたしました。

款 4 国庫支出金は、保険給付費の国法定負担分として介護給付費負担金 2 億661万5,000円を、項 2 国庫補助金につきましては、目 1 調整交付金から目 5 保険者努力支援交付金として 9,480万円を計上しました。

次に、款 5 支払基金交付金は、介護給付費交付金として 3 億2,650万1,000円、地域支援事業支援交付金として385万9,000円を計上いたしました。

次に、款 6 県支出金は、県の法定負担分として介護給付費県負担金 1 億8,639万3,000円を計上いたしました。

続きまして、232、233ページをお開きください。

項 2 県補助金には、地域支援事業交付金の県負担分として616万3,000円を計上いたしました。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として 2 億796万7,000円であります。このうち、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金は町法定負担分となります。

次に、項 2 基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金繰入金として2,725万6,000円を計上いたしました。

款 8 繰越金は、前年度からの繰越金として1,000円を計上いたしました。

款 9 諸収入、延滞金として1,000円、雑入には17万1,000円を計上させていただきました。内訳は、第三者納付金及び介護給付費返還金、生活保護者の介護認定調査等手数料、予防給付介護負担金及び介護予防ケアマネジメント負担金となっております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

234、235ページをお開きください。

款 1 総務費は、右側説明欄のとおり、介護保険関係職員 3 人分の人件費2,088万8,000円、介護保険業務に係る事務費として323万円を、国保連合会負担金に、第三者行為求償事務負担金として 2 万2,000円を計上いたしました。

中段になります。介護保険賦課徴収事業でございますが、介護保険の賦課徴収に係る事務費として115万7,000円を計上いたしました。

下段になります。介護認定調査事業は、調査員の報酬及び主治医意見書作成手数料などに 490万8,000円を計上いたしました。

237ページをお開きください。

介護認定審査会共同設置事業は、夷隅郡市2市2町で設置する介護認定審査会の設置、運営に係る負担金として288万2,000円でございます。2段目の介護保険運営協議会委員報酬、委員11人で3回分として11万6,000円を計上いたしました。次年度は、次期介護保険事業計画作成年度になりますので、通常よりも多く計上してございます。

次に、項5選定委員会費でございます。施設の整備等に係る審査を行う公的介護施設等整備事業者選定委員会委員4人分の報酬として1万4,000円を計上いたしました。

款2保険給付費でございますが、第8期介護保険事業計画の策定に際し、推計した数値に基づき予算計上させていただいております。

項1介護サービス等諸費は、要介護1から5の認定を受けた方、次の項2介護予防サービス等諸費は、要支援1・2の認定を受けた方に対する居宅介護、地域密着型介護、福祉用具の購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等に係る給付費となります。

238、239ページをお開きください。

2段目、項3その他諸費は、国保連合会に、介護報酬の審査支払いに係る手数料として69万2,000円を計上いたしました。

項4高額介護サービス等費につきましては、利用者負担の上限額を超えた場合に支給するものでございます。

項5高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合に支給されるものでございます。

項6特定入所者介護サービス等費につきましては、低所得の方が施設に入所した場合の食費と居住費の自己負担を軽減するために支給されるものでございます。

続きまして、240、241ページをお開きください。

款3地域支援事業費でございますが、保険給付費と同様に、第8期介護保険事業計画の策定に際し推計した数値に基づき予算計上いたしました。

項1介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては1,387万6,000円。これは、要支援者等に係る訪問介護、通所介護の経費、ケアプラン作成経費、短期集中予防サービス等の経費でございます。

中段の項2、一般介護予防費につきましては284万5,000円で、脳トレ教室やいきいき塾等による介護予防の普及啓発のほか、地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職を派遣するための経費となります。

次に、242、243ページをお開きください。

項3 包括的支援事業・任意事業費は2,532万2,000円で、地域包括支援センター職員3名分の人件費のほか、介護給付費の適正化に係る経費や、寝たきりの高齢者等へのおむつの支給及び成年後見人制度の利用者支援などに係る経費のほか、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターの報酬及び手当、認知症初期集中支援チームの医師等の経費となります。

項4 その他諸費につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払いに係る手数料として3万6,000円を計上させていただいております。

244、245ページをお開きください。

款4 基金積立金でございますが、介護給付費準備基金への積立金として1,000円を、款5 予備費につきましても、前年度と同額の10万円を計上させていただいております。

款6 諸支出金につきましては、過年度保険料の還付金、保険給付費や地域支援事業費に係る国県支出金の法定負担金の精算に伴う返還金として50万3,000円を計上いたしました。

以上で、令和5年度大多喜町介護保険特別会計予算案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、議案第36号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わります。

次に、日程第14、議案第37号 令和5年度大多喜町水道事業会計予算について説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） それでは、着座のままご説明させていただきます。

別冊の水道事業会計予算書になります。予算書1ページをお開きください。

第1条、令和5年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量としまして、給水戸数3,800戸、年間総給水量96万4,217立方メートル、1日平均給水量2,634立方メートルを予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入としまして、第1款水道事業収益で、第1項営業収益、第2項営業外収益を合わせまして、総額4億9,839万8,000円を予定しています。

続きまして、支出ですが、第1款水道事業費用で、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項予備費を合わせまして、総額5億567万3,000円を見込んでいます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入としまして、第1款資本的収入で、第1項負担金、第2項企業債、次のページの第3項固定資産売却代を合わせまして、総額8,597万1,000円を見込んでいます。

2ページをお開きください。

支出ですが、第1款資本的支出としまして、第1項建設改良費、第2項企業債償還金を合わせまして2億2,891万8,000円を予定しています。

第5条、企業債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めたもので、限度額は8,420万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費で7,721万2,000円と定めるものです。

第7条、一般会計からの補助金ですが、金額を8,492万3,000円と決めました。

第8条、たな卸資産購入限度額ですが、290万9,000円と決めました。

続きまして、9ページをお開きください。

令和5年度大多喜町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書になりますが、令和5年度中の事業活動、投資活動、財務活動の現金預金の流れを記載したもので、資金の期末残高は2億2,813万9,000円となる見込みです。

次の10ページから19ページにつきましては、職員給与費明細書で、記載のとおりでありますので、説明は割愛させていただきます。

次に、20、21ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書で、水道会計システム賃借料の限度額を591万1,000円、当該年度以降の支払義務発生予定額の期間を令和5年度から令和6年度まで定めたものです。

次に、23ページをお願いします。

令和4年度水道事業予定損益計算書となり、令和4年度の水道事業所活動の経営成績の見込みを表したもので、経常損失283万6,000円を見込み、当年度未処分利益剰余金が4,344万6,000円となる見込みです。

次に、24、25ページの令和4年度大多喜町水道事業貸借対照表（前年度分）、次の26、27ページの令和5年度大多喜町水道事業貸借対照表（本年度分）につきましては、それぞれの年度末現在の財政状況を表したものです。

次に、28、29ページは、注記としまして、重要な会計方針についての記載となります。

次に、30、31ページをお開きください。

令和５年度大多喜町水道事業会計予算積算基礎資料についてご説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入ですが、款１水道事業収益、項１営業収益の予定額２億９,８８９万３,０００円は、前年度比５７５万４,０００円の減で、目１給水収益の水道料金収入が主な内容です。

項２営業外収益の予定額１億９,９５０万５,０００円は、前年度比１,９２２万円の増で、目２他会計補助金の一般会計補助金、目３県補助金の県水道総合対策補助金、目６の消費税還付金が主な内容です。

次のページをお開きください。

続きまして支出ですが、款１水道事業費用、項１営業費用の予定額４億７,９３９万円は、前年度比１,２３１万９,０００円の増で、目１原水及び浄水費の職員給料、パートタイム雇用の会計年度任用職員報酬、水質検査等委託料、浄水場に係る動力費、南房総広域水道企業団への受水費、目２配水及び給水費の職員給料、フルタイム雇用の会計年度任用職員の給料、次のページになりますが、配水管等に係る漏水修繕費、舗装本復旧に係る路面復旧費、各加圧所動力費、目３総係費の職員給料、各システム等の委託料及び賃借料、次のページになりますが、目４減価償却費の建物等有形固定資産減価償却費、目５資産減耗費の構築物等の固定資産除却費が主な内容です。

項２営業外費用の予定額２,５８８万３,０００円は、前年度比１２８万２,０００円の減で、目１支払利息の地方公共団体金融機構等の企業債利息が主な内容です。

項３予備費の予定額は４０万円として、前年度と同額です。

次に、３８ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入ですが、款１資本的収入、項１負担金の補正額１７６万円は、前年度比８万８,０００円の減で、目１加入負担金の水道加入者負担金が主な内容です。

項２企業債の予定額は８,４２０万円で、配水管布設替工事の財源として充当するもので、前年度比３,１２０万円の増となります。

次のページをお願いします。

続きまして、支出になりますが、款１資本的支出、項１建設改良費の予定額１億２,６９６万９,０００円は、前年度比１,６３６万６,０００円の増となり、目３配水施設費の職員給料、布設替工事材料費、舗装本復旧工事、配水管布設替工事の工事請負費、目４固定資産取得費の量水器交換に伴う量水器費が主な内容です。

項２企業債償還金の予定額１億１９４万９,０００円は、前年度比１８０万２,０００円の増となり、目１

企業債償還金で、財務省17件、地方公共団体金融機構41件分の企業債償還金となります。

以上で、令和5年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、議案第37号 令和5年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

以上で、一括議題とした議案第32号から議案第37号までの令和5年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び事業会計予算の提案説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、既に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、来週3月8日及び9日の午前9時から、合同での常任委員会協議会がこの場所で開催されますので、よろしくお願いします。

3月8日は、総務文教委員会が所管する事務について、また、3月9日は福祉経済常任委員会が所管する事務となります。

また、最終日である3月15日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

これをもちまして本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会といたします。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

（午後 3時03分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 3 号)

令和5年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

令和5年3月15日（水）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	渡辺善男君	2番	麻生勇君
3番	野村賢一君	4番	末吉昭男君
5番	根本年生君	6番	吉野僖一君
7番	山田久子君	8番	渡辺八寿雄君
9番	山口定夫君	10番	森久君
11番	吉野一男君	12番	渡邊泰宣君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	平林昇君	副町長	西郡栄一君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	麻生克美君
企画課長	市原芳則君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	西川栄一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	農林課長	秋山賢次君
商工観光課長	渡邊陽二君	環境水道課長	和泉陽一君
特別養護老人ホーム所長	木島丈佳君	会計室長	須藤明実君
教育課長	小高一哉君	生涯学習課長	米本敏克君
代表監査委員	滝口延康君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮原幸男	書記	市原和男
書記	鈴木孝一		

議事日程（第3号）

日程第 1 議案第32号 令和5年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）

追加日程第 1 発議第 3号 議案第32号令和5年度大多喜町一般会計予算に対する附帯決議について

日程第 2 議案第33号 令和5年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）

日程第 3 議案第34号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）

日程第 4 議案第35号 令和5年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）

日程第 5 議案第36号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）

日程第 6 議案第37号 令和5年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）

日程第 7 発議第 1号 大多喜町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

日程第 8 発議第 2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第 2 議案第38号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） おはようございます。

町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

また、滝口代表監査委員にはご出席いただき、誠にご苦労さまでございます。

本日は、審議期間の最終日となりますが、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は12名です。したがって、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、行政報告を行わせていただきたいと思います。

令和5年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、議長はじめ議員の皆様には、年度末の大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議初日以降のもので、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承を賜りたいと思います。

さて、本日の会議は、令和5年度当初予算に係る質疑と採決となっておりますが、先般の議会初日で予算編成方針を説明させていただき、先週の常任委員会協議会において、関係各課から各種事業の説明をさせていただいたところでございます。

令和5年度一般会計予算は、第3次総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略の計画の3年目でございます。計画に位置づけた各事業を着実に推進するための予算とさせていただいております。

また、介護保険特別会計予算は、第8期介護保険事業計画の3年目であり、計画に基づいた予算とするなど、特別会計及び企業会計におきましても目的に沿った予算とさせていただいております。

議員各位におかれましては、ご審議の上、可決いただきますよう心からお願い申し上げまして、行政報告に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。3月4日以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、3月6日に第1回夷隅環境衛生組合議会定例会が開催されました。

この件につきまして、6番吉野僖一君から報告願います。

○6番（吉野僖一君） 今、議長からご指名されましたので、報告いたします。

資料置いてきちゃったんであれなんですけれども、議長が副会長さん、渡邊、大多喜町の議長さんが夷隅環境衛生組合の副議長になりましたので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊泰宣君） これより日程に入ります。

本日の会議は、既に配付いたしました議事日程（第3号）により進めてまいりますので、よろしくお願いします。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第1、議案第32号から日程第6、議案第37号までの令和5年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び水道会計予算については、既に一括議題として提案理由の説明が終わっております。

3月3日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料などは予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、令和5年度の各歳入歳出予算書から質疑され、質疑の際は予算書のページを必ず示していただくとともに、議題外にわたり、また、その範囲を超えることのないようご留意願います。

また、質疑については、過日の新年度予算に係る合同による常任委員会協議会で詳細な説

明と質疑をされておりますので、会議規則どおり、各会計の議題について1人3回までとし、合わせて1回の質問で多岐にわたることのないよう、1つずつ簡明に質疑されますようお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

議案第32号 令和5年度大多喜町一般会計予算の質疑を行います。

歳入については全般としますが、歳出の款の質疑に応じた歳出事業の充当財源に係るものとします。また、歳出については款ごとに行います。

初めに、歳入及び款1 議会費、款2 総務費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） 私、45ページの多目的庁舎建設事業の4,607万円の予算の件について質問させていただきます。

これは全員協議会で説明のあった多目的庁舎建設事業を行うに当たり、今年度設計と取壊しを行うということでお伺いしております。

それで、その件でちょっと気になったのが、大多喜町公共施設等総合管理計画というのが平成29年に策定されています。これは第3次総合計画の中にも記載されている件です。これとのちょっと整合性について、お聞きしたいと思っています。

この大多喜町公共施設等総合管理計画、分厚い本であります。その計画の中に、本町では少子高齢化、人口減少が進み、それに伴う社会保障費の増大、税収減、税収が少なくなるなどの厳しい財政状況が続くことが想定されます。公共施設の維持、更新費の増加という課題に対し、健全で持続可能な行政財運営を図るための施策として位置づけられてつくられたものです。

それで、次に中間に、公共施設とインフラの今後40年間の更新費用については、総額494億9,700万円、約500億円かかると、そのうち公共施設建築物に係ると221億5,300万円かかるということで、非常な財政負担が及んでくると。そしていろんな計画を立ててみると、公共施設とインフラ合わせて15億円を超える年もあり、公共施設のみでも4億円を超える費用が毎年発生する可能性があると書かれています。

最後に、本計画の目標、将来にわたって現在と同水準の公共施設等を維持することは財政的に厳しく、公共施設等の見直しが必要になりますと、見直しの方法として、公共施設については、施設の長寿命化を図るとともに、不要の施設の廃止や適正規模による大規模改修や

更新を行うとともに、既存施設を有効に利活用することにより、原則として新規施設の建設を抑制しますというふうに書かれています。

これとの整合性については、多分これについて協議はして検討はしていると思います、これは総合計画にも書かれていることですから。予算はある程度やっぱりこの総合計画に伴って、それを反映する形で予算書はつくられているものと思われます。

その辺の整合性については、どのように協議し、どのような見解を得たんでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） ただいまのご質問につきまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

本事業、多目的庁舎建設事業につきましては、直接その今ご質問のございました公共施設等総合管理計画との整合性はないものと考えております。

以上でございます。

公共施設総合管理計画につきましては、当初、既存の施設、それが今後どれだけ長寿命化等を図っていく場合に、どのような形で予算がかかっていくか等を、計画の目的の一つとして挙げさせていただいたものと認識させていただいているところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに。

5 番根本年生君。

○5 番（根本年生君） では、今回の多目的庁舎は、公共施設に当たらないと、公共施設に当たるのであれば、当然この管理計画にのっとらなくちゃいけないと思いますけれども、それには当たらないという見解でよろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 公共施設総合管理計画のことで、補足といいますか、考え方として、ちょっと財政のほうからお答えさせていただきます。

平成28年度に作成となったというふうに思いますけれども、そのときの公共施設総合管理計画、そちらが今ある既存の公共施設を今後長く使っていって、更新が出たときに係る費用、また各インフラの施設などを維持、同じようにやっていった場合の更新にこれだけかかるということでやったものでございます。

その中で、方針としては、人口の減少など社会情勢変わってくる中で、そのときに本当に必要となるものについて、規模の縮小であったり見直しを行いながら、大多喜町が存続、施設の維持管理を長寿命化しながらやっていこうというふうにしたものでございます。

ですので、その中で、今回のこの多目的庁舎の建設というのは、それとはまたちょっと見方が違うところ、今回防災の拠点として必要なものの整備ということでの位置づけになっているというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 原則として新規施設の建設を抑制しますと書かれています。それで、これについては、当たらないと、今後は要は新規施設の建設を抑制しますと書いてあるけれども、今後またそういった庁舎の建設とかやっていくんだよと、今の既存の施設を利活用して、維持管理していくことではなくて、そのようなこともやっていくんだよという認識でよろしいですか。

○議長（渡邊泰宣君） 総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 既存の施設につきましては、この計画にのっとってその維持管理を図っていくという考えでいるところでございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） すみません、43ページ、広報おおたき発行事業でございますけれども、私思うに、広報おおたき便りは、白黒ページがすごく多く感じまして、今年の1月号、2月号、3月号、1月号だと、36ページ中28ページが白黒、2月だと40ページ中32ページが白黒、3月は28ページ中19ページが白黒ということで、全体で104ページ分の79ページが白黒ということで、平均76パーセントが白黒というようなことで、それこそ大多喜町民がこのほかの広報紙と比較することがないだろうから、ずっとこんな形で来ているから、こういうものなのかなというふうに感じているかどうか分からないんですけれども、県下54市町村、そのうち16町と1村あるんですけれども、その中で17町村だけで比較しても2町だけが白黒ページがすごく多いと。そんなことなんで、白黒じゃなくて2色刷りだとか、そんな、全部がカラーがいいっていうんじゃないかと、2色、3色、まあ1色加えるだけでもその見栄えが違うんじゃないかなと。

広報というのは、情報を伝達するという意味合いが大きいんですけれども、やはり見やすいということも重要なことじゃないのかな。見やすいということは、また読みやすいかということもつながるんじゃないかなということで自分は考えるんですけれども、今回67万3,000円が増額になったということなんですけれども、2色刷りとか、そういうページ、何

だろうな、見やすくすることに関して、町はどのように考えているか、お伺いできればと思いますけれども。

○議長（渡邊泰宣君） 何かちょっと要望みたいな形になっているけれども。

総務課長。

○総務課長（麻生克美君） 本年度の予算の歳出根拠につきましては、議員さんおっしゃるとおり、白黒ベースの形で予算計上をさせていただいております。

紙面のお話をいただきましたが、広報おたきにつきましては、やはり皆様からいろいろな要望をいただいて、その読みやすさを追求した形で字のフォントを大きくするとか太くするとかという努力はさせていただいているところでございます。

今のところ、その２色刷り等のお話は、要望等は町民の方からはいただいているというのが現状ではございます。

最近のことにつきましても、やはりこの印刷コスト相当上がっております。２色刷りにした場合には、やはりパーセンテージ的には物価高騰による上昇率が大体２割上がっているようなところなんです。また、この２色刷りを入れた場合、やはり６０万ほどこの予算より上になるようなところも見受けられます。

そのようなところも勘案しながら、当然のように見やすさはこれからも追求はさせていただきますが、当分の間はこの白黒の形とカラーを入れた形の広報紙で来年度の予算は執行させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

歳入及び款１ 議会費、款２ 総務費の質疑を終わります。

次に、款３ 民生費、款４ 衛生費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

７番山田久子君。

○７番（山田久子君） ８１ページ上段の子ども・子育て支援事業の事業計画策定委託料でございますけれども、この策定の中にヤングケアラーの支援策というものを明文化して盛り込んでいただくような形というのはできるのかどうか、その辺はどのようなこの策定事業になっているのかというところでお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） ただいまの子ども・子育て支援計画、これ第3期目になりますけれども、そちらについてヤングケアラーの件を加えていただけるかどうかというお話なんですけれども、今回まだ内容的なものが、こども家庭庁ができた関係で、まだ内容がはっきり具体的に定まっておりません。これから策定する業務の中で打合せをしていくというふうになっていますので、議員さんからそういう要望があったということを、その中に一応入れてまして、その策定のほうの協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 89ページの空家等対策事業7万9,000円、この予算は、次ページの空家対策協議会委員報酬の経費が計上されています。皆さんもご存じのように、今後空き家が大変増えていきます。

多分この委員会は特定家屋を認定するための委員会の協議会ではないかと思っていますけれども、聞くところによると、前年度あまり何か開催を行えたのかどうか分かりませんが、今年度ですね、今年度は何回ぐらい会議が行われて、今後、来年度ではどのぐらいの会議を予定しているのかということと、やっぱりこれできるだけ会議を開いて空き家対策について、これは特定家屋だけの委員会だということも聞いていますけれども、それ以外にも空き家対策をどんどん進めてもらいたいと思いますけれども、この空き家対策協議会の委員会の報酬はどうなるのかということと、何回ぐらい会議を開く予定があるのか教えてください。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 根本議員の今、空き家対策の対策協議会の関係なんですけれども、令和4年度の経過としましては、1回開催いたしました。そのときに、特定空家の判定基準表の見直し等行いました。それ以外に、令和4年度中に3件の懸案事項がありましたので、その辺の進捗状況のほうを説明させていただきました。

今後、来年度は何回やるというのは決まっていはいないんですけれども、そういった事例が発生するような場合に、その今ある3件の経過状況とか、そういったものを踏まえまして開催していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 令和4年度ですかね、集落支援員の方が空き家調査ということを全町挙げてやったものと思われます。その空き家調査の内容も多分もうデータ内で集計されているものだと思いますけれども、そういったのもこの協議会の中で参考として取り扱う予定でしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（和泉陽一君） 根本議員おっしゃられるように、集落支援員さんのほうで空き家のほうを調査していただいて、そちらのほうもデータとしてはあるんですけれども、いかにせん空き家の対策というのは、いずれにしましても、持ち主、本人の自己責任ということで、そちらが原則になりますので、その辺でほかに迷惑を及ぼすようなものがありましたら、まずうちのほうで情報をいただいた上で助言指導を進めていくような形で考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） ないようですので、質疑なしと認めます。

款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番根本年生君。

○5番（根本年生君） 107ページの観光施設管理事業、この中で、委託料でいろいろ入っています、清掃管理業務とか遊歩道とか。何ていうか、元の老人福祉センターのところと特養のところのフィッシングパーク、これも観光施設としての認識でいるのか。この辺についてもかなり広い範囲ですので、管理が必要になってくると思いますけれども、その辺の管理の費用はこの委託料の中に含まれているのでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 新丁のフィッシングパークの河川沿いの関係だと思うんですが、これにつきましては、観光施設管理事業の中では、底地が県の県有地になりますので、草刈りやそういったその維持管理につきましては、この管理事業の中の会計年度任用職員報酬それから旅費ということで外部委託いたしまして、草刈り等をやってもらうということで計上してございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） では、この費用の中で、年何回ぐらい草刈りをやってですね、予定でいるのか。かなり範囲が広いです。もちろんですが、とてもこの会計年度職員の報酬41万9,000円、これ全部つぎ込んでも何かできないんじゃないかと。恐らく年3回や4回はやらずにちゃいけないでしょうから、この予算で足りるんですか。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） 一応草が伸びる時期について集中的にやるということで、年間2回あるいは3回ということで実施している状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 5番根本年生君。

○5番（根本年生君） すみません、よろしくお願いします。

それで、今後、老人福祉センターとか特養も今度閉鎖されていますので、それ以外の、何ていうんですか、公園の、今まで特養なら特養の職員の方、老人福祉センターなどは老人福祉センターの社協のほうでいろいろ手入れもしていたところもあると思うんですけれども、そういったのも含めてこの中でやるということによろしいですか。草刈りです、中の建物じゃなくて周りの維持管理。

○議長（渡邊泰宣君） 商工観光課長。

○商工観光課長（渡邊陽二君） あくまでも県有地のフィッシングパークのあの遊歩道沿いとその河川敷の草刈りという形で行って行っていましたので、そちらのほうについては現状行っていない状況です。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

款5農林水産費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで、令和5年度大多喜町一般会計予算の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

（「手挙げた」「無視しないでよ」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） ああ、すみません。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 反対討論がないようですので、私、一般会計の賛成討論をさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） すみません、順番間違えちゃって。賛成のほうですか。

○3番（野村賢一君） 今だから賛成の立場から言わせてもらう。

○議長（渡邊泰宣君） 分かりました。では、やってください。はい、どうぞ。

○3番（野村賢一君） やってよろしいでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） はい、お願いします。

○3番（野村賢一君） 私は、令和5年度大多喜町一般会計歳入歳出予算について、賛成する立場で討論をいたします。

令和5年度大多喜町一般会計予算は、総額57億1,200万円と前年度より4億8,200万円増と一般会計では過去最大規模で新型コロナウイルス感染症や物価高騰等に対応する国の施策を鑑み、地域の産業振興や各種の問題解決について配慮をされた予算となっております。

歳入については、人口の減少や高齢化が進み、税収や各種交付金などについて過大に見込むことなく、現在の国や地方を取り巻く状況を十分に認識したものと認められます。

歳出については、第3次総合計画後期基本計画などの各事業実施に向けた予算となっており、若手世代の各種支援は高校生までを対象とした子ども医療費助成や出産祝金及び入学祝いポイント、学校給食の無償化、農業施策としてはイノシシ、鹿、猿及びキョンなどの有害鳥獣対策、不耕作農地活用のための取組、観光施設では、観光地のトイレ等環境整備や計画期間が1年延長となった面白峡遊歩道整備の実施など、多くの事業実施に向けて予算が計上されております。

また、地域おこし協力隊や集落支援員を活用した地域の活性化対策や災害対策のための庁舎建設事業、町道や基幹道路の整備と災害に強いまちづくり事業、特別養護老人ホームの閉鎖に伴う対応など、安心・安全な町民生活に必要な事業実施に向けた予算となっております。

先ほど、歳出で述べましたが、第3次基本計画を二元代表制の下、町執行部、議会はPDCAサイクルを継承し、町民福祉向上に努めなければならない使命があると思います。

以上、主な事業について何点か申し上げましたが、今後の新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策はもちろんのこと、総合計画の施策を着実に推進いただきたいことを重ねて要望し、令和5年度大多喜町一般会計の賛成討論といたします。

以上でございます。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号 令和5年度大多喜町一般会計についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第32号 令和5年度大多喜町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（渡邊泰宣君） お諮りします。

ただいま、野村賢一君外4名から、発議第3号 議案第32号令和5年度大多喜町一般会計予算に対する附帯決議についてが提出されました。

この発議第3号を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

よって、提出された発議第3号を日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長（渡邊泰宣君） 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊泰宣君） 配付漏れなしと認めます。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 追加日程第1、発議第3号 議案第32号令和5年度大多喜町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） 発議第3号 議案第32号令和5年度大多喜町一般会計予算に対する附帯決議について、上記の議案を大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙附帯決議案を添えて提出します。

提案理由の説明を行います。

多目的庁舎建設事業については、大規模災害等の発生に備え、本町災害対策本部の拠点となる施設の防災機能を高めるため、大多喜町地域防災計画に基づき整備を推進する計画でございます。

本事業については、その重要性及び必要性については十分認識するが、住民ニーズを的確に捉え、事業に取り組むよう強く要請するとともに、本町の将来を見据えた災害対策の拠点となる施設整備を図ることを求めるために、次の決議を行うものである。

議案第32号令和5年度大多喜町一般会計予算に対する附帯決議。

この度の令和5年度大多喜町一般会計予算には、新規事業として、「多目的庁舎建設事業」の経費4,607万1,000円が計上されている。

この事業は、大規模災害が発生した場合に備え、本町災害対策本部の拠点となる役場庁舎施設等の防災機能を高め住民の安全安心に寄与すること。また老朽化した防災無線の整備、第3庁舎に設置されているJアラートなどの国・県の防災システムの移設及び非常用電源を確保した上で、情報収集や指揮系統の一元化を図ることを目的としている。

しかしながら当該事業は、計画策定の当初から議会・町民・有識者など関係者から広く意見を聞くことが足りず、十分な議論が尽くされていない。

よって本議会としては、未来にわたって町民が安全安心に生活できる基盤を構築するため、町においては、今後この予算を執行するに当たり下記の事項について、十分に留意し、適切に取組まれるよう求めるものである。

記

- 1 議会・町民・有識者など関係者から広く多目的庁舎について意見を聞いた上で、本町の防災対策に求められる機能等を集約した、多目的庁舎整備方針を策定すること。
- 2 多目的庁舎整備方針と併せて、規模や構造など比較検討できる資料を作成し、議会・町民・有識者など関係者に丁寧の説明し、理解を求めること。
- 3 予算執行に当たり、設計など各段階において、議会・町民・有識者など関係者の意見を広く取り入れると共に進捗状況等をその都度報告すること。

以上決議する。

令和5年3月15日。

大多喜町議会。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

(「議長、すみません、よろしいですか」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 3番野村賢一君。

○3番(野村賢一君) 最後に、議決していただきまして、ありがとうございます。

なお、採決文は法的な拘束力はございませんが、政治的には大変な重要なことだと思っています。そこの辺を鑑みて、これからは進めていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長(渡邊泰宣君) よろしいですか。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第2、議案第33号 令和5年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号 令和5年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第33号 令和5年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第3、議案第34号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第34号 令和5年度大多喜町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、議案第35号 令和5年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号 令和5年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第35号 令和5年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第5、議案第36号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第36号 令和5年度大多喜町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第 6、議案第 37 号 令和 5 年度大多喜町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号 令和 5 年度大多喜町水道事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第 37 号 令和 5 年度大多喜町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

次は 11 時から再開します。

（午前 10 時 48 分）

○議長（渡邊泰宣君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午前 11 時 00 分）

◎発言の訂正

○議長（渡邊泰宣君） 会議の前に、一部訂正の報告がありましたので、報告させていただきます。

夷隅環境衛生組合の報告について、私が副議長というふうに報告がありましたけれども、副議長はいすみ議会議長の麻生実さんです。で、監査のほうが私です、渡邊で。そういうことですので、訂正をお願いしたいと思います。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宜君） 日程第7、発議第1号 大多喜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） それでは、発議第1号 大多喜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度見直しが行われました。これにより、各地方公共団体には個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、議会は共通ルールの適用対象から除かれています。

このようなことから、議会における個人情報保護に関する制度について、新たに条例を制定する必要性が生じたため、全国町村議会議長会が個人情報保護委員会等の助言、協力を得て作成した議会個人情報保護条例案を基に、大多喜町議会の個人情報保護条例を制定しようとするものであります。

本条例の概要であります。改正後の個人情報保護法に基づく町の取扱いと差異が生じないように規定しています。

制定の目的は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することにしております。

運用については、これまでの個人情報保護条例からの大きな変更はございません。罰則についてもこれまでと同様、内容を規定しています。

また、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

それでは、本文に入ります。

発議第1号 大多喜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び大多喜町議会会議規則第14条第2項の規定により

別紙のとおり提出します。

令和5年3月2日。

大多喜町議会議長、渡邊泰宣様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一、賛成者、大多喜町議会議員、麻生勇、賛成者、大多喜町議会議員、渡辺善男、賛成者、大多喜町議会議員、根本年生、賛成者、大多喜町議会議員、末吉昭男。

条例の条文の朗読につきましては、割愛させていただきます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしく審議いただき、可決されますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第8、発議第2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番野村賢一君。

○3番（野村賢一君） それでは、発議第2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

3月議会初日、町長から大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての議案が上程され、可決成立しました。

この改正の内容は、令和3年12月会議、議案第71号で可決され、廃止が決まった大多喜町特別養護老人ホームを設置組織からも除くもので、本町議会委員会条例においても常任委員会が所管する事務に規定しているため、大多喜町議会委員会条例第2条第2号中の福祉経済常任委員会の所管事務の規定について、一部を改正しようとするものであります。

また、附則といたしまして、この条例改正は、特別養護老人ホーム事業の完了に併せ、公布の日から6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行しようとするものであります。

それでは、本文に入ります。

発議第2号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、地方自治法第112条及び大多喜町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年3月2日。

大多喜町議会議長、渡邊泰宣様。

提出者、大多喜町議会議員、野村賢一、賛成者、大多喜町議会議員、麻生勇、賛成者、大多喜町議会議員、渡辺善男、賛成者、大多喜町議会議員、根本年生、賛成者、大多喜町議会議員、末吉昭男。

条例の条文の朗読につきましては、割愛させていただきます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議をいただき、可決されますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(渡邊泰宣君) お諮りします。

ただいま、町長から、議案第38号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)の議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

よって、提出された議案第38号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(渡邊泰宣君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 配付漏れなしと認めます。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(渡邊泰宣君) 追加日程第2、議案第38号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第38号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

この補正予算は、3月9日、国の説明会において、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種は、春夏と秋冬の2回の実施となることが示されました。

この説明会を受け、春夏の接種について早急に予算が必要なことから、追加で提案をさせていただきます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,040万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,240万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきますので、3枚めくっていただき、6ページ、7ページをお願いします。

2歳入、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金948万円と、その次の項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金1,819万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチンの接種に対する国の負担金等補助金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金272万9,000円の増額補正は、今回の補正の財源として基金を繰り入れるものでございます。

次のページをお願いします。

3歳出、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費3,040万7,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチンの春夏の接種に向け、実施に必要な医師報酬、会計年度任用職員人件費や消耗品、接種会場の電気代、対象者への通知などの郵便代、会場までの送迎業務委託料、会場設置委託やコールセンターへの人材派遣業務委託などと、実際の接種に係る謝礼や委託料などでございます。

実施方法は、今までと同様に対象者の意向調査を実施の上、接種日時を調整し、集団接種を主としてB&G海洋センターの体育館で行う予定でございます。

今後、接種を実施していく上で接種経費や国等の財政支援、また現段階では詳細が示されていない秋冬の接種などについて、必要に応じ補正予算を計上させていただきますので、よ

ろしくお願いいたします。

以上で、議案第38号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番山田久子君。

○7番（山田久子君） またコロナ接種では大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

9ページの委託料、人材派遣業務委託料ですが、これは何をする方をどこに委託する予定でいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） こちらのほうは、接種会場での誘導等を考えております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 以前、はがきを出したり、電話応対したりとかという形でコロナ接種の準備、大変ご尽力をいただいた形で、企業さんですかね、お仕事がちょっとなかなか、今コロナでできないよという人のお力を借りて進めてきた部分があると思うんですが、今回今コロナの後、そういった方々はもう仕事に就き始めているのではないかなと思うんですが、その辺の対応というのは、今回はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 確かに議員さんの言われるとおり、今例えばコールセンターでもご協力いただいている委託しているところはあるんですけども、そちらのスタッフのほうも新しく別の業務に就かれてしまって、例えば4年度以降も同じ会社にもしお願いすることになっても、同じ方が来ていただけるかははっきり分からないということです。また委託先のほうで人の手配というのはちょっとまたお願いするような格好になると思います。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） 7番山田久子君。

○7番（山田久子君） 分かりました。また別の方も含めて頼んでいくという考え方ということで捉えさせていただきます。

もう1点ですが、会場の設置委託料ということでございますが、これは今回春と秋と2回に分かれるということなのですが、この会場の確保におきましては、B & Gの利用者さん、また関係課に大変ご協力をいただいているということだと思っておりますが、今回の場合は春夏が終わったら一度会場を全部撤去して、普通にまた体育館というんですか、そういうところは使えるような形にしていく予定になるのか、新たに秋冬は設置をするという考え方でいるのかというところで、どのようにお考えになっているのかお伺いできればと思います。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 会場の準備なんですけれども、やはり一旦設置をしていただいて、間が1か月から2か月近く空くんですけれども、それで一旦撤収してまた再度設置をしていく経費と、そのままずっと設置をしていただいた経費は、どちらかという一回撤収する経費のほうが高くなりますので、今回計上させていただいた経費には、そのまま12月まで会場のほうは設置をさせていただく予定でございます。

会場のほうも、今エアコンが暫定的というか臨時に設置をさせていただいておりますので、このエアコンを設置する前のように多分会場のほうは使えないと思いますので、ですのでそのまま設置をさせていただく予定です。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにありませんか。

9番山口定夫君。

○9番（山口定夫君） すみません、対象者とあとその接種の時期というのが分かれば教えてくださいなと思うんですが。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 対象者は、まずこの春夏というか、春夏の接種の対象者は65歳以上の高齢者とあと基礎疾患を有する5歳から64歳、そして医療従事者や介護従事者となります。

秋冬ですかね、9月以降、9月から12月の接種は5歳以上の方全員、希望者全員ということになります。

で、接種の時期でございますけれども、春夏については、5月終わってから6月から始めて7月末ぐらいまでに終了できるような予定であります。

秋冬については、9月終わってから10月ぐらいから開始して12月までに終わるような予定であります。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡邊泰宣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、明日16日から本年6月30日までを休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

よって、明日16日から本年6月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

（午前11時21分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 邊 泰 宣

署 名 議 員 山 口 定 夫

署 名 議 員 森 久